環境省北海道地方環境事務所請負業務

令和5年度
支笏湖における受益者負担制度導入に向けた
実証実験及び検討支援業務

報　　告　　書

令和 5 年 12 月

株 式 会 社 ライヴ環 境 計 画

目　次

１．業務概要 1

1-1.業務の目的 1
1-2.業務の概要 1
1)受益者負担の導入に向けた準備 1
2）受益者負担の導入に向けた評価指標の整理 2
3）アンケート調査及び利用数カウント調査並びに分析 2
4)協力金への理解促進と適正な徴収方法に関する提案 2
5)受益者負担金導入にむけた実証実験の実施にかかる普及啓発資料の作成及び情報発信 2
6）実証実験の実施にかかる意見交換会等の実施 2
1-3.履行期間 3
1-4.業務請負業者 3
1-5.報告書の公開有無 3

2.実証実験の結果 4

2-1.実証実験の実施概要 4
1)目的 4
2)実施概要 4
3)実証実験の実施体制 5
4)周知方法・結果 6
5)協力金の徴収方法 7
2-2. 協力金の収受結果 8
2-3. 協力金徴収における次年度以降の課題 11

3. 受益者負担の導入にむけた評価指標の整理 13

3-1.評価指標の設定の目的 13
3-2.評価指標の設定方針 13
3-3.評価指標の例 15
1)取組み指標 15
2)課題改善を示す指標 15

4.アンケート調査及び利用数カウント調査並びに分析 16

4-1. アンケート調査 16
1)調査の目的 16
2)実施概要 16
3)アンケート結果 19
4)アンケート結果分析 49

4-2. 利用者数カウント調査 52
1)利用数カウント調査実施方針 52
2)実施概要 52
3)カウント結果 53
4)結果分析 59
4-3.事業者ヒアリング 62
1)ヒアリング実施概要 62
2)ヒアリング結果 63
5. 協力金への理解促進と適正な徴収方法に関する提案 67
5-1. 協力金への理解促進の検討 67
5-2.協力金の徴収方法の選定 69
1)実証実験の収受結果の考察 72
2)ノベルティの検討 73
6.受益者負担金導入にむけた実証実験の実施にかかる普及啓発資料の作成及び情報発信 74
6-1.普及啓発資料作成の目的 74
6-2.普及啓発資料の種類 74
6-3.誌面構成 74
6-4.普及啓発資料作成結果 75
7．受益者負担の導入に向けた準備 82
7-1.使用ルール 83
1)使用ルール（管理者用使用許可条件） 83
2)使用ルール（河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋利用者用使用許可条件） 86
7-2. 協力金 89
1)非動力船・水辺利用協力金算定方法（案） 90
2)駐車場協力金算定方法(案) 93
3)河畔ヤード（管理ヤード）協力金料算定方法（案） 94
4)公共桟橋協力金算定方法(案) 95
5)管理水準書(案)への反映 95
7-3.非動力船・水辺利用協力金収入運用方針 97
1）支笏湖適正利用事業の内容と優先度 97
2）管理水準書(案)への反映 101
7-4.収支決算 102
7-5.使用許可 103
1）河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋使用申請書ひな形(案) 103
2）河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋使用許可事務マニュアル(案) 104

7-6.協力金運用の仕組み（内部） 105
7-7.協力金運用の仕組み（外部説明） 106
1）周知・広報資料（案）のコンテンツの検討 106
2）ポスター・チラシの誌面改定の提案 107

8.実証実験の実施にかかる意見交換会等の実施 109

8-1.意見交換会開催概要 109
8-2.意見交換会開催結果 111
1)第 1 回意見交換会 111
2)第 2 回意見交換会（実証実験説明会） 123
3)第 3 回意見交換会（実証実験報告会） 133

- **資料・申請書ひな形案**
- **資料編**

１．業務概要

1-1.業務の目的

支笏洞爺国立公園にある支笏湖は全国でも１、２位を競う水質を誇り、札幌圏をはじめとする生活用水の水瓶でもある。国立公園の利用の面からもカヤックやダイビング、観光船による探勝等を目的として多くの利用者が訪れており、その透明さと静謐さは当公園の核心部を担っている。

平成 18 年２月には、支笏湖全域が、自然公園法に基づく乗入れ規制が行われ、レジャーボートや水上バイク等の動力船が規制されていることから、近年は自然体験活動の流行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により密を避けた活動として動力船に代わり、カヌー、カヤック、スタンドアップパドルボード（ＳＵＰ）など非動力船の利用や水遊びなど、水辺での活動が活発化している。それに伴い、水面・水辺利用者のマナー悪化をはじめとしたオーバーユースが危惧されており、利用者の安全な受け入れのため、また支笏湖の静かな佇まいを維持するための方策が地域より求められてきた。

令和元年度、「支笏湖温泉街周辺水辺利用に関するローカルルール（一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会）」が策定されたが、利用の集中が顕著な支笏湖の一部地域に限定されたルールであり、支笏湖全域におけるローカルルールへの発展が求められた。

令和３年度、支笏湖地域の関係者や行政関係者とともに、支笏湖全域の包括的ローカルルール策定に向けた勉強会等を実施し、令和４年４月に一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会より支笏湖全域の包括的なローカルルール（以下、『支笏湖ルール』）が発出された。

令和４年度には、官民連携による施設管理と適正利用の推進のため、当該エリアにおける利用状況調査を行うとともに、受益者負担金（協力金）による施設の管理や湖の適正利用にかかる業務の実施体制や協力金使途などについて定めた管理要領の検討を進めてきた。

本業務は、令和６年度より当該エリアにおける官民連携による受益者負担の仕組みを実装することを目的とし、過年度に策定した管理要領（案）に基づく受益者負担金導入の実証実験を行い、課題点の洗い出しと具体的な検討を進め、管理運営者公募資料（案）の策定を行った。

1-2.業務の概要

1)受益者負担の導入に向けた準備

令和６年度からの第５駐車場の受益者負担による管理運営の内容の検討や管理運営を円滑に進めるための資料等の下記の内容について、実証実験結果を基に検討や整理を行った。

- 国有財産（支笏湖第５駐車場）使用ルール（使用許可条件）（案）
- 非動力船・水辺利用協力金算定方法（案）
- 河畔ヤード（管理ヤード）協力金算定方法（案）
- 非動力船・水辺協力金収入運用方針（案）
- 非動力船・水辺利用協力金決算資料（案）
- 河畔ヤード（管理ヤード）使用決算資料方法（案）
- 河畔ヤード（管理ヤード）・公共桟橋仕様申請書ひな形(案)

・　河畔ヤード（管理ヤード）・公共桟橋仕様許可事務マニュアル(案)
・　駐車場協力金算定方法(案)
・　公共桟橋協力金算定方法(案)
・　駐車場・非動力船・水辺利用協力金の徴取と運用の仕組み(案)
・　駐車場・非動力船・水辺利用協力金の徴収と運用（周知・広報用）資料（案）

2）受益者負担の導入に向けた評価指標の整理

第５駐車場等を試行的に運営する民間団体が行う協力金等の徴収と運用について、効果測定が可能となるよう以下ア～ウの評価指標の整理を行った。

ア 資源の保全に関する指標
イ 利用環境の維持向上の関する指標
ウ 利用者ニーズへの対応とフィードバックに関する指標

3）アンケート調査及び利用数カウント調査並びに分析

アンケート調査は北海道大学大学院農学研究院からのアドバイスを受けながら共同で実施した。実証実験の事前と事後、第 5 駐車場エリアを中心にポロピナイでも調査し、合計 160 回答を得た。

4)協力金への理解促進と適正な徴収方法に関する提案

協力金徴収にあたり、利用者の賛同を得るために、協力金が自然公園内の利用環境の整備等、利用者に還元するための取組が主眼とし理解促進につながる条件を整理した。

また、利用者の利便を確保し、かつ徴収者の作業効率や作業確実性が十分に担保できる協力金の徴収方法や支払い方法（対面・非対面、現金・電子マネーなど）を比較検討した。検討結果を踏まえ、実証実験での導入結果を検証し、次年度以降の徴収方法について提案した。

5)受益者負担金導入にむけた実証実験の実施にかかる普及啓発資料の作成及び情報発信

当該エリアにおける受益者負担金の導入にむけた実証実験の実施について、利用者へ効果的な告知や受益者負担の仕組みへの理解促進を目的とした普及啓発資料を作成するとともに、その情報発信を行った。

普及啓発資料は①パンフレット（A4、3 つ折り裏表）、②実証実験 LP ランディングページ（WEB ページ）、③インターネット告知用画像（PNG データ）、④現地掲示用ポスター（A2）の 4 種を作成した。

6) 実証実験の実施にかかる意見交換会等の実施

実証実験の実施前の地域関係者の意見交換の場と、対外的に実証実験の実施を周知・説明する説明会、実証実験実施後には結果の共有を行う報告会の 3 回の意見交換会を実施した。

①第 1 回意見交換会

（2023 年 7 月 26 日 10:00～12:00　支笏湖ビジターセンターレクチャールーム）

地域関係者と、実証実施における協力金の金額設定や使途等についての意見交換を行うとともに、実証実験の実施やアンケート調査の協力を依頼した。

②第 2 回意見交換会（実証実験説明会）

（2023 年 8 月 21 日 16:30～18:00 支笏湖ビジターセンターレクチャールーム）

地域関係者に加え、地域内外に向け実証実験実施の周知と実施内容についての説明を行った。

②第 3 回意見交換会（実証実験報告会）

（2023 年 8 月 21 日 16:30～18:00 支笏湖ビジターセンターレクチャールーム）

地域関係者、地域内外に向け実証実験実施の結果として実証実験での収支報告、アンケート調査の結果を報告した。また、参加者から来年度以降の第 5 駐車場エリアで実走される協力金制度についての意見や協力金の使途、今後の支笏湖への意見なども聞いた。

1-3.履行期間

令和 5 年 6 月 21 日～令和 5 年 12 月 28 日

1-4.業務請負業者

株式会社ライヴ環境計画

管理技術者：川口　里絵

1-5.報告書の公開有無

公開

2.実証実験の結果

2-1.実証実験の実施概要

1)目的

令和６年度からスタートする第５駐車場エリアの受益者負担金制度を導入した管理運営では、支笏湖地域の適正利用への還元・循環を目指したシステムの構築を目指している。

そのための準備として、以下を目的として実証実験を実施した。

- 地域内外へ新たな制度の導入の事前告知、賛同を得る機会とする
- 地域内外への賛同の度合いと、賛同を得るために必要な要素を抽出する（アンケート調査）
- 協力金徴取オペレーションや会計処理等、事務手続きを整理し、公募により選定された管理主体による令和 6 年度以降のスムーズな制度の導入と運用の準備をする。
- 協力金徴取側のコンプライアンスを意識した、協力金の支笏湖適正利用へ還元する事業と情報発信（指標の設定）の仕組みを構築する。
- 令和 6 年度第 5 駐車場エリアの管理運営を念頭に置き各主体のかかわり方を検討する。

2)実施概要

実証実験は令和 5 年 9 月 1 日～30 日の 1 か月間とし、支笏湖環境保全協力金の徴収を実施した。実施概要は以下の通りである。

実施期間	2023 年 9 月 1 日～9 月 30 日
実施時間	9：00～17：00
実施体制	一般社団法人　国立公園支笏湖運営協議会 北海道地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所
実施内容	支笏湖環境保全協力金の徴収
対象者	第 5 駐車場エリアの水辺を利用する人 ・　一般利用者（非動力船の利用有無問わず） ・　非動力船アクティビティ事業者 ・　アクティビティツアー参加者
金額	一人につき 500 円
支払い方法	現金・クレジットカード・IC 決済 スマートフォン決済（交通系 IC・QuickPay）
徴収場所と方法	第 5 駐車場の徴収ブース 徴収員による徴収

3)実証実験の実施体制

実証実験は、北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所（以下、環境省）と一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会（以下、運営協議会）が連携してして実施した。環境省と運営協議会の役割分担は下記に整理した。

表　実証実験の役割分担表

	主な項目	環境省	運営協議会
準備	徴収方法の準備	●現金・クレジットなど徴取方法の可能性の整理（事例収集等） ●リストバンド・腕章の準備（別途工事雑費にて）	●人員配置の検討 ●徴取方法の検討 ●会計準備 ●協力金の活用計画
	実施告知	●広報ツールの作成・告知 ●（LP 作成・チラシ作成） ●第 2 回意見交換会の開催 ●（資料・参加呼びかけ）	●告知協力（HP への掲載） ●チラシ配布など ●第 2 回意見交換会の開催 ●（参加呼びかけ）
	受益者負担金の効果・影響	●アンケート・利用者数調査 ●調査設計/実施準備 ●指標の整理	●一般利用客などからの質問や意見などあればメモを
実証実験中	実証実験の実施	●告知	●協力金の徴取 ●会計管理
	受益者負担金の効果・影響測定	●アンケート・カウント調査の実施	
	事務手続き関連	●会計決算の準備	●収支決算
事後	手続きにかかる	●申請等事務手続きの見直し ●管理マニュアルの取りまとめ	●協力金会計・徴取におけるオペレーション振り返り
	結果報告	●第 3 回勉強会の開催	●第 3 回勉強会の開催

4)周知方法・結果

実証実験の周知は６章で示した普及啓発資料を用いておこない、環境省からのプレスリリースなどを実施した。情報発信の実績は以下のとおりである。

マスコミ（新聞・テレビ）
● 北海道新聞千歳版　（2023 年 8 月 22 日） ● 北海道新聞道央圏版　（2023 年 8 月 23 日） ● 苫小牧民放 （2023 年 8 月 22 日） ● HTB ニュース （2023 年 9 月 1 日）
WEB サイト・インターネット
● 運営協議会ホームページ「支笏湖環境保全協力金実証実験について」（新規ページ作成） ● 環境省ホームページ https://hokkaido.env.go.jp/topics_00091.html（北海道地方環境事務所） https://www.env.go.jp/park/shikotsu/index.html （支笏洞爺国立公園ページのニュースより北海道地方環境事務所のページにリンク）
SNS
● Instagram インスタグラム：支笏洞爺国立公園アカウント
パンフレット・チラシ
＜アウトドア店舗＞ ● 秀岳荘（北大、白石） ● パドルクラブ（手稲前田、大谷地） ● ICI 札幌 ● サッポロファクトリー関係（好日山荘、A&F、ノースフェイスなど） ● コルソ札幌（釣り具） ● アルペンアウトドアーズ札幌発寒 ＜支笏湖地域＞ ● 支笏湖 VC　第 2・第 3・第 5・中央トイレ ● 第 3 駐車場・第 4 駐車場 ● 商店街各店・宿泊施設 ● 美笛野営場・モラップ野営場・ポロピナイ

5)協力金の徴収方法

支笏湖環境保全協力金の徴収の実務は運営協議会が実施した。

①一般利用者

一般利用者は現地に徴収場所を設け、徴収員一人が常駐。協力金の支払いを呼びかけた。
協力金を支払った利用者へはリストバンドを装着させ、水辺を離れても再入場時の混乱を避けるようにした。

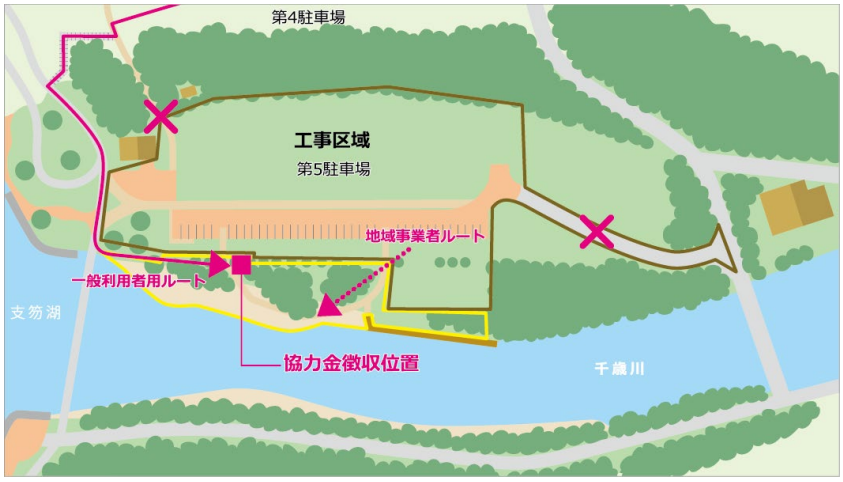

協力金収受場所

写真：協力金徴収ブース（左） 協力金を支払った利用者にはリストバンドを装着（右）

②アクティビティ事業者

アクティビティ事業者は、一定数のリストバンドを受け取り、２週間ごとに利用者の人数（リストバンド使用枚数）を申告し、協力金を運営協議会に後日銀行振り込みにて支払うこととし、現場オペレーションの簡素化を図った。また、協力業者には腕章を貸与して、協力事業者であることを一目で分かるように装着することにした。

協力者に渡したリストバンド

協力事業者用　腕章

2-2. 協力金の収受結果

①協力金の合計金額

支笏湖環境保全協力金に賛同し協力金を支払った利用者は、3,185 人合計金額は、1,592,150 円だった。

支払い方法に関しては、クレジット決済やスマートフォン決済など準備はしていたものの、利用したのは 5 名だった。

収受内訳	人数	金額
一般・現金	306 人	155,000 円
一般・クレジット	5 人	2,500 円
アクティビティ事業者	2,873 人	1,437,000 円
収入小計	**3,184 人**	**1.592,000 円**
寄付	1 人	150 円
収入合計	**3,185 人**	**1,592,150 円**

②協力金の日ごとの協力数

支笏湖環境保全協力金の日ごとの協力数は図に示した通りである。ただし、実証実験期間中 9 月 14 日は大雨のため徴収しなかった。

期間中、一般利用者の利用は週末に集中していた。アクティビティ事業者の利用は週末が多いものの平日も一定の利用があった。

協力金の拒否人数は、収受員の呼びかけに対して協力金を支払わなかった人を調査員がカウントしたもので、期間中 70 名、全体の協力者数の 2.2%だった。

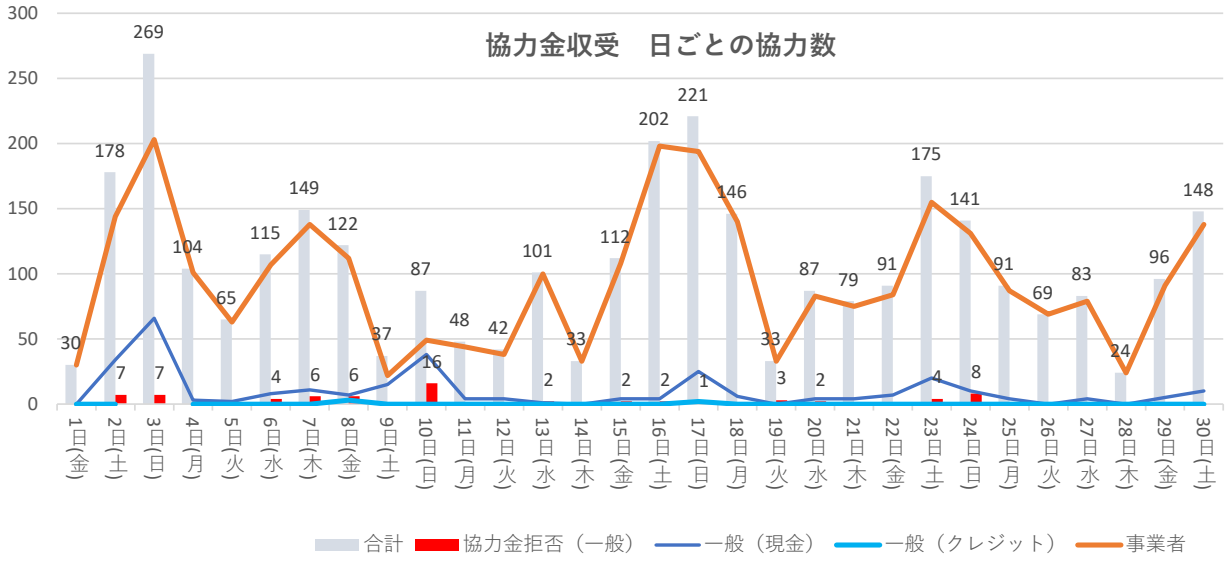

支笏湖環境保全協力金の日ごとの協力者数

③協力金の収受にかかる収支決算

＜収入＞

協力金の収受を担当した一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会より、協力金の徴収結果と徴収のためにかかる費用とまとめた決算の報告を受けた。収入の合計は、一般利用者からの 155,150 円、事業者からが 1,437,000 円。一般利用者の割合は約 10%、事象者の割合は約 90%だった。

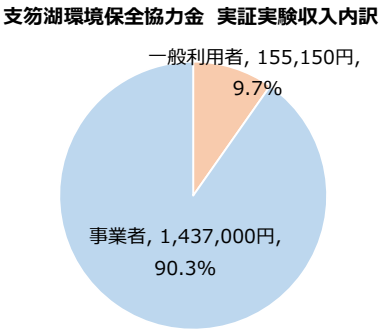

支笏湖環境保全協力金　実証実験収支決算

収　　入		
費目	内訳	金額
協力金（一般）	協力金（現金）（寄付金 150 円含む）	152,650
	協力金（クレジットカード Square）	2,500
	小　計	155,150
協力金（事業者）	協力金（支笏ガイドハウス）	457,500
	協力金（グレートアドベンチャー）	129,500
	協力金（オーシャンデイズ）	700,000
	協力金（K-LABO）	150,000
	小計	1,437,000
合　計		**1,592,150**
支　　出		
費目	**内訳**	**金額**
消耗品費	PC ケース・バッグ・コピー用紙等	20,352
備品費	テント・椅子・カードリーダー	27,308
手数料		1,062
人件費	徴収員給与（@15000×30 日）	450,000
	事務局人件費(@2000×3h×30 日)	180,000
通信費		336
合計		**679,058**
収支差額		**913,092**

＜支出＞

支出は協力金徴収にかかる経費のうち、最も割合が高かったのが人件費 28%となった。

ただし、次年度は、公募選定された管理運営者のもと園地（第５駐車場）が供用開始となるため、管理運営にかかる費用の支出項目が追加される。

また、実証実験で利用した協力事業者用腕章・徴収員腕章とリストバンドは、環境省で費用を負担し準備したもので、収支決算の額に入れていない。次年度以降は、管理運営者がマーキングの方法等を検討し、直接経費として支出される可能性がある。

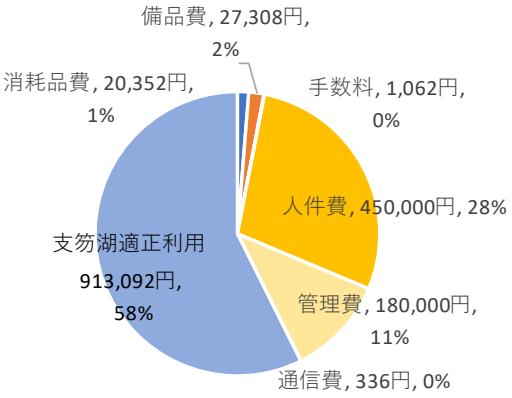

図　支出費目の内訳

●今年度のその他の経費（環境省で負担）

協力事業者用腕章・徴収員腕章(20 個…37,200 円)

リストバンド　　(4500 枚…133,320 円)

経費を差し引いた 913,902 円が支笏湖適正利用の事業費となる。実証実験では、この支笏湖適正利用の事業については運営協議会と環境省との覚書に基づき、運営協議会が実施する予定となった。

＜実証実験での支笏湖環境保全協力金の使途＞

●支笏湖適正利用事業内容の予定

・第５駐車場の残置された船舶の撤去

・千歳川の危険な流木や沈んだドラム缶の撤去

・救命用の浮き輪やライフジャケットの購入

など

●実施時期の目安

・５月下旬

●実施主体

・一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会　※環境省と協力金の使途に係る覚書を取り交わして実施

2-3. 協力金徴収における次年度以降の課題

利用者の反応について徴収員への聞き取り、日報の記録やアクティビティ協力事業者へのヒアリングの内容から、オペレーションの改善点および協力金の徴収について課題点を抽出した。

①徴収員への聞き取りや日報記録の要旨

一般利用者への協力金の呼びかけを行った徴収員の記録と聞き取りによれば、協力金を支払わなかった理由は、徴収ブースに来て実証実験を知り支払う現金や方法を持ち合わせていなかったという理由が多かった。また、協力金の任意性を理由に支払わない事例もあった。

利用者の協力金の呼びかけについての反応
・　大多数の利用者は快く協力していて、協力金について説明を求められる、反対意見を述べられるということはなかった。 ・　徴収場所にお金を持ち合わせていない方が、駐車場に取りに戻って支払われたケースが複数あった。
協力金拒否の理由
協力金を拒否する理由は、 ・　現金（支払い方法）を持ち合わせていない ・　任意なので支払わない の理由が多かった。 （その他の拒否理由） ・　協力金の事前の説明がない、不足しているため（1 人） ・　使途について賛同できず拒否（1 人）

②アクティビティ事業者への聞き取りの要旨

アクティビティ事業者 A
・　協力金については、ガイドスタッフは免除して欲しい。ゲストへの協力金の趣旨説明や徴収、とりまとめなどを行っていることも配慮してもらえると嬉しい。 ・　ある程度まとめて精算する仕組みはよかった。7 月 8 月の繁忙期には支払い手続きもままならないほど忙しいため、精算の期間は長いほど嬉しい。 ・　今回のリストバンドは、ゴミになるもので、エコへの配慮が感じられず残念だった。 ・　返礼品として少し嬉しくなるような工夫や、ガイドとして進めやすいエコロジカルな配慮がされているものが良いと思う。食べたらなくなるお菓子なども良いと思う。

アクティビティ事業者 B
・　一定期間ごとの精算はよいと思う。繁忙期には 1 か月ごとの方がより負担が少ないと思う。 ・　リストバンドについては確かにゴミになっていてこれに代わる方法があるとよいと思う。 ・　腕章は、スタッフのガイドから良いという声もあった。
アクティビティ事業者 C
・　一定期間ごとの精算や事前にリストバンドを受け取っておく仕組みはよいと思う。繁忙期は精算の期限が長い方が良い。

協力金の徴取オペレーションの効率化や、利用者への利便性の向上や協力率を高めるための課題として、以下の 3 つが抽出された。

＜協力金の徴収における課題＞

課題 1 協力金の目的や使途・支払い方法についての情報発信

- 出発前の認知度向上のための情報発信
- 利用者は水辺にアクセスする前に支払いの準備をするため、現地での利用者動線に合わせて可能な支払い方法の情報も掲示

課題 2. 事業者の清算の利便性の向上

- 繁忙期の清算の負担を減らすための清算頻度やタイミングの設定

課題 3. 環境に配慮した、支払いマーキングの仕組みの検討

- 環境保全への協力金の目的に齟齬のない素材や方法の選択
- 団体での利用となる事業者へのマーキングの方法と使用ルールの設定

3. 受益者負担の導入にむけた評価指標の整理

3-1.評価指標の設定の目的

支笏湖の適正利用に向け、支笏湖の課題に合わせて事業内容を検討し、変化する利用や状況に合わせて事業を評価、改善をしながら進めるために、支笏湖の状況や取組みの内容を評価する評価指標を設定した。

また、支笏湖環境保全協力金は任意の支出となるため、地域内外の利用者から協力金の目的や使途への理解と賛同を得ることが不可欠である。本業務で実施したアンケート調査では、「協力金を支払わない支払うつもりはない」の理由は「使途が分からない」が最も多く、自由意見には「使途の透明性」についての意見も寄せられていた。

支笏湖環境保全協力金の情報発信や協力金収受の報告は、

① 支笏湖の適正利用における課題の内容

② 支笏湖環境保全協力金による取組み実績と効果の報告

③ 受益者負担金の会計の透明性　など

を評価指標に基づいて定性・定量的に行うことで、わかりやすく伝えることができ、地域内外の賛同や協力につながると考えられる。

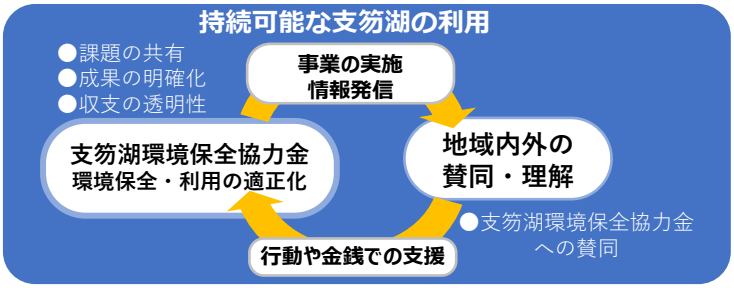

支笏湖環境保全協力金を支える賛同･理解

3-2.評価指標の設定方針

これまでの地域との意見交換会や利用者アンケートなどで挙げられた主な課題は

- 支笏湖周辺のごみ放置
- 水辺利用における安全
- 利用マナーの向上
- 水辺の混雑感
- 受益者負担金に対する理解と賛同
- 湖底ゴミ
- 水草などの野生動植物への影響の懸念

である。これらの課題を

ア. 資源の保全に係る指標

イ. 利用環境の維持向上の関する指標

ウ. 利用者ニーズへの対応とフィードバックに関する指標

の 3 つの分類で整理した。

支笏湖の課題分類

分類	現在の課題
ア.資源の保全に係る指標	・ 支笏湖周辺のごみ放置 ・ 湖底ゴミ
イ.利用環境の維持向上の指標	・ 水辺利用における安全 ・ 利用マナーの向上 ・ 水辺の混雑感
ウ.利用者ニーズへの対応とフィードバックに関する指標	・ 受益者負担金に対する理解と賛同

※水草などの野生動植物への影響の懸念については、評価指標の設定が難しいため、今回の分類からは除外した。

これらの課題の改善に向けて、今年度の意見交換会（報告会）やアクティビティ事業者ヒアリング、利用者アンケートから、支笏湖適正利用に関わる業務の内容と優先準備についても以下のように整理された。(7 章 7-3. 非動力船・水辺利用協力金収入運用計画)

> （5）支笏湖適正利用にかかる業務
> 支笏湖適正利用に係る事業として以下の項目を実施する。
> - 支笏湖適正利用にかかる事業を検討する地域内外との協議体制の設置と運営
> - 支笏湖ルール普及啓発活動
> - エリアパトロール（安全・ルールの啓発）
> - 支笏湖周辺の清掃
> - 利用者・環境モニタリング調査　　（優先順位順）

支笏湖の課題と支笏湖適正利用の取組みを対応させたものが以下の表である。支笏湖適正利用において、評価すべき視点は大きく二つあり、一つは課題に向けた取組みが実施されている実績（取組み実績)、二つ目は、取組みを行うことで期待する課題の改善の成果が出ているか（課題改善を示す指標）である。これらの二つの視点で評価指標を検討した。

分　類	現在の課題	支笏湖適正利用の取組み
ア.資源の保全に係る指標	・支笏湖周辺のごみ放置 ・湖底ゴミ	・支笏湖周辺清掃活動 ・湖底清掃 ・支笏湖ルールの普及啓発活動
イ.利用環境の維持向上に関する指標	・水辺利用における安全 ・利用マナーの向上 ・水辺の混雑感	・支笏湖ルールの普及啓発活動 ・パトロール
ウ.利用者ニーズへの対応とフィードバックに関する指標	・受益者負担金に対する理解と賛同	・支笏湖適正利用にかかる事業を検討する地域内外との協議体制の設置と運営 ・利用者・環境モニタリング調査
課題・成果を評価する指標	**課題改善を示す指標**	**取組み指標**

3-3.評価指標の例

1)取組み指標

取組指標は、取組みが計画通り行われているかを評価する軸であるが、課題改善は取組み実施から時間を経て成果が見られたり、協力金等の収入状況によって取組回数が変動したり、定量・定性的な評価が難しいこともあるため、改善のプロセスの指標として検討した。支笏湖適正利用にかかる業務における取組み指標の例を下表に挙げる。

取組指標の例

支笏湖適正利用にかかる業務での取組み	取組みの指標の例
・ **支笏湖ルールの普及啓発活動**	・ パンフレット、ポスターの配布数 ・ インターネットなどでの支笏湖ルール紹介ページの閲覧数や被リンク数
・ **パトロール**	・ パトロールの回数・頻度 ・ パトロール実施スタッフの延べ人数
・ **支笏湖周辺清掃活動** ・ **湖底清掃**	・ 回収したごみの量 ・ 清掃活動に参加した人数 ・ 清掃活動の回数・頻度 ・ 清掃活動の範囲
・ **支笏湖適正利用にかかる事業を検討する地域内外との協議体制の設置と運営**	・ 会議の回数 ・ 出席者の人数
・ **利用者/環境モニタリング調査**	・ 利用者アンケートの実施

2)課題改善を示す指標

取組みを行うことで、課題となっていた状況が変化し改善していくことを客観的に把握、評価するための指標を「課題改善を示す指標」として、検討した。課題改善を示す指標の設定と同時に初期値として現状の状態を調査記録しておくことで、取組みによる変化を評価することができる。

事業者アンケートや協力金の収受は今年度の実証実験での結果が初期値として活用できる。その他、新たな取組みには、取組みのスタート時に合わせ、現状を記録することが望ましい。

課題改善を示す指標の例

分類	現在の課題	課題改善の指標の例
ア.資源の保全に係る指標	・ 支笏湖周辺のごみ放置 ・ 湖底ゴミ	・ 利用者アンケートで「支笏湖で課題と感じる内容」で「ごみ放置」を課題とする**回答の減少**（利用者アンケート）
イ.利用環境の維持向上の指標	・ 水辺利用における安全 ・ 利用マナーの向上 ・ 水辺の混雑感	・ 利用者のマナーや混雑度を課題とする**回答の減少**（利用者アンケート） ・ パトロールでのマナー違反等に対する**声掛け回数の減少**（パトロール） ・ ライフジャケットの**着用率**（支笏湖ルールの普及啓発活動） ・ **事故の頻度**の減少
ウ.利用者ニーズへの対応とフィードバックに関する指標	・ 受益者負担金に対する理解と賛同	・ 支笏湖環境保全協力金への**協力率** ・ 支笏湖環境保全協力金の**収受金の増加**（支笏湖環境保全協力金の収受）

4.アンケート調査及び利用数カウント調査並びに分析

4-1. アンケート調査

1)調査の目的

支笏湖環境保全協力金の実証実験の実施に合わせて、支笏湖の利用者に対してアンケートを実施した。また、調査の実施において、北海道大学大学院農学研究院森林政策学研究室　庄子　康教授と北海道大学大学院農学研究院花卉･緑地計画学研究室　愛甲哲也准教授のアドバイスにより共同で実施し、本調査の結果は今後の利用者の意識のモニタリングの初期値として活用することを念頭に置き調査設計を行った。

＜アンケート調査の目的＞

① 受益者負担金の導入に対する理解や賛同の検証
② 理解・賛同を得るための条件の抽出
③ 受益者負担金の導入による利用形態・意識の変化の確認
④ 効果的/効率的な徴取方法（利用者の利便性）の検討

2)実施概要

①調査対象と実施方法

アンケート調査の対象は、第 5 駐車場エリアの水辺を利用する一般利用者と、アクティビティ事業者が実施するツアーの参加者の両方を対象として、アンケートを配布、配布したアンケートは郵送により回収した。

表 4-1. 調査対象と回収方法

	対象者	実施方法
一般利用者	非動力船・水辺を利用する利用者	調査員による調査票の配布。 郵送回収
アクティビティツアー参加者	支笏湖で非動力船ツアーに参加した利用者 支笏湖で非動力船ツアーを販売している事業者	ツアー利用者 …調査員による調査票の配布。 …郵送による回収

②調査場所

調査の実施場所は、受益者負担制度を導入する第 5 駐車場エリアおよび受益者負担制度の導入は未定だが、入場料や事前予約の必要なく非動力船を利用でき第 5 駐車場の制度導入の影響を受けやすいと考えられるポロピナイの 2 か所で実施した

調査地点 1 ：**第 5 駐車場エリア**…受益者負担金の導入場所
調査地点 2：**ポロピナイ**…第 5 駐車場における受益者負担金の導入影響の測定

③調査実施日

調査日数は、第 5 駐車場エリアでは調査員を配置した 5 日間と 1 週間の配布期間、ポロピナイでは 2 日間とした。

実証実験前…1 日　（第 5 駐車場/ポロピナイ）

実証実験中…4 日（第 5 駐車場…4 日＋配布期間 1 週間/ポロピナイ…1 日）

表 4-2 調査場所と実施日

	調査日	第 5 駐車場	ポロピナイ
実証実験前	2023 年 8 月 26 日(土)	○	○
実証実験中	2023 年 9 月 2 日(土)	○	なし
	2023 年 9 月 9 日(土)	○	○
	2023 年 9 月 16 日(土)	○	なし
	2023 年 9 月 17 日(日)	○	なし
	2023 年 9 月 22～30 日	○	なし

④アンケート設問

調査票の設計には、選択式の設問を基本とし回答者の負担を減らすことや、支笏湖周辺の地名を知らない利用者が迷わないよう、位置図などを掲載し混乱を避けるよう留意した。

設問の内容は下表のとおりである。（調査票は資料編を参照。）

表 4-3　アンケートの設問の内容

1.回答者の水辺利用の状況	問 1 訪問経験 問 2 支笏湖内での訪問地点 問 3 利用目的 問 4 非動力船の利用経験
2.支笏湖で生じている課題の認識	問 5 利用者が認識している課題の内容
3.第 5 駐車場隣接の千歳川源流部の利用について	問 6 千歳川源流部の利用経験（回数） 問 7 夏季の千歳川源流分の利用頻度
4.実証実験・協力金について	問 8 実証実験についての認知 問 9 実証実験を知った情報源 問 10 協力金の賛同の意思 問 11 協力金に賛同しない理由 問 12 協力金に賛同する理由 問 13 協力金の金額設定 問 14 協力金導入による利用の変化の有無 問 15 協力金導入により利用が変化する場合の代替地 問 16 協力金の支払いのタイミング 問 17 協力金の支払い方法
5.回答者属性	性別/年代/居住地/同行者人数/同行者との関係

⑤アンケート調査のインセンティブ

回収率を上げるために、回答者へのインセンティブ（報酬）を設定した。内容は回答者の中から抽選で 15 名に 3,000 円の Amazon ギフトカードを贈呈。希望者のみ発送先の連絡先の記入することとした。なお、抽選後、配達証明を確認したのち、個人情報については速やかに廃棄処分した。

お手数をおかけしますが、返信用の封筒に封入して投函してください。

アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で15名様にアマゾンギフトカード(3,000円分)をお送りいたします。
ご希望の方のみ下記に住所氏名をご記入ください。※希望されない方は無記名で結構です。
※当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。また、ご記入いただいた情報は商品の発送にのみ使用し速やかに破棄いたします。

氏　名	
フリガナ	
住　所	〒

3)アンケート結果

①回収数

アンケートの回収は、実証実験の前後合わせて第 5 駐車場エリアでは 100 票、ポロピナイでは 60 票、どちらも回収率は 28%だった。

親水公園でも予備的に配布を行い、回収数の合計は 164 票だった。

アンケート回収数と回収率

	第 5 駐車場エリア	ポロピナイ	親水公園	合計
回収数	100	60	4	164
回収率	28%	28%	20%	28%

②アンケート集計結果

アンケート集計結果を以下に示す。なお、親水公園 4 件については、回答数が少なく第 5 駐車場エリアとの比較対象とならないため除外し集計した。

問 1 あなたは、これまで支笏湖に何回訪問されたことがありますか？

回答者の訪問回数は、第 5 駐車場エリアでは初めての訪問が事前で 20%、期間中約 37%。ポロピナイでは初めての訪問した回答者はいなかった。

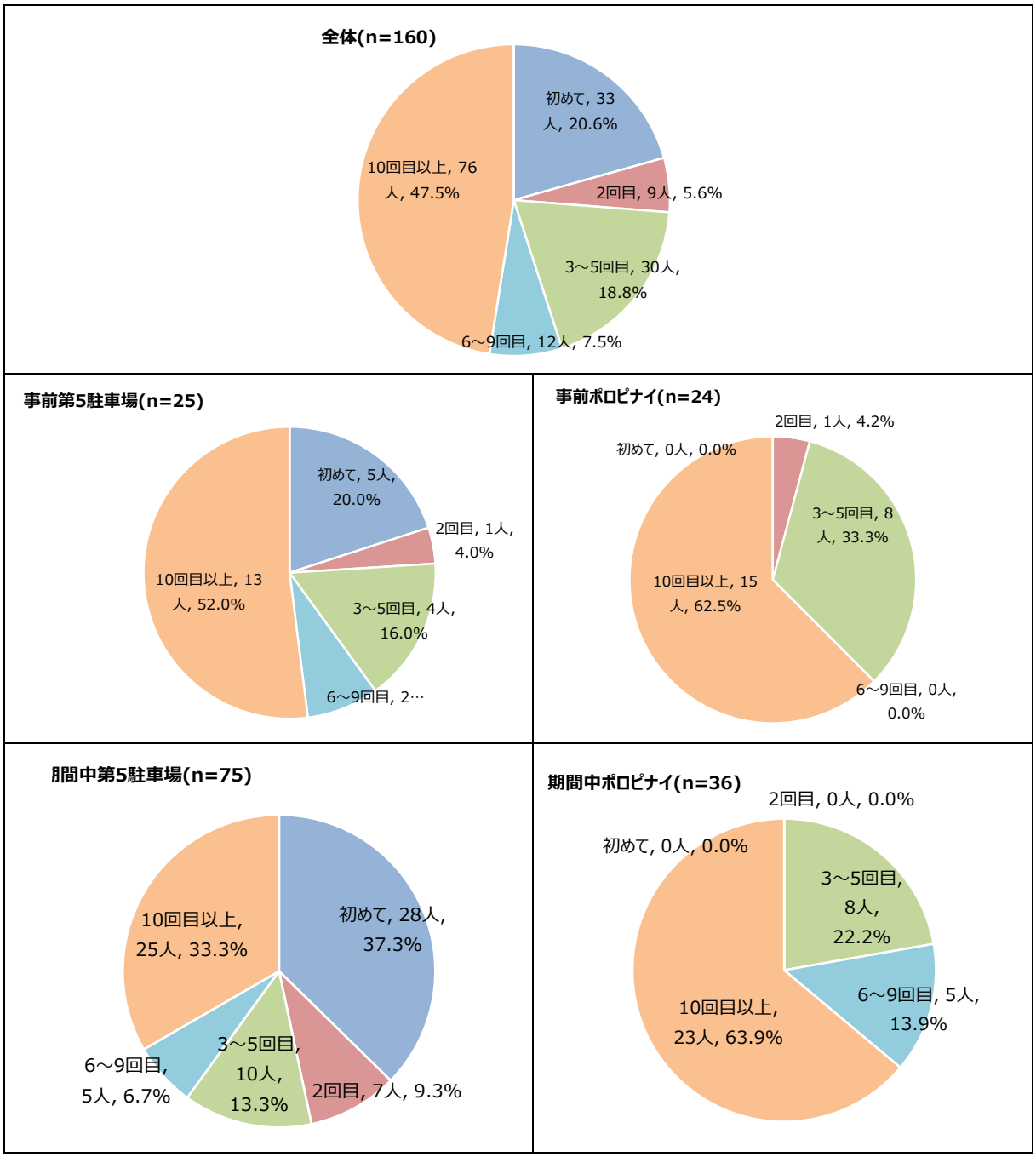

問２あなたは、支笏湖のどこのサイトをよく訪問しますか？（複数回答）

第 5 駐車場、ポロピナイどちらも、調査地点の訪問が最も多く、それ以外の訪問地は第 5 駐車場、ポロピナイどちらもモラップキャンプ場の利用が多かった。

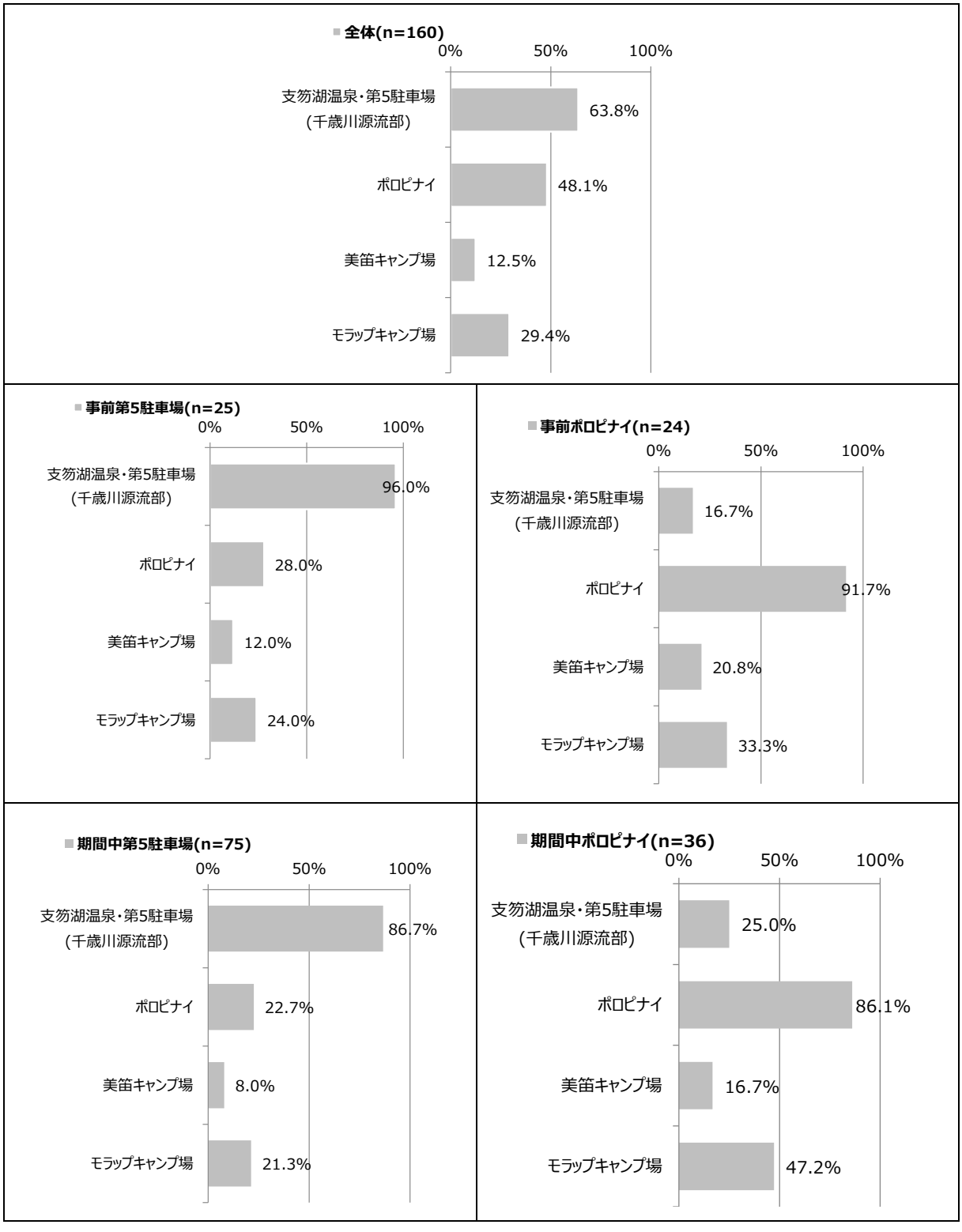

問３　あなたは、今回何をするために支笏湖に訪れましたか？（複数回答）

支笏湖の訪問理由は、SUP の利用が最も多かった。第 5 駐車場エリアはカヌー・カヤック・SUP などの非動力船の利用がほぼ同じ割合で多くなっており、ポロピナイは SUP 利用が約 70%と多かった。どちらの場所でも非動力船の利用に次いで「水遊び・水浴び」が多かった。

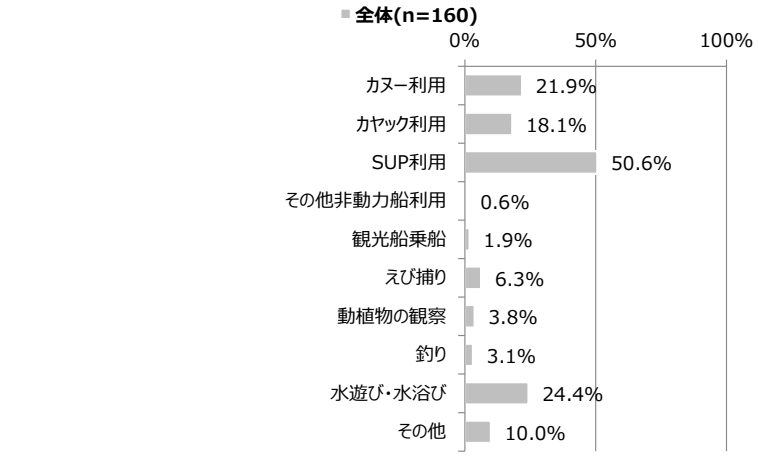

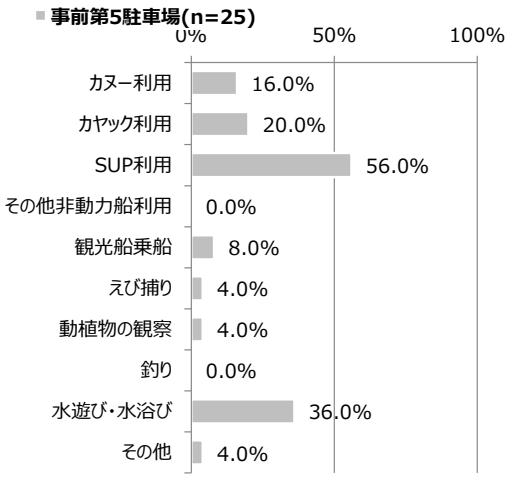

＜その他＞温泉

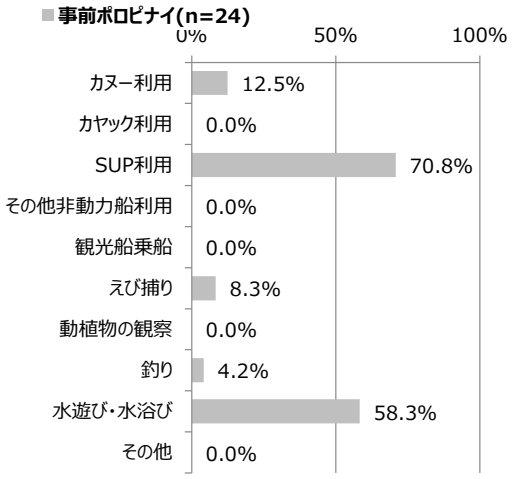

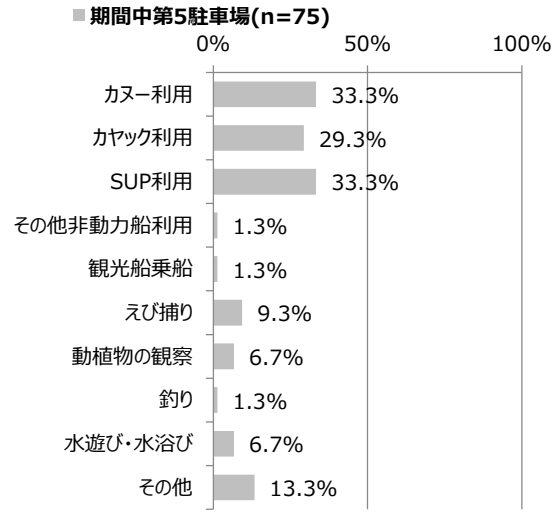

＜その他＞キャンプ/読書/写真/温泉街に宿泊/キャンプ/散歩/仕事/ゴミ拾い/清掃ボランティア

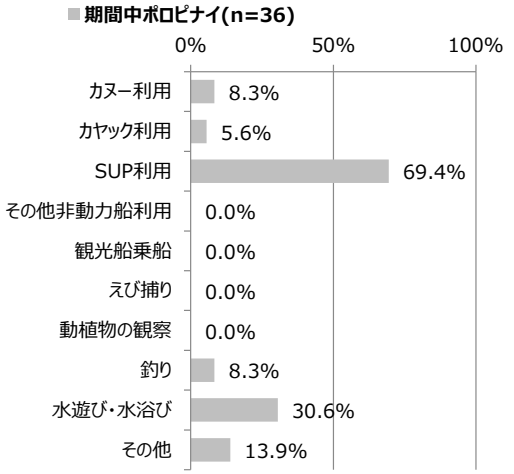

＜その他＞犬の散歩/ドライブ/息抜き/魚とりキャンプ/のんびり

問 4 あなたは、支笏湖でカヌー、カヤック、SUP（サップ）などを利用したことがありますか？

支笏湖での非動力船の利用は半数以上が「ある」の回答だった。非動力船の利用を目的とした利用が多かった。

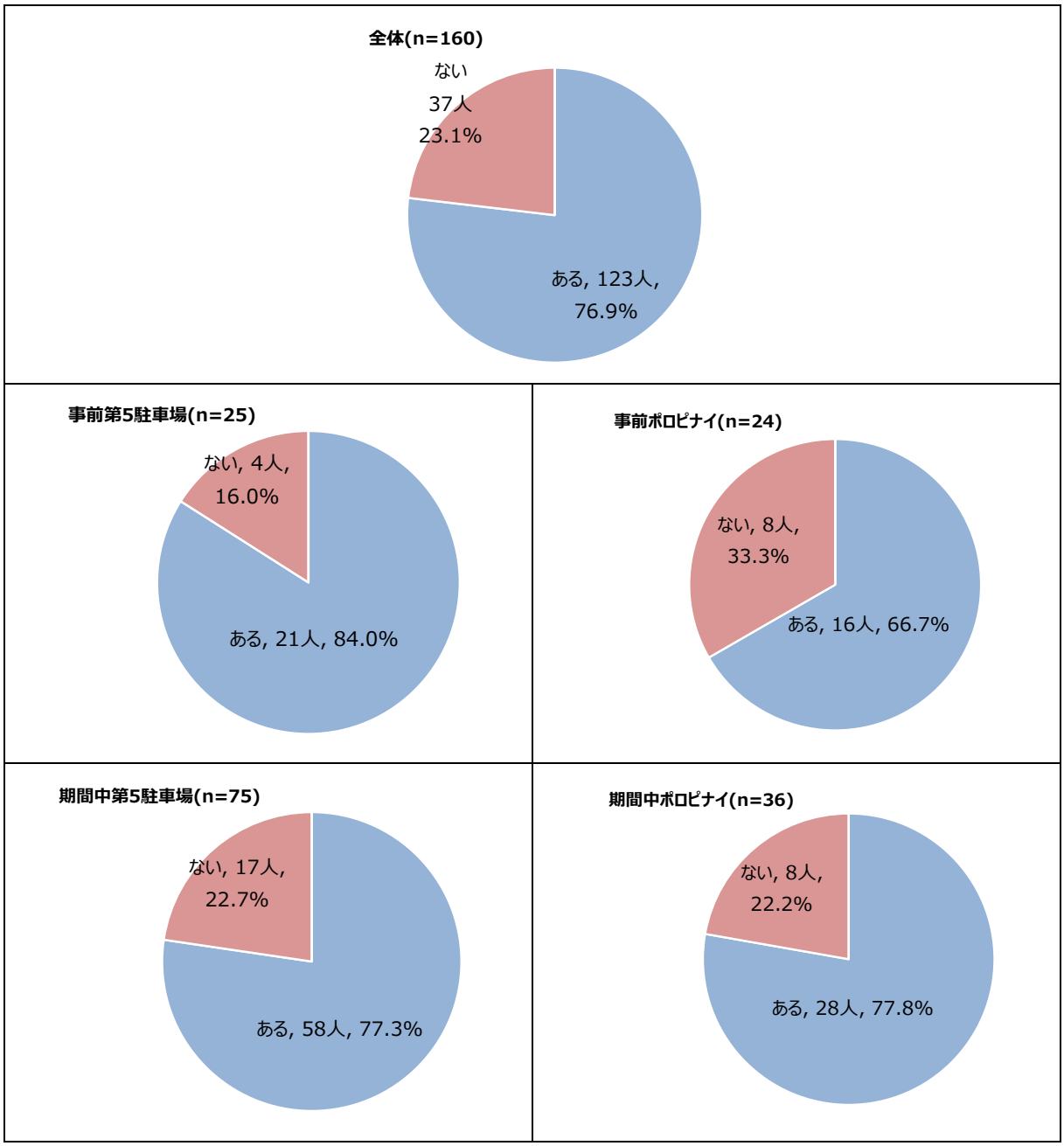

問 5 あなたは利用中に課題や不安を感じますか（感じましたか）？（複数回答）

利用者が支笏湖の利用中に感じる課題は、「ゴミの放置」と「利用マナー」、「利用者の安全」が多かった。ただし「どれも感じない」の回答もあった。「水草への影響」の回答が最も少なかった。

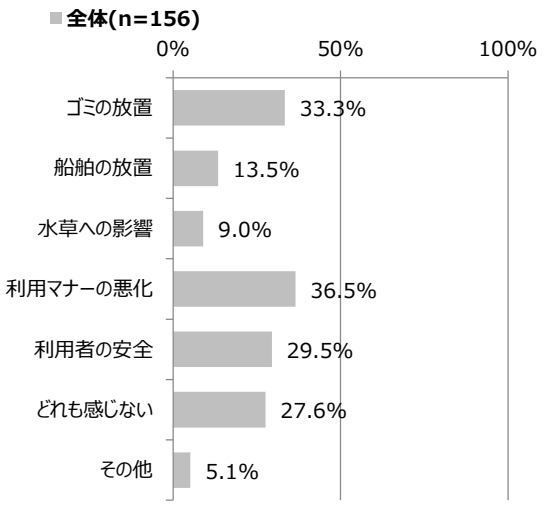

＜その他＞

第 5 駐車場

（事前）犬のフンが入った袋がある

（期間中）人の多さ/外国人のマナー

ポロピナイ

（事前）　駐車場の少なさ

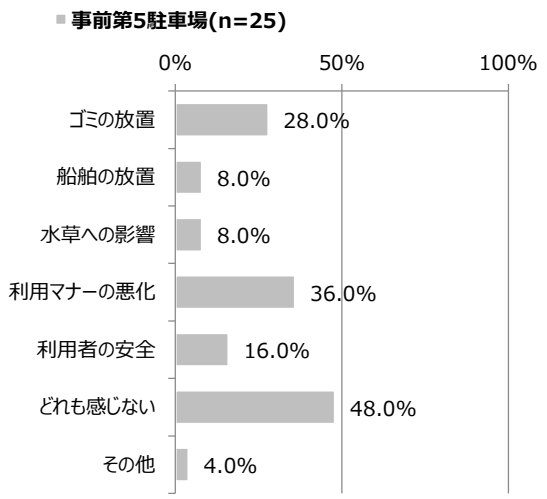

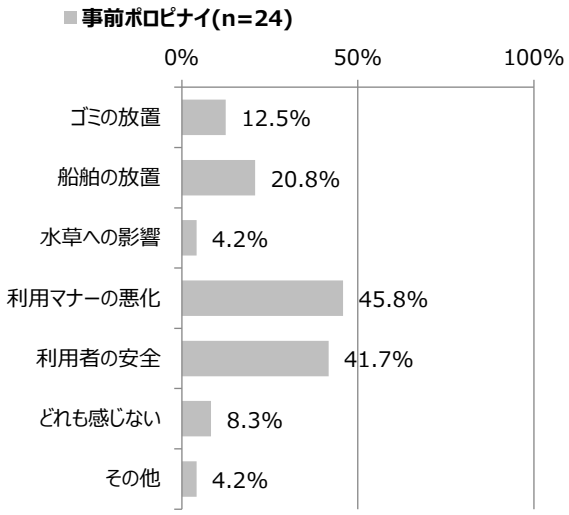

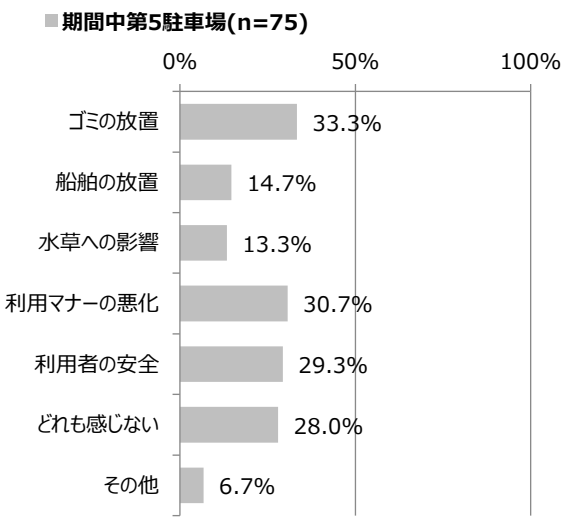

＜その他＞人の多さ/外国人のマナー

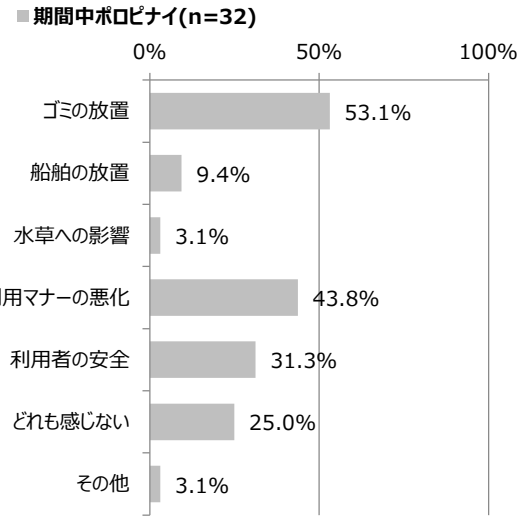

問 6 これまで支笏湖第 5 駐車場に隣接する千歳川源流部を訪問されたことがありますか？

千歳川源流部の訪問実績を聞くと、第 5 駐車場エリアについては「初めて」が半数以上、ポロピナイで初めての回答は 10%台で 2～5 回訪問したことがある回答が多かった。

全体(n=123)

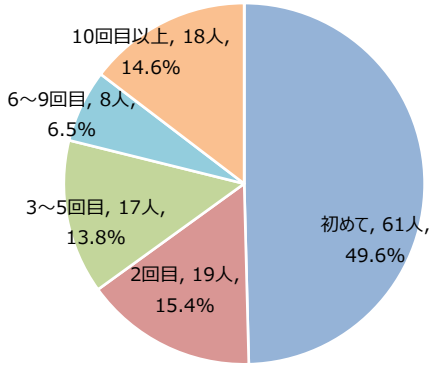

事前第5駐車場(n=25)

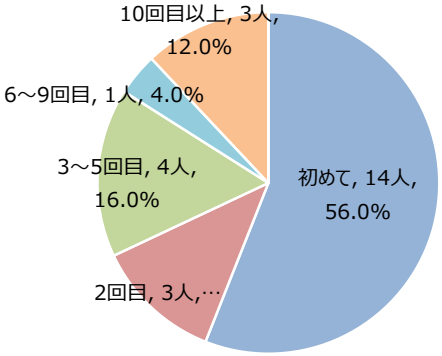

事前ポロピナイ(n=6)

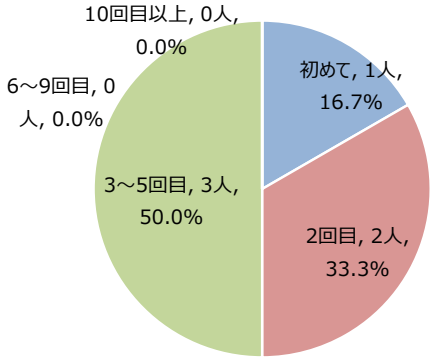

期間中第5駐車場(n=75)

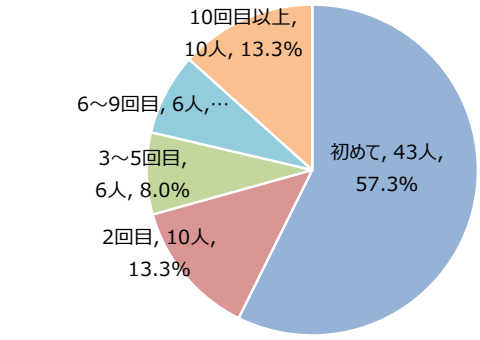

期間中ポロピナイ(n=17)

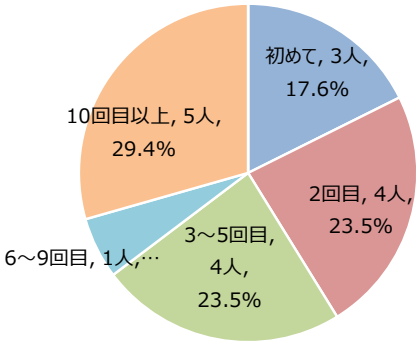

問 7 例年 5～10 月の間に、支笏湖第 5 駐車場に隣接する千歳川源流部をどれくらいの頻度で利用しますか？

千歳川源流部の利用頻度は、今回が初めての回答が多かったが、1 年で 1 回以上の利用者も全体の 3 分の 1 程度いた。

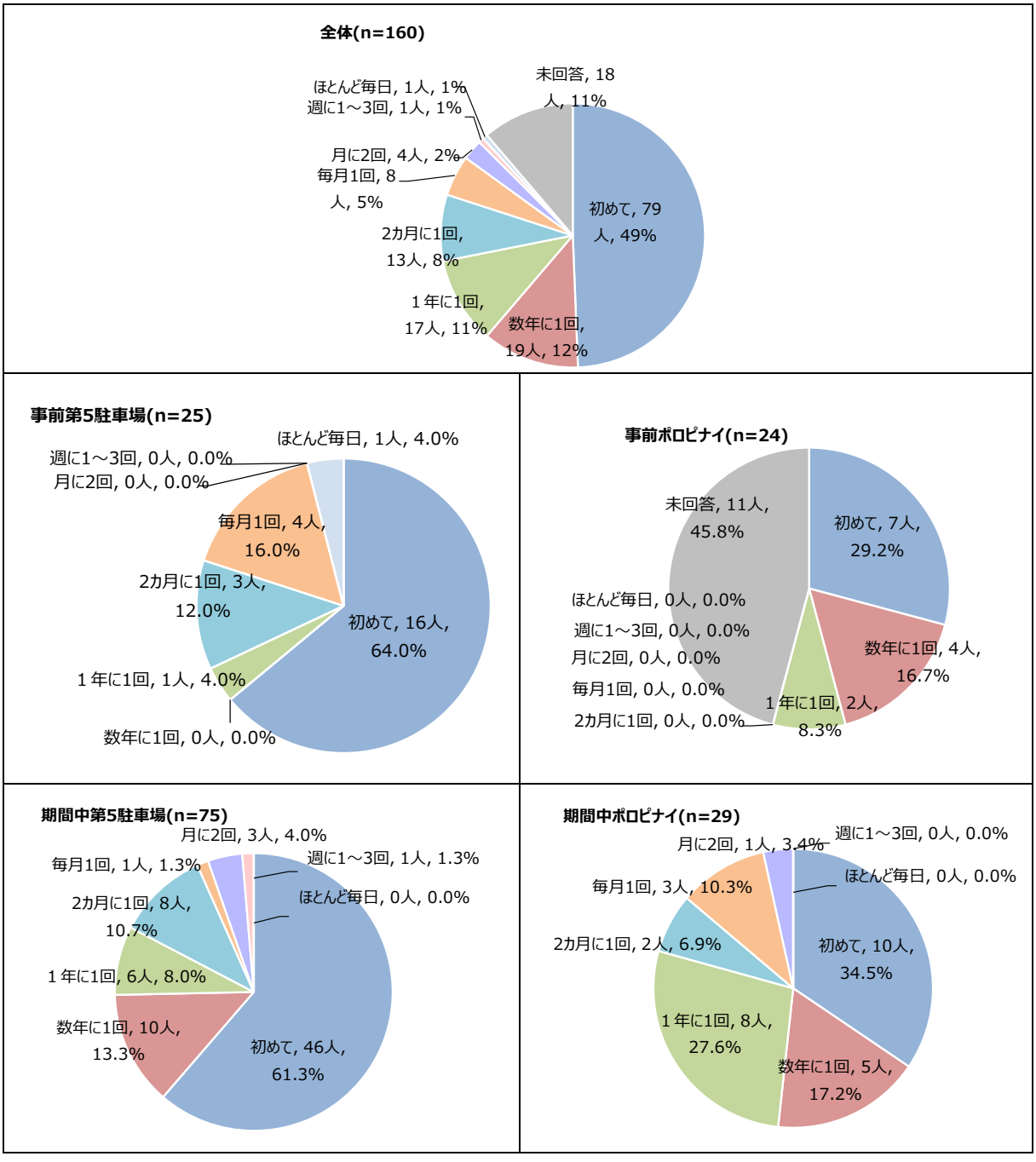

問 8 あなたは、支笏湖第 5 駐車場に隣接する千歳川源流部で、利用者に環境保全協力金をお願いする取り組み（実証実験）を実施していることをご存じでしたか？

支笏湖環境保全協力金の実証実験いついての認知度は、「知っていた」は半数以下で、現地に来てまたは、アンケート時に知った利用者が半数以上だった。「知っていた」のは実証期間中の第 5 駐車場では、約 30%、ポロピナイは第 5 駐車場よりも多く約 40%だった。

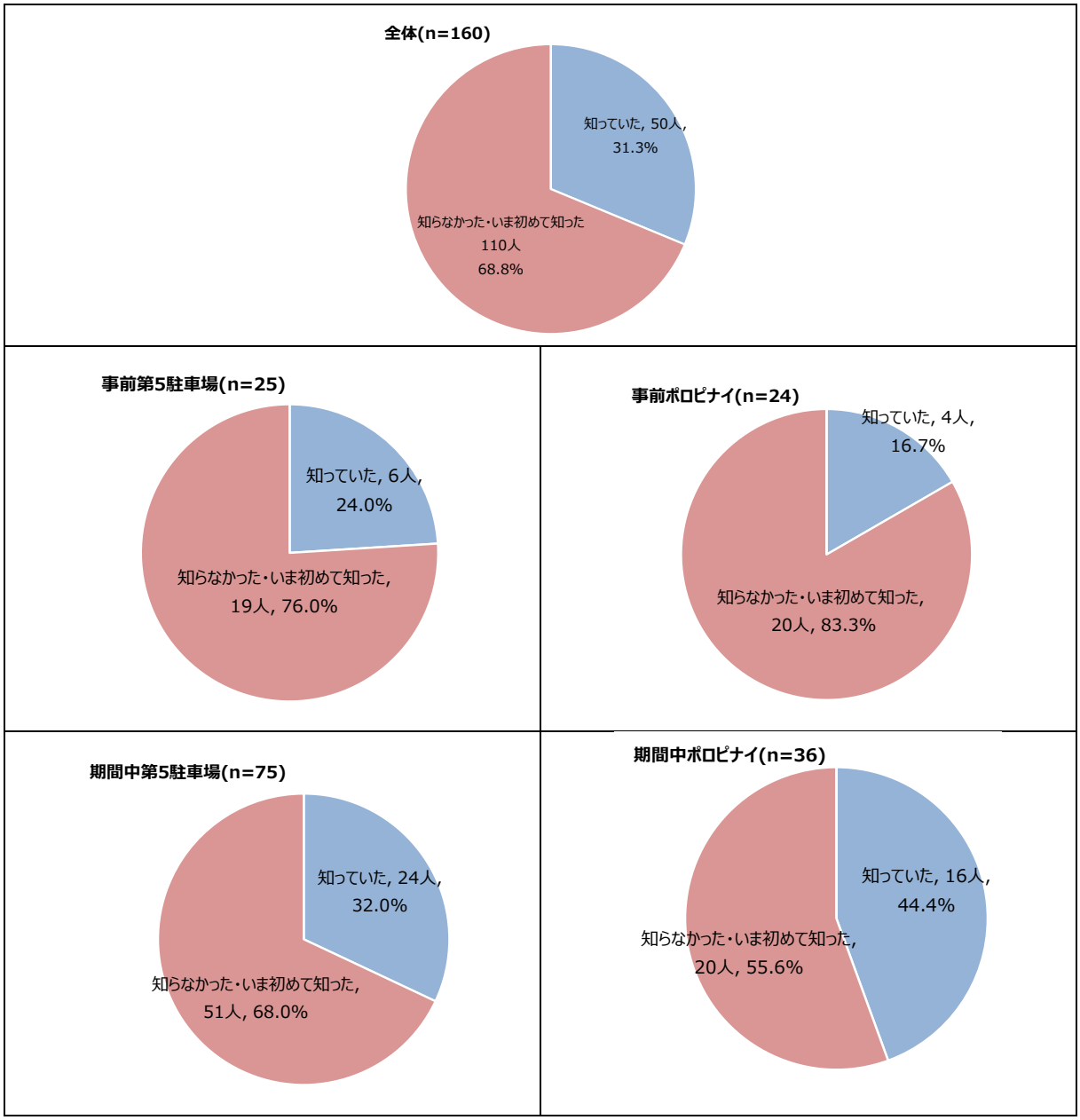

問９　あなたは実証実験の実施を何を通じてお知りになりましたか。

実証実験を知った機会は、テレビ・ラジオ、新聞などの報道が多く、知人・友人やインターネットもあった。第５駐車場ではアクティビティ事業者を通して知ったという割合も同等程度あった。ポロピナイでは、報道の他にインターネットの回答が多かった。

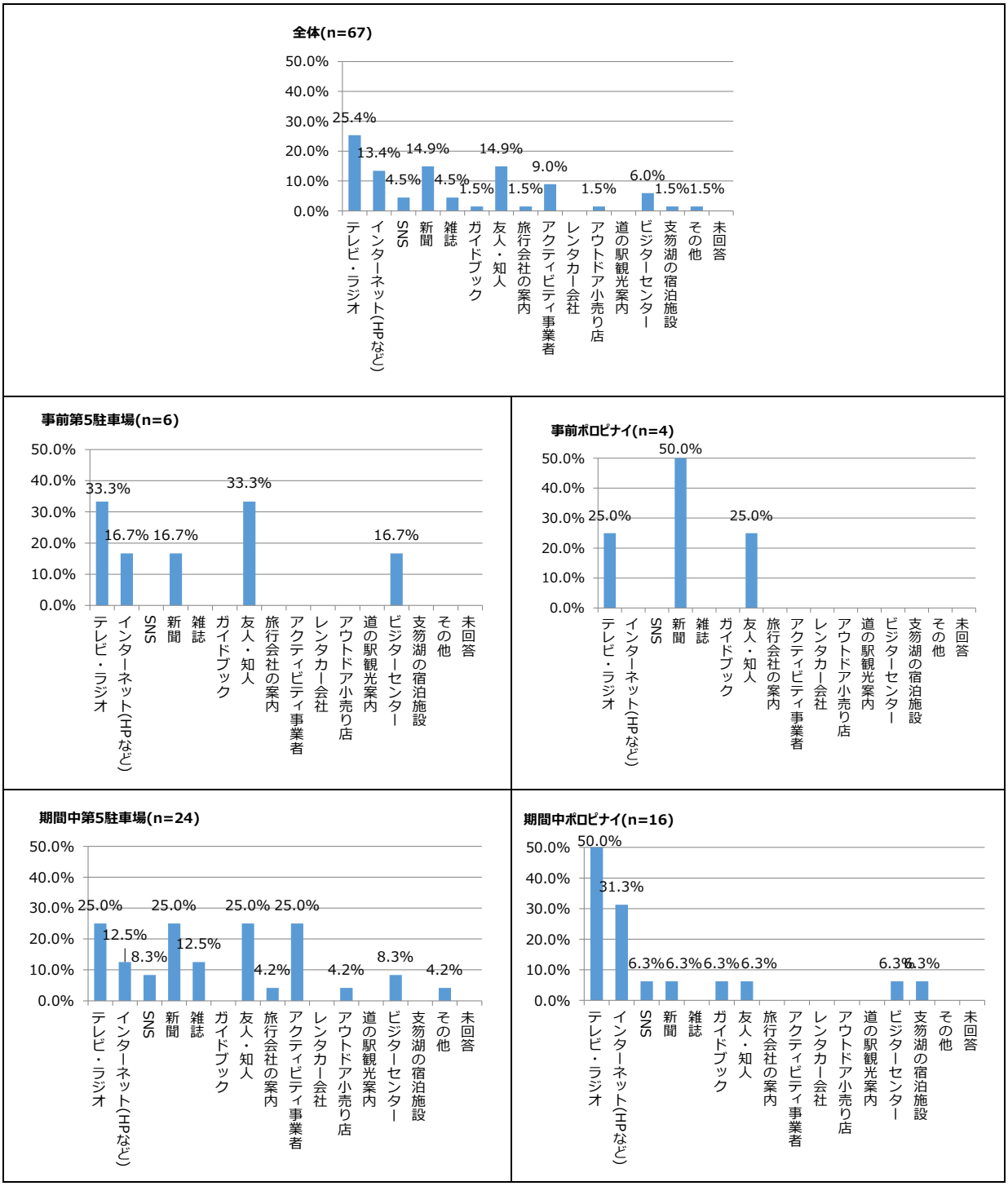

問 10　今回、あなたは第 5 駐車場で環境保全協力金をお支払いいただけましたか（お支払いいただくつもりですか）

支笏湖環境保全協力金の支払いの意思は、全体では約 80%が支払う意思を示した。第 5 駐車場では事前でも「支払うつもり」が 76%、期間中は約 81%、「支払うつもり」を含めると 87%だった。ポロピナイでも、期間中は「支払った」が約 10%、「支払うつもり」約 60%と過半数以上が支払い意思を示した。

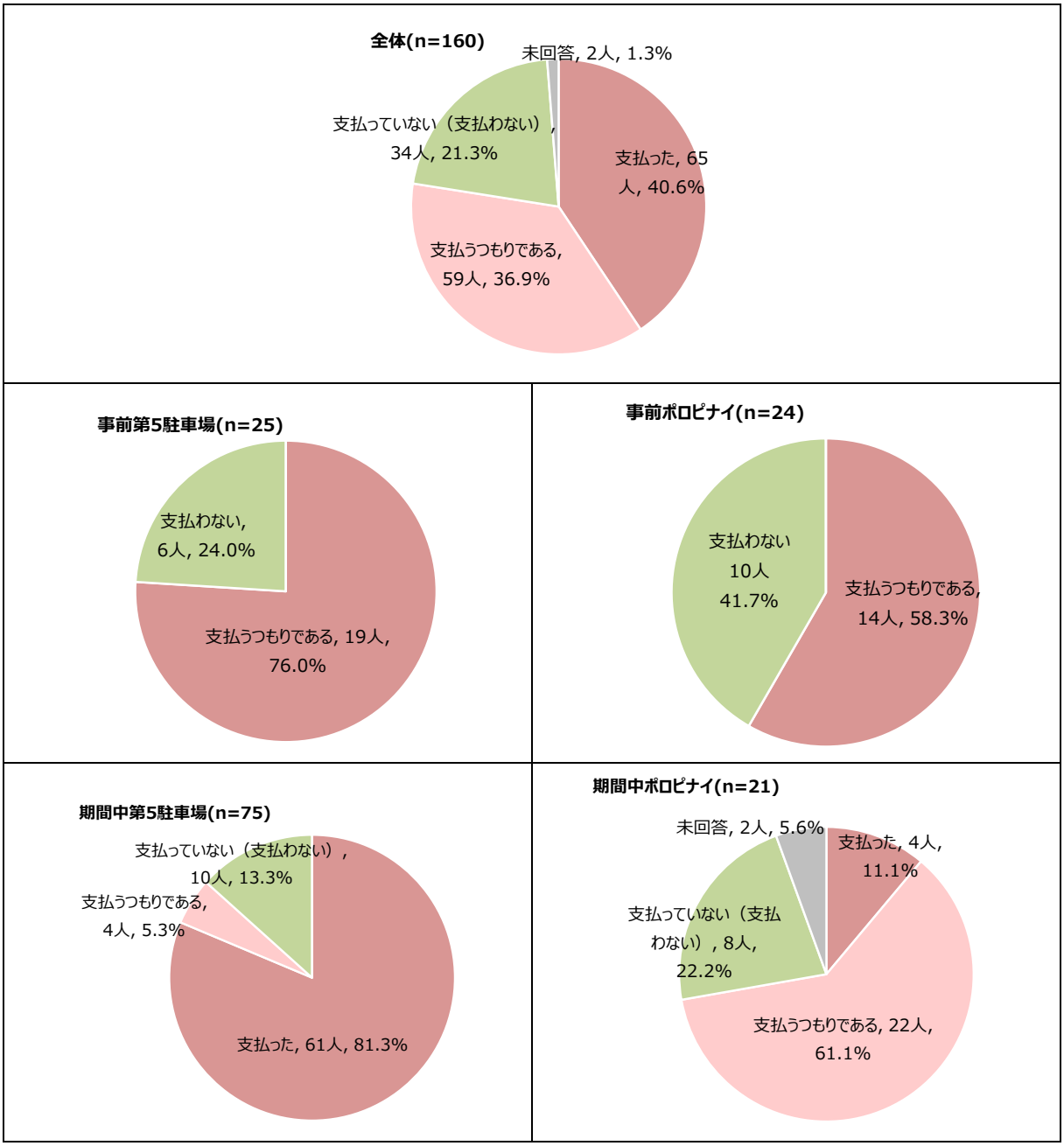

問 11 環境保全協力金をお支払いいただけなった（お支払いいただけない）理由（問 10 で支払ていないとお答えした方）（複数回答）

協力金の支払い意思がない理由では、「使い道がよくわからないから」が最も多く 23%と最も多く、「任意の協力金ではなく全員が支払う仕組みが望ましいから」が次いで約 20%だった。

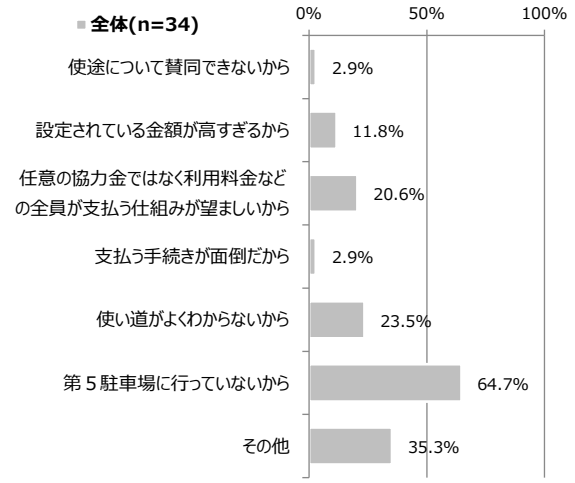

＜その他＞

第 5 駐車場

（事前）無駄金

（期間中）財布を車内に置いていた/ローカルルールがわからない/どこに協力金を集める場所があるか分からなかった/説明がなかったので支払ってません、申し込みの時に一緒に支払いを選択できるようにしてくれると助かります/知らなかった/徴収方法が分からなかった（２）/見学のみだったので/駐車場料金以外求められなかったので

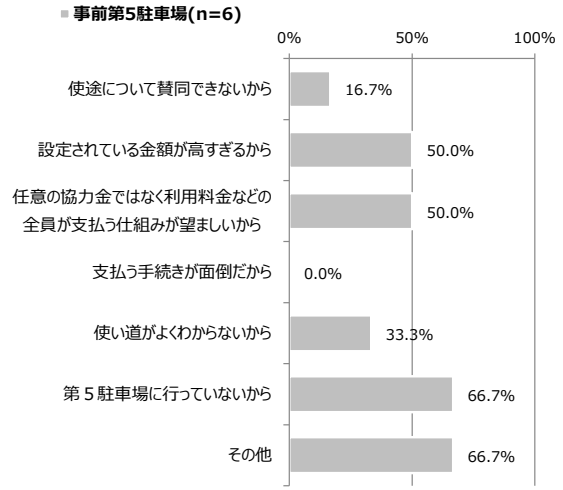

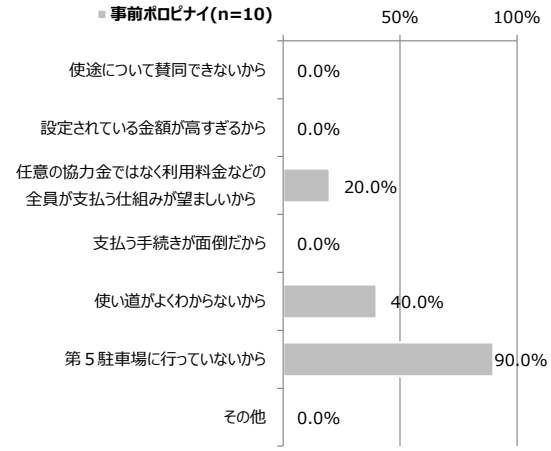

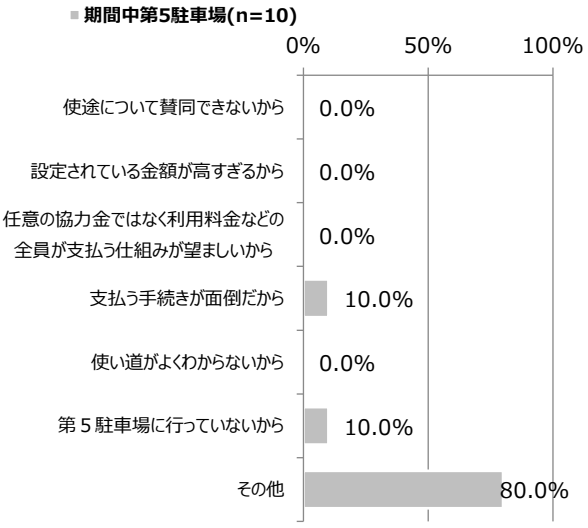

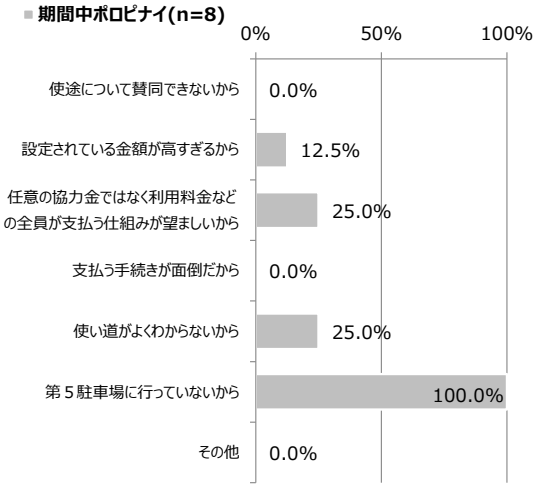

問 12 環境保全協力金をお支払いいただいた（お支払いいただける）理由について、当てはまる番号全てに〇をつけてください（問 10 で支払った、支払うつもりであると回答した方）（複数回答）

支笏湖環境保全協力金の支払いでの期待については、最も多かったのが「ゴミの放置の改善」「利用マナーの問題の改善」が半数を超える約 52%。「水草などの自然環境の保全」が次いで多かった。「安全面の確保」は約 31%だった。ポロピナイでは「利用マナーの問題の改善」の回答が目立った。

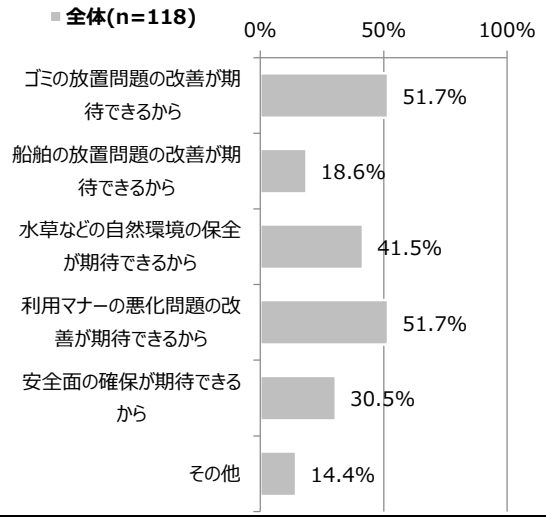

＜その他＞

第 5 駐車場

(事前)使い道が不明だが利用したいので支払う

(期間中)成果に興味があったから/ツアー料金に含まれていた（同様 5）/保全活動をされる方にお金を払いたいと思った/任意だと思わなかった（同様 1）

駐車場代だと思った。/自然と人が共生するために必要だと思う/無意識に払っていた

ポロピナイ

(事前)ゴミ回収してもらえるから

(期間内)生き物の環境改善/安心安全な支笏湖のため

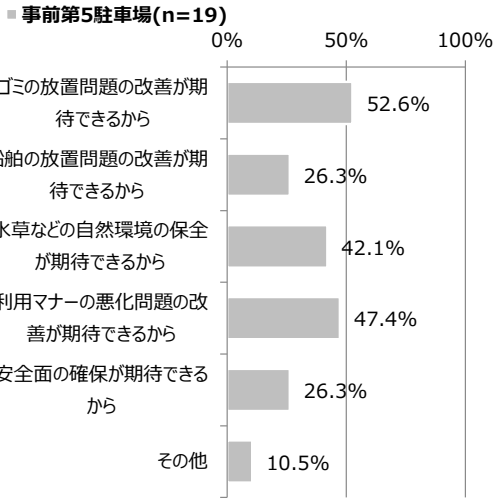

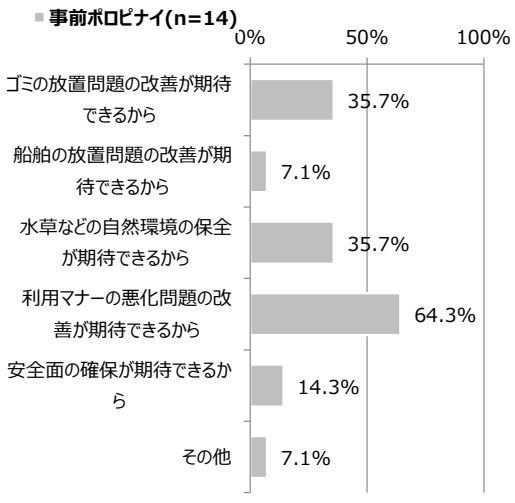

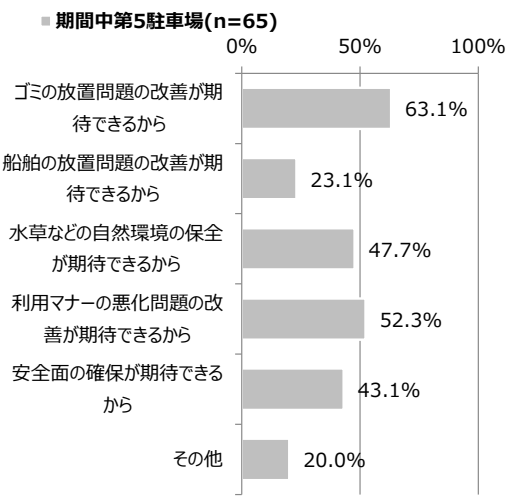

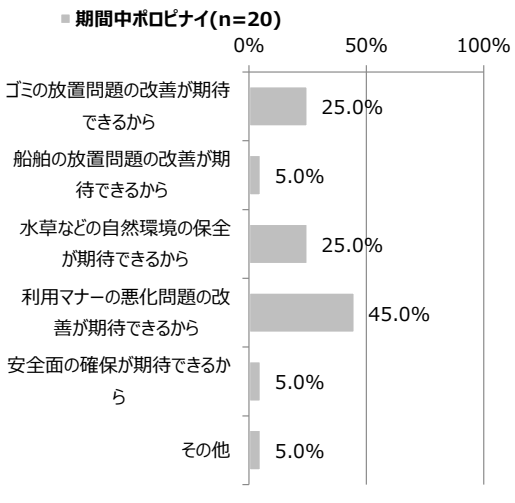

問 13 現在、環境保全協力金は 1 人 500 円となっております。あなたは、この金額が妥当だと思いますか？

支笏湖環境保全協力金の金額について、「妥当である」の回答は半数以上となっていた。「高額（もっと低額が良い）」は約 20%だった。ポロピナイでは「高額（もっと低額が良い）」の回答が第 5 駐車場よりも多かった。

全体(n=160)

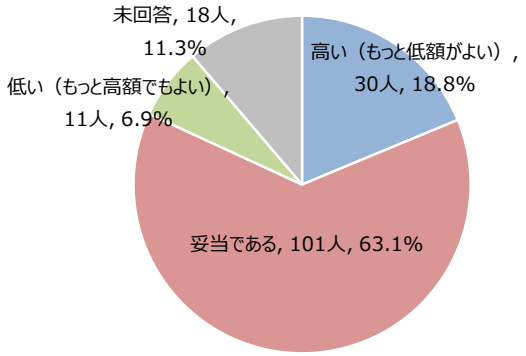

事前第5駐車場(n=25)

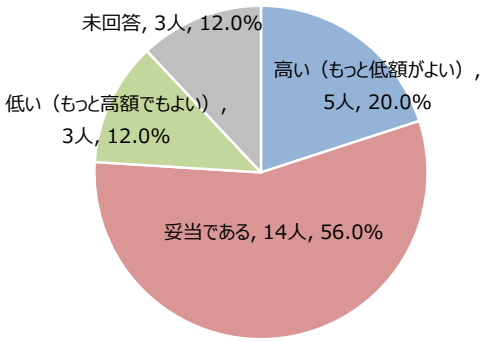

事前ポロピナイ(n=24)

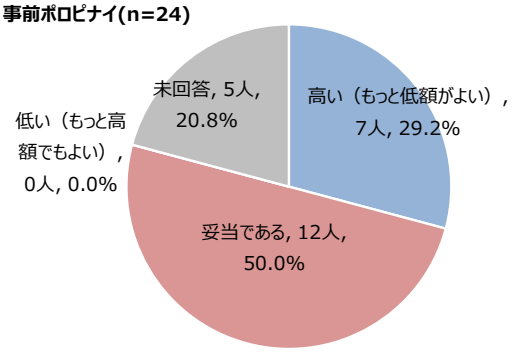

期間中第5駐車場(n=75)

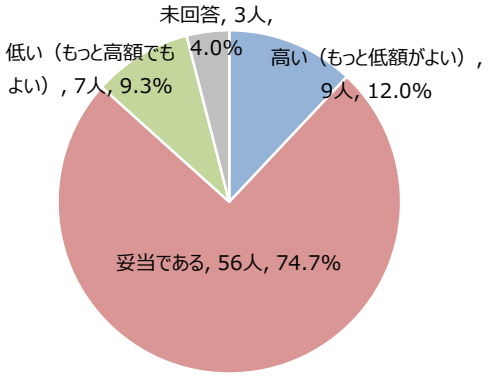

期間中ポロピナイ(n=36)

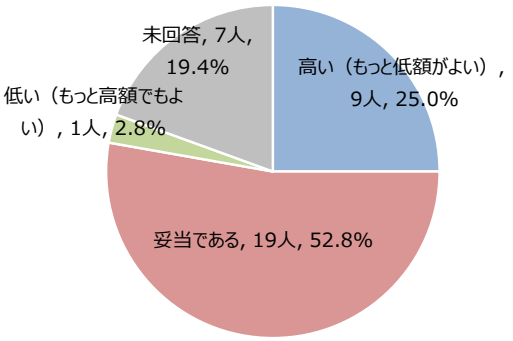

問 14　仮に第５駐車場に隣接する千歳川源流部を利用する際に、１回１人あたり 500 円の環境保全協力金をお支払いいただくことになったとします（現在は導入に向けた実証実験の実施期間中です。）あなたの利用頻度は変化すると思いますか？

支笏湖環境保全協力金の導入により第 5 駐車場の「利用頻度は変わらない」の回答が最も多く 60%、「利用頻度を減らす・行かない」は 25%だった。実証実験中の第 5 駐車場の回答では、「利用頻度は変わらない」が 84%だった。

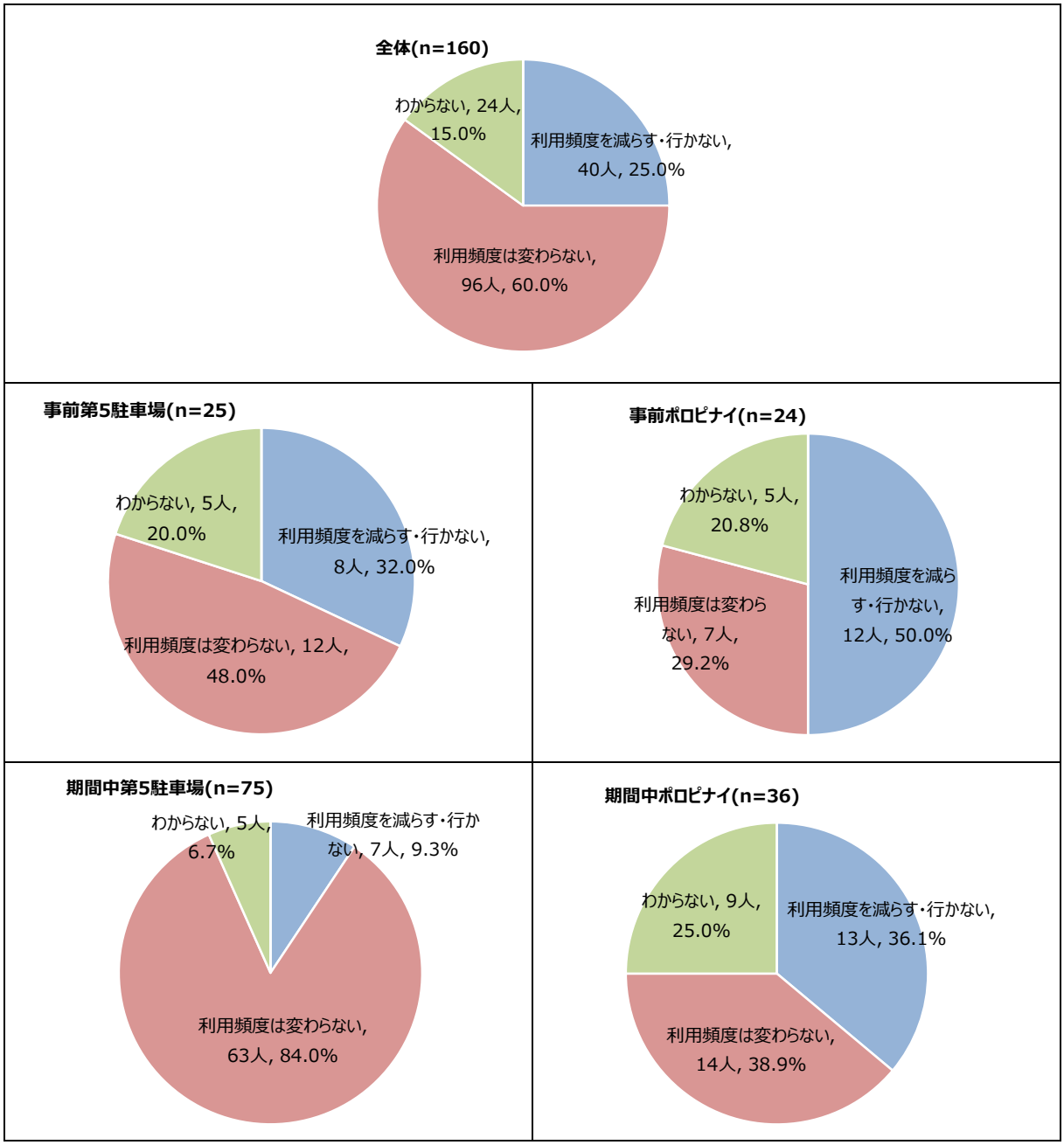

問 15 第 5 駐車場の利用頻度を減らした代わりに、他の場所に行くことが増えると思いますか。（問 14 で利用頻度を減らす・行かない、わからないと答えた方）（複数回答）

第 5 駐車場への利用の代わりの利用場所として挙げられたのは、支笏湖の他地域とする回答が半数以上の 65%、「支笏湖以外の場所に行くことが増える」は約 30%だった。

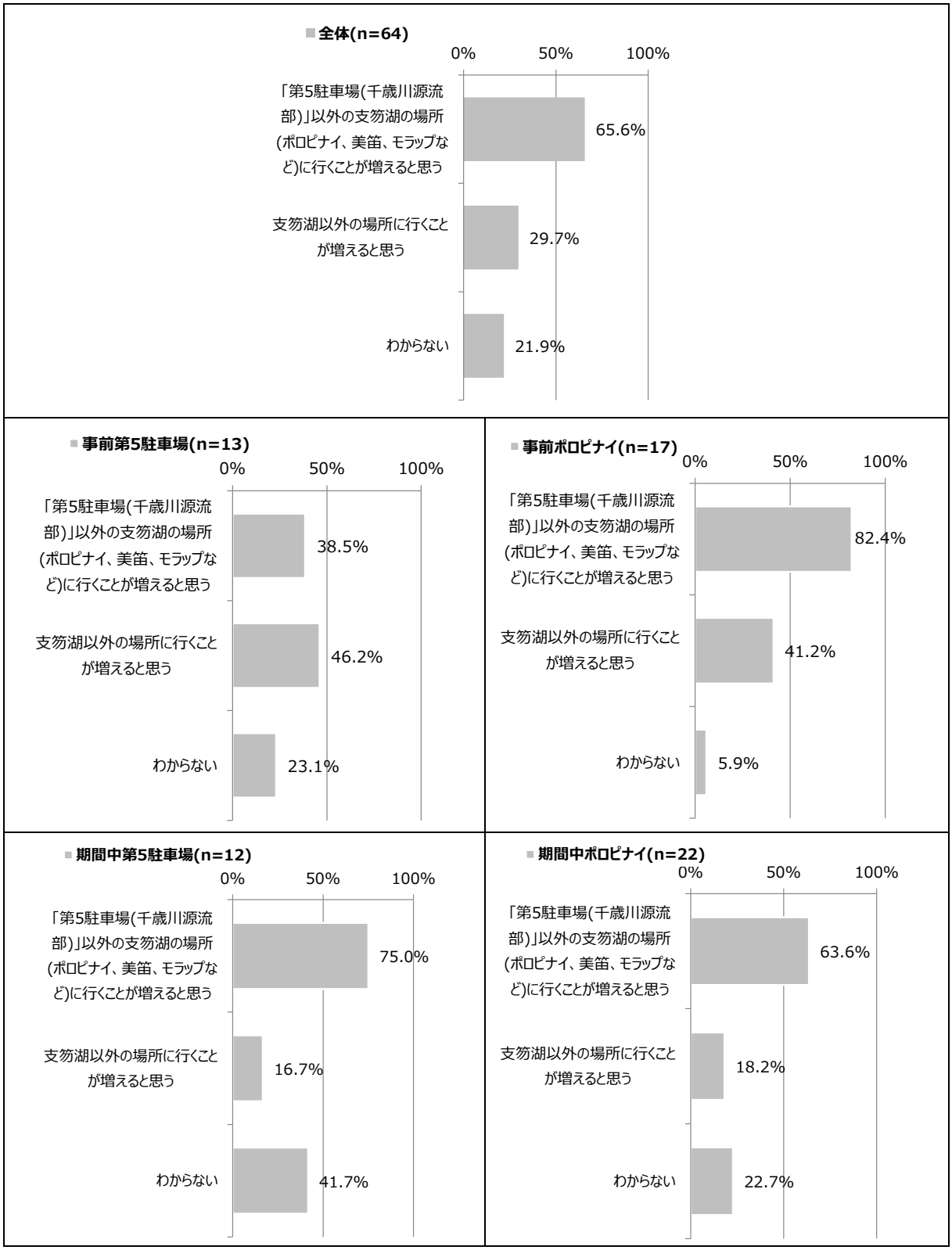

問 16 環境保全協力金の支払いのタイミングとして望ましいと思われるのはいつですか

協力金の支払いのタイミングは半数以上が当日の支払いを望ましいとしていた。事前支払いの希望も 10%程度回答があった。

全体(n=160)

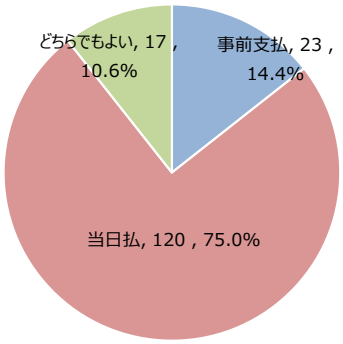

事前第5駐車場(n=25)

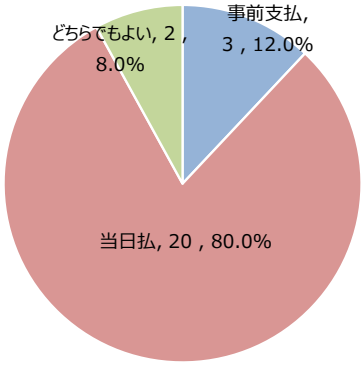

事前ポロピナイ(n=24)

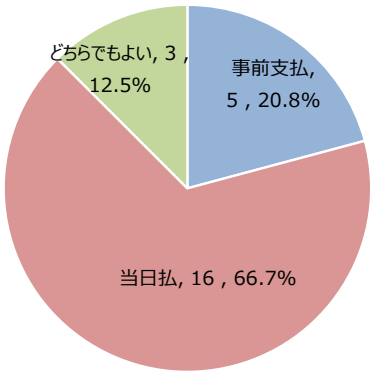

期間中第5駐車場(n=75)

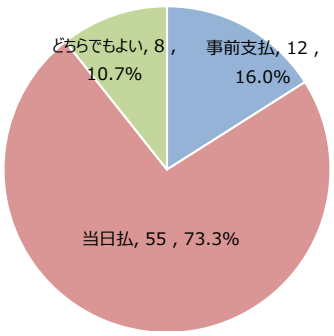

期間中ポロピナイ(n=36)

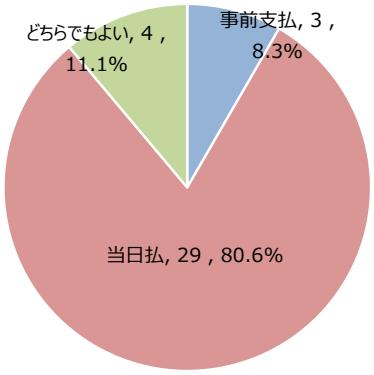

問 17　環境保全協力金の支払方法として望ましいと思われるのはどれですか？（複数回答）

協力金の支払い方法は、「現金」の割合が最も多く約 80%が望ましいとしていた。次いでスマートフォン決済の希望が約 60%あった。

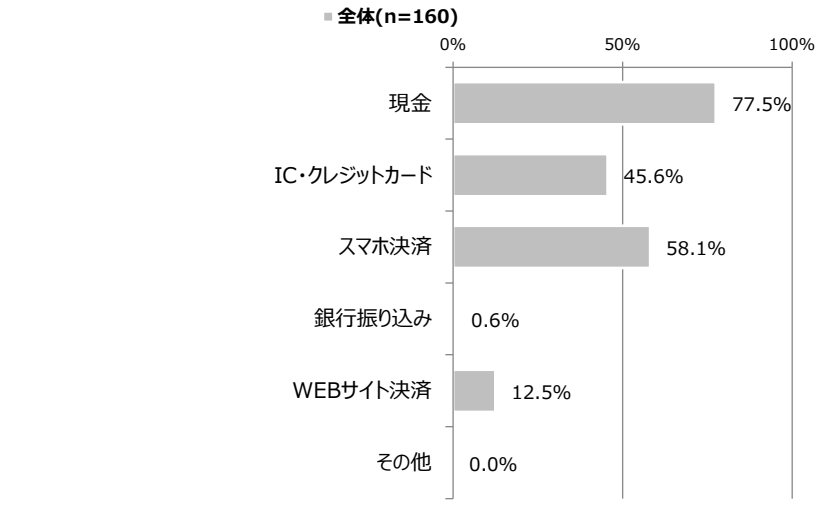

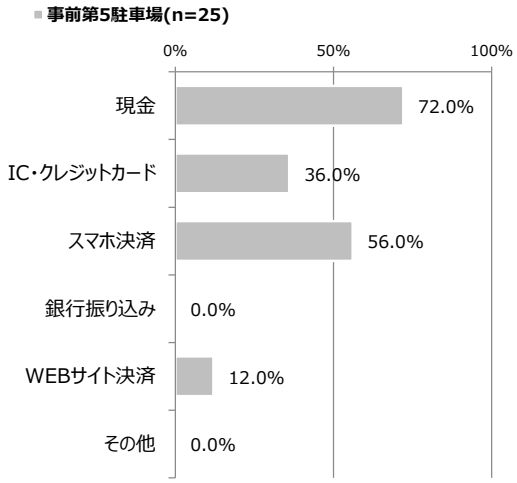

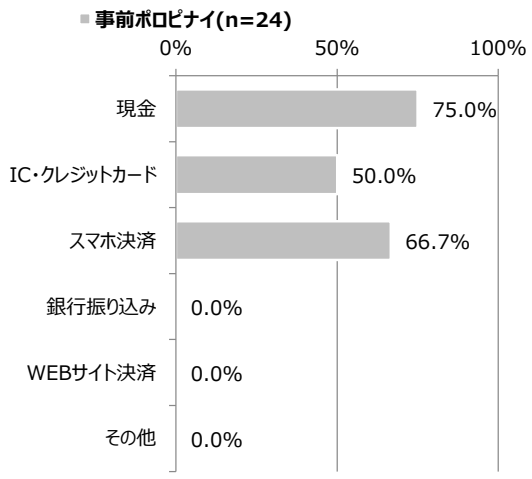

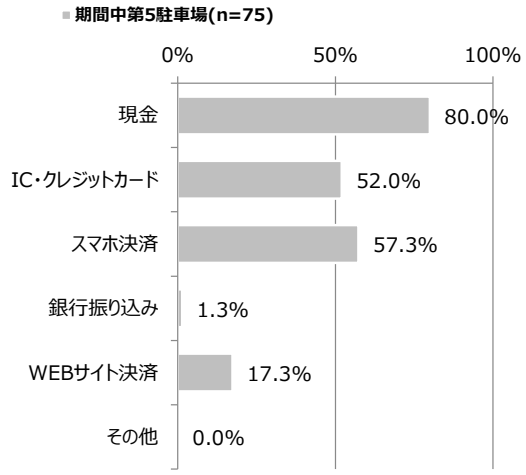

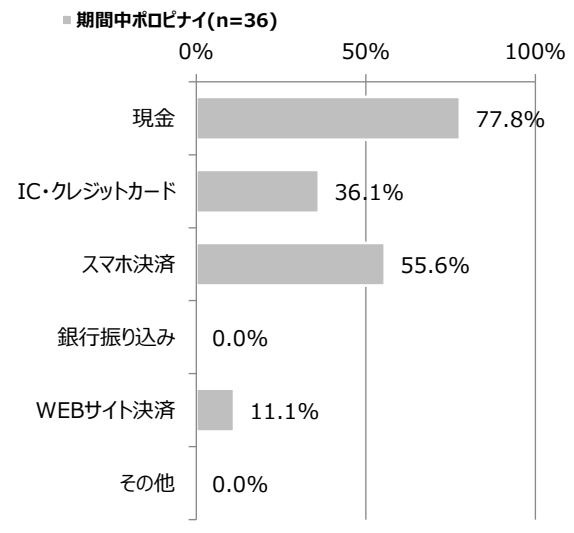

自由回答

回答内容カテゴリー集約

意見の分類	件数
環境保全・地域環境に配慮した利用への期待	14
賛成	6
ごみ問題の改善への期待	6
マナー啓発・向上への期待	4
安全の向上への期待	2
その他	5
協力金の任意性・徴収範囲への意見	17
使途への疑問・不安・透明性への要望	11
金額についての意見	9
協力金制度の仕組みや運営方法への意見	12
第 5 駐車場や支笏湖地域の課題	16
協力金に反対	1

具体的な内容

※回答内に複数の内容が含まれている場合は、分類に重複しての掲載としている。数字は回答の固有番号

●環境保全・地域環境に配慮した利用への期待…14

11	協力金が 1 人に対し 500 円は高いと思う 例えば 1 グループの場合は 1000 円とか。（1 名 単価×協力金 or グループ単価）どちらかで選べるようにするとか..車輌の乗り入れなくなれば、環境の保全につながるかと。
13	環境がよくなるなら賛成です
14	ビジターセンターはとてもきれいに管理されており自然を学ぶ施設としてとても良かったと思います。500 円を支払うことについてはなんら不思議ではなく観光するものとして当然だと思います。ただ、そのお金は有益に使っていただきたいと思います。たくさんのポイ捨てをみました。観光客のマナーが改善され自然が守られながら、人々のしぜんや　環境への理解につながるとよいなと思いました。
17	観光資源を保全できるのであればよいと思います。（ただし、透明性は必要）商業目的は賛同を得られない。
18	支笏湖環境保全によりブランド化を発揮し、人々の意識ある行動で豊かな自然を持続保持してほしい。
27	環境保護に関する働きかけをしてくれてどうもありがとうございます。元々あった自然に遊びに来させてもらっているので、動物と自然が大切です。 第 5 駐車場に行くことがあれば、利用料金の使用用途をしった上で支払いに協力するつもりです。
33	環境保全の意識は利用者が持たなければならない 特にゴミや車両の速度、歩行者の通行について、もっと利用が意識すべきだと思います。 利用時のマナーが守れないのであれば、協力金よりも強制力の ある使用利用料金又は駐車料金等で義務化すべきでも 良いと思います。
37	貴重な環境なので使用者が負担しても、費用をかけて保全していくことに賛成です。
38	家族でモラップに年１～２回水遊びに行きます。駐車料金を 500 円位支払うようにしたほうが良いと思います。ゴミの放置の片づけ、トイレ整備、環境管理などに使用してほしい。
44	本当にきれいな川でした。そこでカヤックをさせてもらえて、感激しました。ガイドの方がきちんとされているし、他の方にも注意をされている姿をみられたので、皆さんで守っておられるのだなと感じてきました。でも人が沢山入るとどうしても自然は壊れていってしまいます。 維持するためにお金がかかるというのは納得できると思います。どんなことをして環境保全をするのかが知れたらよいと思います。
50	森林環境税が支笏湖の環境保全に有効に利用されることを切に願います。

56	いつも キレイな支笏湖の環境を守る為でしたら 協力金は必要だと感じます。今まで感心がなかったサップやボートを見学しましたが、おだやかに見える湖でも、安全面にはどのくらい配慮が あるのかについて心配はあります。
65	希少な生態系や環境を守る上で。協力金を支払うのは当然と感じます。
66	とてもキレイでした。この状態が続くために必要なことはするべきだと思います。未来の子どもたちにも、このキレイな湖を見てほしい

●協力金への期待

10	協力金はあってしかるべきと考えます。 むしろ、無料にせず、年間パスにし、高額にする十 1 日チケットのほうが高いほうがいいと と考える 例)年パス 1 人 5000 円 ⇒5 回以上くる人は今パス。1 回のみ 1000 円。
22	今回久しぶりにカヌーをしました。これから色々な面で改善される事を期待しています。 カヌーを楽しんでいる自分からですが、協力金を支払うテントあたり から、カヌーを運ぶので足場のデコボコを少し歩きやすくして 頂きたいです。 SUP の業者さんが、その辺りに SUP を並べているのでカヌーを出したり戻って来て出る時ちょっと大変です。 何とかなりませんか?
53	協力金 500 円支払うことには抵抗ありませんが、 協力金支払時に支笏湖名物のおまんじゅうや、近くの おんせん街で(食事処)使える 100 円引きクーポンを消して もらえると嬉しいです。 そうすれば、商店舗の売り上げも つながり、地域が活性化すると思います。
55	協力金がいつとられたのか分からない 500 円くらい回収するのは妥当だと思うので、駐車場で回収して問題ないと思う。 駐車場代として回収して「環境保全に使います」と書いておけば 良いのでは? 別途回収とすると抵抗感がある人もいそうキレイな場所だと思うので、保全がうまくいくことを願っています。
58	湖を利用する人がみんな払うようになるとよいと思います。使うだけ使わせてもらって、なんだかなぁと思っていたので、せめて協力金を支払わせてほしいと個人的に思います。
61	協力金には賛成します。ただし事者と一般利用者が同額には疑問を感じます。 利益を得ている事者者と単に利用する一般利用者は協力金の額を変えるなど工夫して欲しい事業者 500 円一般 100 円等駐車場代+協力金で 1000 円は割高に感じる。

●ごみ問題の改善への期待…6

8	人件費やゴミの処理代に使用されるのであれば理解されると思う。
23	料金をとってでもゴミやマナー安全指導を強化すべきです。 ポロピナイはマナーが悪すぎます。☆本日千歳川源流部を使用しましたが、朝 9 時頃にサップ業者 の車にあおり運転をされました。とても急いでたようでかなり後からあおられました。(こちらは制限速度です) 業者のマナーもひどいので業者指導もぜひお願いします
33	環境保全の意識は利用者が持たなければならない 特にゴミや車両の速度、歩行者の通行について、もっと利用が意識すべきだと思います。 利用時のマナーが守れないのであれば、協力金よりも強制力の ある使用利用料金又は駐車料金等で義務化すべきでも 良いと思います
38	家族でモラップに年１～２回水遊びに行きます。駐車料金を 500 円位支払うようにしたほうが良いと思います。ゴミの放置の片づけ、トイレ整備、環境管理などに使用してほしい
40	千歳川の清掃をボランティアで行っているとお聞きしました。かなりお金がかかってしまうということなので協力金はしょうがないと思います。ガイドの方々もアドバイスや注意してくれますのでたいへんいいと思います。
52	よく利用させていただいています。 SUP をしますが支笏湖月のゴミ(湖内)のについていつも 不快におもっています。ひろえるものはひろっていますが、量が多いです。 協力金を支払うことによりゴミも少なくなることを期待しています。あまりきびしくすることも残念におもいます。 マナーを守って利用させていただきます。

●マナー啓発・向上への期待…4

2	支笏湖ルールを読んでいない人ばかりだと思うのでマナーを守れない人はどんどん注意してひどいときは罰金も必要。モラップも湖前にテント立てる人もたくさんいたらしく、もっと大きな看板たててよいと思う。自然の良さがなくなるのはよくないと思うので料金とって OK。それでも自然楽しみたい人のみが利用できればいいと思う。ゴミの放置でクマが来ることも分かってほしい。出廷場所に人が集まり過ぎて小さい子連れも。船が戻って来てるのによけてくれず困った。たくさん物をもってきて居座るのはよくない
12	注意が守られない方を多く見かけました。協力金を支払うことになったらこういったマナーの悪い方も減るのでしょうか？第 5 駐車場以外の他の駐車場や支笏湖に限らず、他の国立公園も協力金を貸せばよいのに。無料だからマナー意識やリテラシーにとぼしいかたが集まってしまうのでは。
14	ビジターセンターはとてもきれいに管理されており自然を学ぶ施設としてとても良かったと思います。500 円を支払うことについてはなんら不思議ではなく観光するものとして当然だと思います。ただ、そのお金は有益に使っていただきたいと思います。たくさんのポイ捨てをみました。観光客のマナーが改善され自然が守られながら、人々のしぜんや　環境への理解につながるとよいなと思いました。
23	料金をとってでもゴミやマナー安全指導を強化すべきです。 ポロピナイはマナーが悪すぎます。☆本日千歳川源流部を使用しましたが、朝 9 時頃にサップ業者 の車にあおり運転をされました。とても急いでたようでかなり後からあおられました。（こちらは制限速度です）業者のマナーもひどいので業者指導もぜひお願いします

●安全の向上への期待…2

23	料金をとってでもゴミやマナー安全指導を強化すべきです。 ポロピナイはマナーが悪すぎます。☆本日千歳川源流部を使用しましたが、朝 9 時頃にサップ業者 の車にあおり運転をされました。とても急いでたようでかなり後からあおられました。（こちらは制限速度です）業者のマナーもひどいので業者指導もぜひお願いします。
56	いつも キレイな支笏湖の環境を守る為でしたら 協力金は必要だと感じます。今まで感心がなかったサップやボートを見学しましたが、おだやかに見える湖でも、安全面にはどのくらい配慮があるのかについて心配はあります。

●その他…5

8	人件費やゴミの処理代に使用されるのであれば理解されると思う。
26	トイレなどの施設も清潔に保っていただけて、 利用しやすく ありがたい場所です。長く、気持ち良い利用を続けさせていただく為の 協力金(あまり高額でなく…)なら、お支払いしたいと考えます。もう 1 点、サップ利用者の方々が休憩時のサップオールの置き方に 少しキマリを作っていただけると会場内の歩く移動がスムーズになるなど感じました。バラバラと無秩序に置いてあり、どこを通って良いか少しストレスでした。 おそらく、平日以外の暑い日の数日の事だとは思いますが…それぞれのマナーに 託すしかないのかなとも思いますが…。（今回ポロピナイ利用です）
30	いつも駐車場もトイレもきれいで過ごしやすいです。
33	環境保全の意識は利用者が持たなければならない 特にゴミや車両の速度、歩行者の通行について、もっと利用が意識すべきだと思います。 利用時のマナーが守れないのであれば、協力金よりも強制力の ある使用利用料金又は駐車料金等で義務化すべきでも 良いと思います。
38	家族でモラップに年１～２回水遊びに行きます。駐車料金を 500 円位支払うようにしたほうが良いと思います。ゴミの放置の片づけ、トイレ整備、環境管理などに使用してほしい。
68	支笏湖付近ではたばこの吸い殻などのゴミが少なく、近隣住民の方の努力を感じることが出来た。協力金については賛成の立場であるが、やはり観光客の数が減ったり、良くない評判が回ることがあると考える。そこで以下の 2 点を改善することができるのではないだろうか。①協力金を 200 円程度まで下げる代わりに、源流部以外の駐車場でも協力金を支払ってもらう。（無料駐車場付近でのオーバーツーリズムの抑制、金額を下げて利用しやすさを改善）②協力金の利用用途をポスター

	か看板で見やすいように宣伝する。（分かりやすい形で意図を見せることで、納得して支払ってもらえるようにする、取り組みのブランド化）
69	環境を守るための協力金は良い取り組みだと思いますが、使い道をしっかり示して、支払い方も簡単なものだといい。

●協力金の任意性・徴収範囲について…17

3	なぜカヤックや SUP ユーザーだけから取るのですか?ポップアップテントを立てて子どもをあそばせているファミリーや観光客はゴミをすててない証拠はあるのですか。現在 500 円 駐車料金として支払っているのでそれ以上支払う必要はない。ポロピナイの方がマナーが 悪い利用者が多い。→無料だからでは? ここから取ればいいと思う。売店の売上や 支笏湖の知名度アップや保全は、人が利用してこそだと思う。利用者(しかも特定の）を限定して差別的に集客をはかるのは浅はかでは?水質のよいフィールドで 遊ぶためにカヤック SUP ユーザーはゴミをすてない。環境保全に注力している方がほとんどです。一部の悪質ユーザーのために私たちが犠牲にならなければいけないのは間違っています。集客があることにテングになりすぎだと思います!!! こういう話があがること自体がもうびっくりです。
21	キャンプ場では利用料、支笏湖畔では駐車料金を徴収していますがポロピナイは徴収していません。利用する全ての方にお願いすべきと思います。 ※第 5 駐車場を利用し、カヌー、カヤックを使用する人へ協力金を徴収するとあるのに駐車場が改修で利用できない状況で非常に不便なのに徴収はおかしいです。※今回の協力金の発端はカヌー、カヤック、サップの放置が問題と言っておりましたが、放置しているのは業者の方ではないでしょうか？一般の方はお昼を食べに行く時くらいは岸に並べておくことはありますが、長時間ではないと思います。救命胴衣を着用しない一般者には見廻りで注意すればいいのではないでしょうか。
28	任意であれば支払う人は少ないと思います。
31	環境保全を「ゴミ放置」とするなら… 全ての駐車スペースに入る際に料金を徴収して、その金で無法者が放置したゴミもゴミ箱で回収するゴミも処理する仕組みに しないと、一部の人に負担を押し付けることになる。 協力金ではなく料金としないと、「協力したくないから違う場所に行く」となると思います。 中途端事をしないで欲しい 環境保全を確実にやる→徴収した料金で全て賄うとして下さい。
32	協力金という言い方では断る人も出てくると思うので利用料という形で全員から集めた方が良いと思います。
33	環境保全の意識は利用者が持たなければならない 特にゴミや車両の速度、歩行者の通行について、もっと利用が意識すべきだと思います。 利用時のマナーが守れないのであれば、協力金よりも強制力のある使用利用料金又は駐車料金等で義務化すべきでも良いと思います。
34	第 5 駐車場以外でも進めてほしい。
38	家族でモラップに年１～２回水遊びに行きます。駐車料金を 500 円位支払うようにしたほうが良いと思います。ゴミの放置の片づけ、トイレ整備、環境管理などに使用してほしい。
41	協力金として支払うよりも国立公園の利用料金としての方が気持ちよく支払えます。
42	バスで訪れる外国人が湖に入り水遊びをしていました。ならば全員から 500 円もらうべきだと思う。
46	既に駐車料金を徴収し環境保全や整備のための費用とされているはずですが、それであれば、駐車料金を高くするべき。カヌーサップだけを対象にするのはどうかと。費用の安いポロピナイや、モラップに人が流れ、ルールマナーを守らない人が 温泉街以外に流れるだけ。現に、支笏湖での死亡事故もポロピナイで頻発しゴミの置き去り等も多くひどい。そちらの方に監視や指導の管理を行った方がよい。
57	今回第 5 駐車場の作り変えの為と聞き支払ったが アンケートを見たら違う様なので違和感がある。子供全員も料金が必須といわれたが任意の様なので任意だと言う事を伝えてほしい。 SUP の台数分や、大人のみなど、使用しやすい場所作りをしてほしい。又は、駐車場代金を上げるだと、更に仕払いに違和感がないと思う。

58	湖を利用する人がみんな払うようになるとよいと思います。使うだけ使わせてもらって、なんだかなぁと思っていたので、せめて協力金を支払わせてほしいと個人的に思います。
59	源流部のレジャーが、環境保全協力金を払わないで良い所に移動すれば同じことの繰り返しだと思います!支笏湖周囲の駐車場すべての場所で 協力金を支払うとともに、共通券として(支払ったという証明書領収書)で 他の場所にも行けるようにすれば利用頻度は減らないのではないでしょうか。(頻度を下げることが目的なら話は違いますが)協力金 500 円は共通、各々の場所の駐車料金はそれぞれ支払うという意味です。
63	ツアー参加者は料金に含めばいいと思う。 遊覧船も同じく。ペダルボートからも取ればいいと思う。
66	家族で利用の場合、多子家庭において 子供も料金にカウントされるとやはりハードルは上がってしまいます。 世帯での協力全だと助かります。観光客からの協力金をメインにしていただけたら! 道民は、ふつうに きれいに利用したいと思っております。
68	支笏湖付近ではたばこの吸い殻などのゴミが少なく、近隣住民の方の努力を感じることが出来た。協力金については賛成の立場であるが、やはり観光客の数が減ったり、良くない評判が回ることがあると考える。そこで以下の 2 点を改善することができるのではないだろうか。①協力金を 200 円程度まで下げる代わりに、源流部以外の駐車場でも協力金を支払ってもらう。（無料駐車場付近でのオーバーツーリズムの抑制、金額を下げて利用しやすさを改善）②協力金の利用用途をポスターか看板で見やすいように宣伝する。（分かりやすい形で意図を見せることで、納得して支払ってもらえるようにする、取り組みのブランド化）

●使途への疑問・不安・透明性への要望…11

7	「第 5 駐車場」が開放されているのを一度しか見たことがない。マリンスポーツ利用者と 一般観光系動尊の動線をしっかり分けるためにも、「第 4 駐車場」をメインに利用させて階段で sup を持ち運びするのではなく協力金以前に利用目的別に駐車場を位置づけるべき。 またビジターセンターの多目的トイレに「更衣室ではない」と張り紙されているが、協力金をとるのであれば、第 5 のトイレに更衣室を設置してマリンスポーツ利用者の利便性をはかるべき。そもそもこのアリケートで揚げる課題は何人がそう言っているのか?具体的に事例を見たことがない。 一方で、いつのまにか河岸に生態系にも悪そうなさん橋が設置されていて その用途が誰のためのものか明確には一般人にはわからない。一般人の利用スペースが 狭くなっただけである。 協力金を第 5 のみにするとボロピナイに人が流れるだけである。実態と施策がちぐはぐで 中途半端。抜本的にサービス、情報提供すみわけなどを見直すべき。
17	観光資源を保全できるのであればよいと思います。（ただし、透明性は必要）商業目的は賛同を得られない。
21	キャンプ場では利用料、支笏湖畔では駐車料金を徴収していますがポロピナイは徴収していません。利用する全ての方にお願いすべきと思います。 ※第 5 駐車場を利用し、カヌー、カヤックを使用す協力金を徴収するとあるのに駐車場が改修で利用できない状況で非常に不便なのに徴収はおかしいです。※今回の協力金の発端はカヌー、カヤック、サップの放置が問題と言っておりましたが、放置しているのは業者の方ではないでしょうか？一般の方はお昼を食べに行く時くらいは岸に並べておくことはありますが、長時間ではないと思います。救命胴衣を着用しない一般者には見廻りで注意すればいいのではないでしょうか。
43	環境保全金は駐車料金でまかなうべき。観光と千川源流部の利用の関連性がよく分からない 。支笏湖の観光そのもののアピール性が弱い(人気がない)もの上に協力金というのは無理あると思う 。環境省とか国からの支援を増やす方法はないのか。帰りにウトナイ湖を見たが、環境に対してより入れている感があった。
44	本当にきれいな川でした。そこでカヤックをさせてもらえて、感激しました。ガイドの方がきちんとされているし、他の方にも注意をされている姿をみられたので、皆さんで守っておられるのだなと感じてきました。でも人が沢山入るとどうしても自然は壊れていってしまいます。 維持するためにお金がかかるというのは納得できると思います。どんなことをして環境保全をするのかが知れたらよいと思います。

45	駐車場の整備もいいですが、自然を壊さない程度の出廷場所の整備もお願いしたいです。
51	全く知らない活動だったのでもっと広まっていけば 協力金を払ってもいいと言う人が増えると思います 今はわからなすぎてナゾな団体の活動費と感じ払いたくないと思ってしまってました。でもこのアンケートを通じて活動を理解することができました。
57	今回第 5 駐車場の作り変えの為と開き支払ったが アンケートを見たら違う様なので違和感がある。子供全員も料金が必須といわれたが任意の様なので任意だと言う事を伝えてほしい。 SUP の台数分や、大人のみなど、使用しやすい場所作りをしてほしい。又は、駐車場代金を上げるだと、更に仕払いに違和感がないと思う。
60	環境保全協力金の使途をわかりやすく公表する。
62	現状における問題点(課題)を日本語/英語/韓国語などで 掲示の上、一年ごとに協力金の収支と使用用途、さらに効果など発表してほしい。（WEB などで）
69	環境を守るための協力金は良い取り組みだと思いますが、使い道をしっかり示して、支払い方も簡単なものだといい。

協力金の金額についての意見…9

1	トータル 1000 円は高いです。なにもメリットが無い。だれもこなくなりますよ。例：昭和新山にある観光地のさび具合の悪さ。
4	駐車場代 500 円とは別に 500 円支払うのであれば高額に感じる。
5	道民であればよりやすい支笏湖でしたが、年々利用しづらいと感じる様になった。 第 5 周辺では観光客の方の利用場になっていくと感じた。道民はポロピナイの利用が増えると思う。子供と遊びやすい環境だったので、今後利用できないのが 残念である。(協力金 500 円×5 人＝2500 円は家計的につらい)
11	協力金が 1 人に対し 500 円は高いと思う 例えば 1 グループの場合は 1000 円とか。（1 名 単価×協力金 or グループ単価）どちらかで選べるようにするとか..車輌の乗り入れなくなれば、環境の保全につながるかと。
16	支笏湖の環境を守るために必要なのであれば、協力したいと思いましたが、 500 円という金額では協力して下さる方は減るのではと感じました。初めは 200 円 から始めるなども考える必要があると思いました。 また、1 人 500 円とるのか、家族 500 円なのかでは協力するかしないかの 判断は変わってくると感じました。
29	子供がいるので 1 人 500 円ではなく 1 家族 500 円だととても助かります。
47	例えばシーズン中に何回も利用する人には 1 回 500 円は負担感があるのかなと思います。どうしても支笏湖が好きな人は感じないかも。 支払いはクレジットとか振込みは私自信は手間とかトラブルを考えると嫌です。シーズン中に 1 回協力金を納めるくらいならいいいかな。 昨年から何回か通っていますが地域の方の様々な活動の おかげで気持ちよく使わせてもらっているのですね、ありがとうございます。
61	協力金には賛成します。ただし事者と一般利用者が同額には疑問を感じます。 利益を得ている事者者と単に利用する一般利用者は協力金の額を変えるなど工夫して欲しい事業者 500 円一般 100 円等駐車場代+協力金で 1000 円は割高に感じる。
66	家族で利用の場合、多子家庭において 子供も料金にカウントされるとやはりハードルは上がってしまいます。 世帯での協力全だと助かります。観光客からの協力金をメインにしていただけたら! 道民は、ふつうに きれいに利用したいと思っております。

●協力金制度の仕組みや運営方法への意見…12

6	駐車場管理人がほぼ毎日「第 5 駐車場」及び「Sup」という言葉を理解 しておらず、全く正しい情報案内が提供されない。

10	協力金はあってしかるべきと考えます。 むしろ、無料にせず、年間パスにし、高額にする十 1 日チケットのほうが高いほうがいいと考える 例)年パス 1 人 5000 円 ⇒5 回以上くる人は今パス。1 回のみ 1000 円。
15	千歳川源流部でカヤックや SUP をする場合、 現金やおさいふを持っていないことが多いのではと思います。スマホのバーコード決済や交通系 IC もしくは事前に Online で決済したほうがスムーズだと感じました。 SUP などで長時間ではなく、ちょっと川べりに降りてみたい…と短時間だけでも協力金は必要になるのでしょうか?
43	環境保全金は駐車料金でまかなうべき。観光と千川源流部の利用の関連性がよく分からない 。支笏湖の観光そのもののアピール性が弱い(人気がない)もの上に協力金というのは無理あると思う 。環境省とか国からの支援を増やす方法はないのか。帰りにウトナイ湖を見たが、環境に対してより入れている感があった。
46	既に駐車料金を徴収し環境保全や整備のための費用とされているはずですが、それであれば、駐車料金を高くするべき。カヌーサップだけを対象にするのはどうかと。費用の安いポロピナイや、モラップに人が流れ、ルールマナーを守らない人が 温泉街以外に流れるだけ。現に、支笏湖での死亡事故もポロピナイで頻発しゴミの置き去り等も多くひどい。そちらの方に監視や指導の管理を行った方がよい。
49	手作りストラップなど頂けたら、友人に勧められると思います。
53	協力金 500 円支払うことには抵抗ありませんが、 協力金支払時に支笏湖名物のおまんじゅうや、近くの おんせん街で(食事処)使える 100 円引きクーポンをもらえると嬉しいです。 そうすれば、商店舗の売り上げも つながり、地域が活性化すると思います。
54	ポロピナイは、キャンプ場ではないのに、テントやたき火をしている人が多い。 個人で注意することもできず、もっと管理してもらえたら、といつも思っている。 第 5 駐車場やモラップは施設使用料を支払っているので ポロピナイと同様にしてもよいと思う。(立ちよりを、 カヌーSUP 使用者の駐車場を別にするとか)
55	協力金がいつとられたのか分からない 500 円くらい回収するのは妥当だと思うので、駐車場で回収して問題ないと思う。 駐車場代として回収して「環境保全に使います」と書いておけば 良いのでは? 別途回収とすると抵抗感がある人もいそうキレイな場所だと思うので、保全がうまくいくことを願っています。
61	協力金には賛成します。ただし事者と一般利用者が同額には疑問を感じます。 利益を得ている事者者と単に利用する一般利用者は協力金の額を変えるなど工夫して欲しい。事業者 500 円一般 100 円等駐車場代+協力金で 1000 円は割高に感じる。
62	現状における問題点(課題)を日本語/英語/韓国語などで掲示の上、一年ごとに協力金の収支と使用用途、さらに効果など発表してほしい。(WEB などで)
68	支笏湖付近ではたばこの吸い殻などのゴミが少なく、近隣住民の方の努力を感じることが出来た。協力金については賛成の立場であるが、やはり観光客の数が減ったり、良くない評判が回ることがあると考える。そこで以下の 2 点を改善することができるのではないだろうか。①協力金を 200 円程度まで下げる代わりに、源流部以外の駐車場でも協力金を支払ってもらう。(無料駐車場付近でのオーバーツーリズムの抑制、金額を下げて利用しやすさを改善)②協力金の利用用途をポスターか看板で見やすいように宣伝する。(分かりやすい形で意図を見せることで、納得して支払ってもらえるようにする、取り組みのブランド化)

●第 5 駐車場や支笏湖地域の課題…15

9	主にポロピナイで Sup をしています。(道路側が遠浅なので) 利用マナーの悪さが見につきます。ペグをつかったタープや火をおこしている人、ゴミ、 ほとんど無法地帯になっています。 ライフジャケットをつけない水遊で、ほぼ毎年の死亡事故、 ポロピナイこそ管理が必要だと思う。
19	初めて来て sup をした時にかのあのガイドさんが親切に水辺に降りる場所や 観光船のじゃまにならないように 等教えてくれたので 助かりました。ローカルルールを決めて神社の辺りに看板等出してもらえると下に行って固まる事もないし何度も車に戻る事もないと思います。資料館のトイレで着替えをしている人もいて、本来の目的と違う使い方をする人が増えていくと困る人も出てくるのではと思います。

20	支笏湖の課題が生じているのはカヤック、カヌー、サップだけ利用する方だけが原因だとは思いません(むしろ自然が好きな方が多いと思います)。ゴミの問題などは 観光客の方のほうが多いと思います、千歳川源流の水草への影響があるのであれば SUP の侵入禁止にしてはどうでしょうか。(遊泳も禁止)
21	キャンプ場では利用料、支笏湖畔では駐車料金を徴収していますがポロピナイは徴収していません。利用する全ての方にお願いすべきと思います。 ※第 5 駐車場を利用し、カヌー、カヤックを使用する利用者から協力金を徴収するとあるのに駐車場が改修で利用できない状況で非常に不便なのに徴収はおかしいです。※今回の協力金の発端はカヌー、カヤック、サップの放置が問題と言っておりましたが、放置しているのは業者の方ではないでしょうか？一般の方はお昼を食べに行く時くらいは岸に並べておくことはありますが、長時間ではないと思います。救命胴衣を着用しない一般者には見廻りで注意すればいいのではないでしょうか。
22	今回久しぶりにカヌーをしました。これから色々な面で改善される事を期待しています。 カヌーを楽しんでいる自分からですが、協力金を支払うテントあたり から、カヌーを運ぶので足場のデコボコを少し歩きやすくして 頂きたいです。 SUP の業者さんが、その辺りに SUP を並べているのでカヌーを出したり戻って来て出る時ちょっと大変です。 何とかなりませんか?
24	利用者の事故も毎年あるので、支笏湖に入る際は必ずライフジャケットの着用や保護者の管理を徹底するよう呼び掛けてほしい。
25	全面禁煙の徹底(喫煙所利用の徹底)駐車場や湖畔で喫煙している人が多くいて 2 歳の子供を連れている親としてはとても不快でした。 改善を望みます。（ホロピナイ）
26	トイレなどの施設も清潔に保っていただけて、 利用しやすく ありがたい場所です。長く、気持ち良い利用を続けさせていただく為の 協力金(あまり高額でなく…)なら、お支払いしたいと考えます。もう 1 点、サップ利用者の方々が休憩時のサップオールの置き方に 少しキマリを作っていただけると会場内の歩く移動がスムーズになるなど 感じました。バラバラと無秩序に置いてあり、どこを通って良いか少しストレスでした。 おそらく、平日以外の暑い日の数日の事だとは思いますが…それぞれのマナーに 託すしかないのかなとも思いますが…。(今回ポロピナイ利用です)
35	ポロピナイは火の使用は禁止になっていると聞いているが炭で焼肉をしている利用者がいた。ルールは守るべき。注意ができる体制を整えてほしい。
38	家族でモラップに年１～２回水遊びに行きます。駐車料金を 500 円位支払うようにしたほうが良いと思います。ゴミの放置の片づけ、トイレ整備、環境管理などに使用してほしい
39	管理について気になったのは喫煙場所の位置が気になりました。食事できるスペースやペットが利用できるテラス横にありにおいが気になったのと 灰皿から けむりが出ていてきちんと消されていないようだったので他の利用者はの受動喫煙が心配でした。トイレも洋式を増やしてほしいです。犬用リードフックなどもあると食事を利用しやすいです。
46	既に駐車料金を徴収し環境保全や整備のための費用とされているはずですが、それであれば、駐車料金を高くするべき。カヌーサップだけを対象にするのはどうかと。費用の安いポロピナイや、モラップに人が流れ、ルールマナーを守らない人が 温泉街以外に流れるだけ。現に、支笏湖での死亡事故もポロピナイで頻発しゴミの置き去り等も多くひどい。そちらの方に監視や指導の管理を行った方がよい。
48	たばこの吸い殻を良く見つけるので全面禁煙がいいと思う。飲料の入ったペットボトルが川底に沈んでいたので川、湖へのペットボトル持ち込み禁止などがあったらいいと思う
54	ポロピナイは、キャンプ場ではないのに、テントやたき火をしている人が多い。 個人で注意することもできず、もっと管理してもらえたら、といつも思っている。 第 5 駐車場やモラップは施設使用料を支払っているので ポロピナイと同様にしてもよいと思う。(立ちよりを、 カヌーSUP 使用者の駐車場を別にするとか)

●協力金に反対…1

43	環境保全金は駐車料金でまかなうべき。観光と千川源流部の利用の関連性がよく分からない 。支笏湖の観光そのもののアピール性が弱い(人気がない)もの上に協力金というのは無理あると思う 。環境省とか国からの支援を増やす方法はないのか。帰りにウトナイ湖を見たが、環境に対してより入れている感があった。

回答者属性

性別

回答者の性別は、全体では男女の差はなかったが、事前の第 5 駐車場と期間中のポロピナイでは女性の割合が男性よりも多くなっていた。

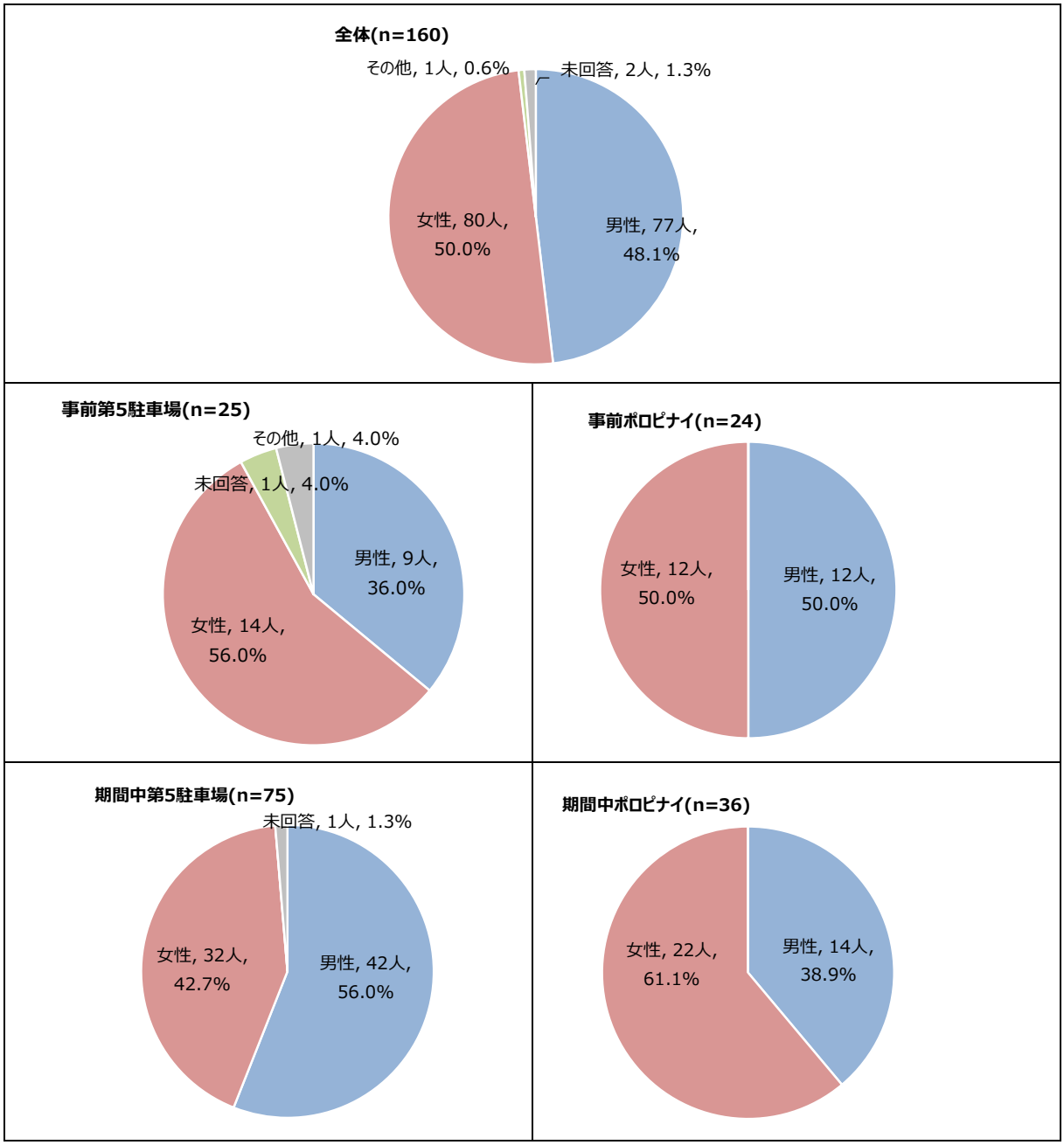

同行者人数

同行者人数は、「2 人」「3～5 人」を合わせると約 8 割だった。期間中の第 5 駐車場では、「2 人」が 54%と最も多かったが、事前第 5 駐車場とポロピナイは「3～5 人」の割合が 60%以上となっていた。

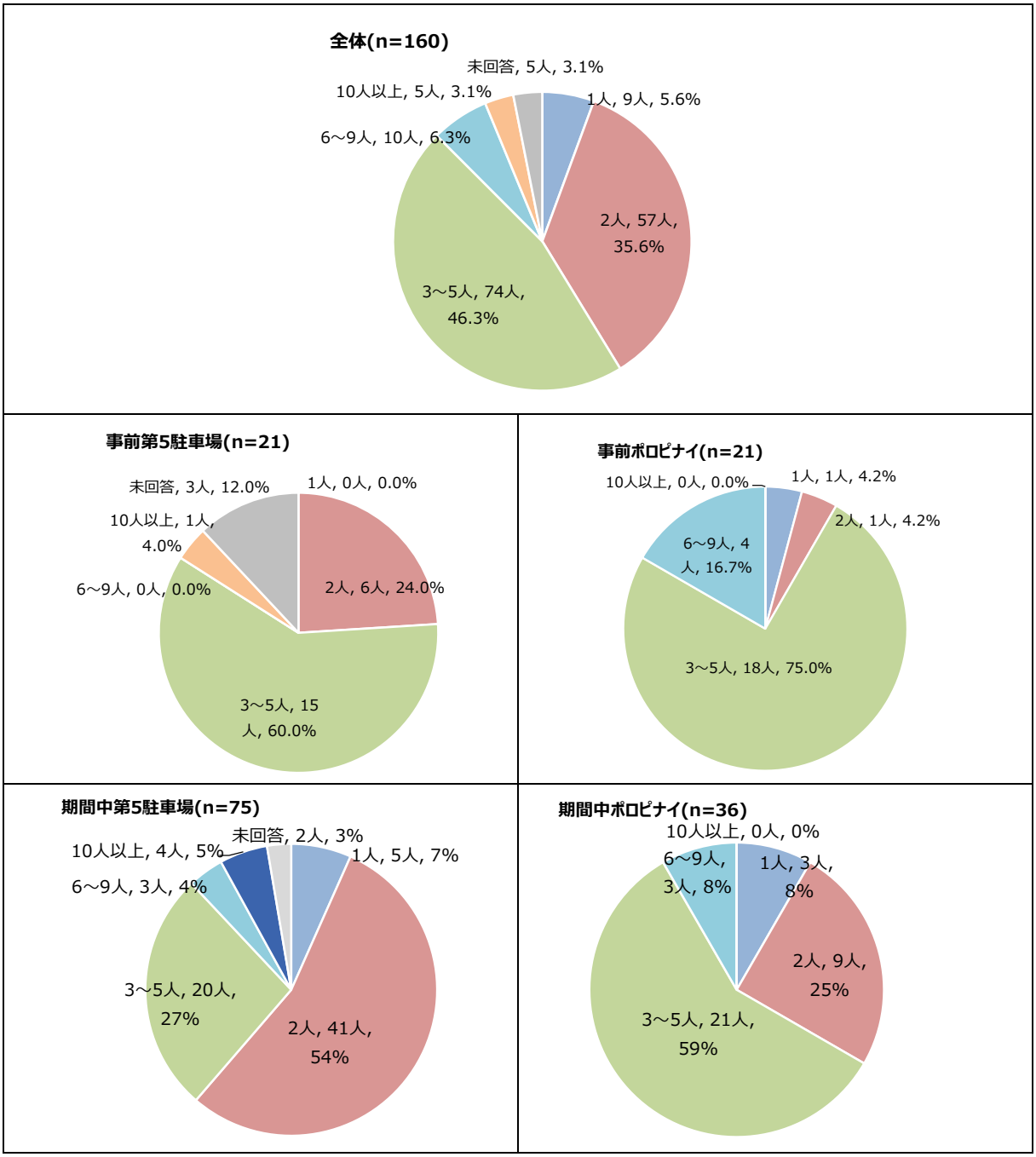

年代

回答者の年代は、20 代から 50 代までほぼ同じ割合だった。期間中の第 5 駐車場は 30 代と 40 代がそれぞれ 30%と多くなっており、ポロピナイは、第 5 駐車場に比べて 20 代 50 代の割合が多かった。

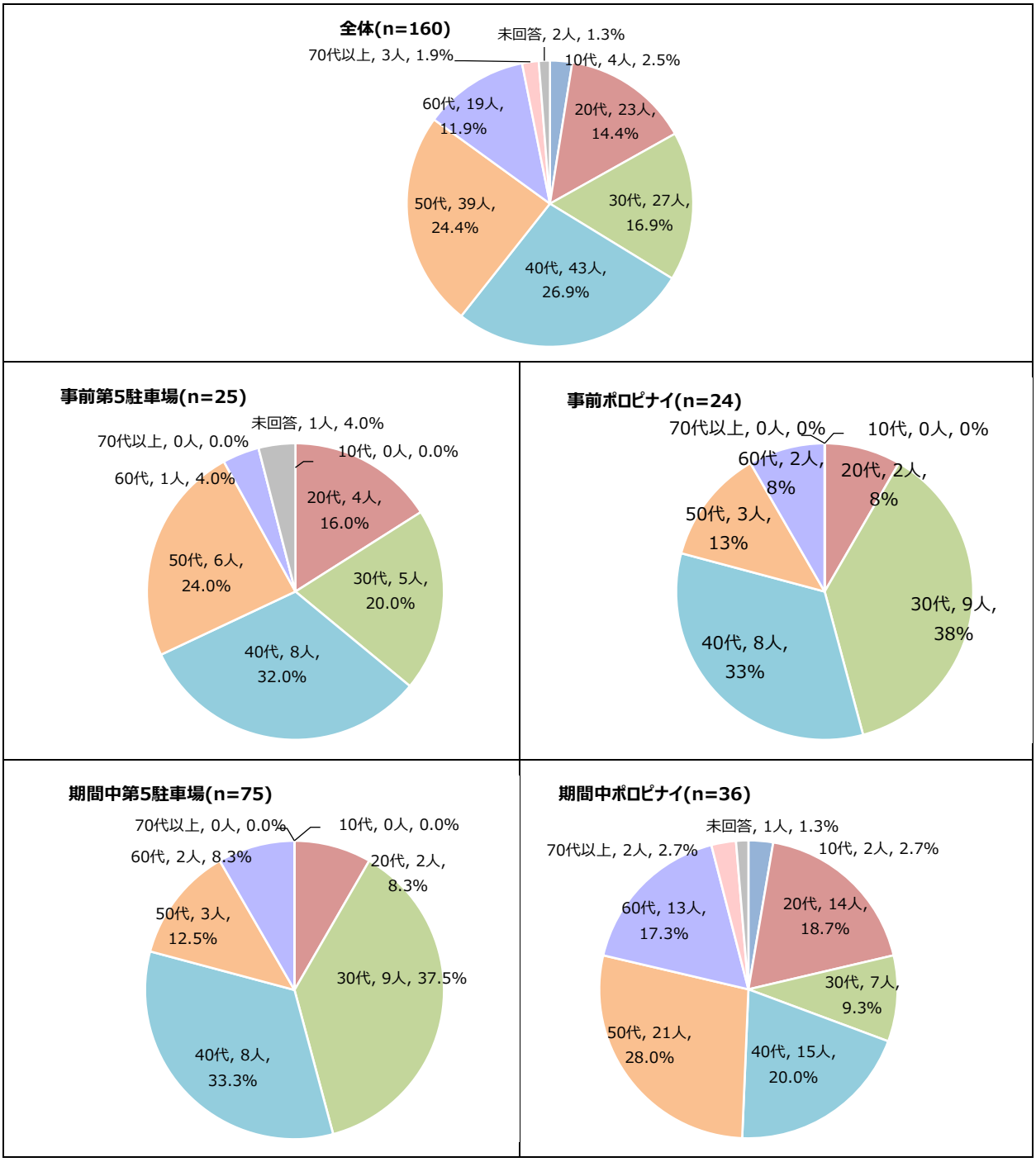

同行者との関係

回答者の同行者は、「家族」の割合が 50%以上となっており、次いで「友人・パートナー」。団体・ツアーでの利用は少なかった。

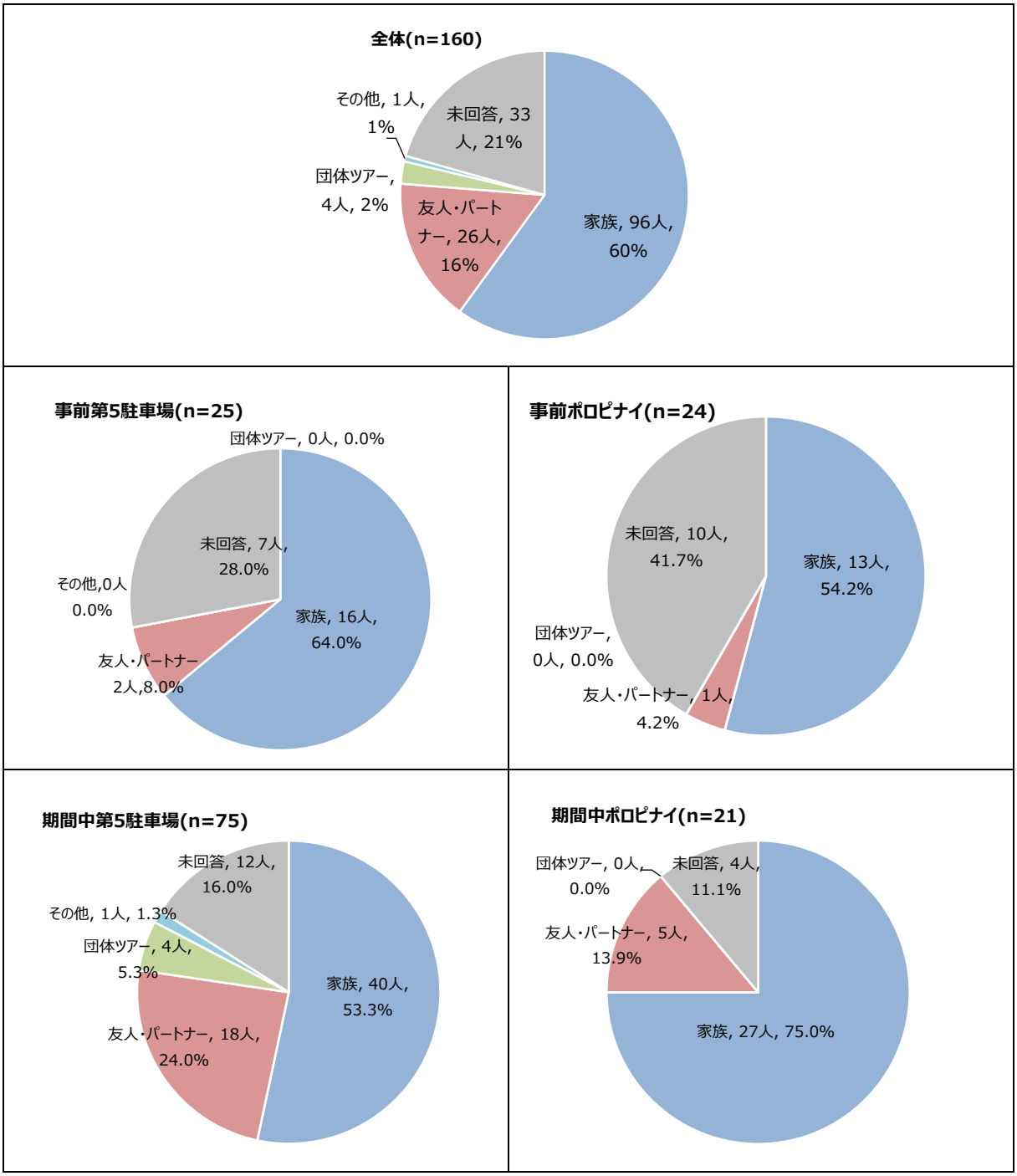

4)アンケート結果分析

アンケートの実施目的にも挙げた通り、アンケート結果より支笏湖環境保全協力金の導入にあたり下記の 4 つに対して考察した。

- 受益者負担金の導入に対する理解や賛同の検証
- 理解・賛同を得るための条件の抽出
- 受益者負担金の導入による利用形態・意識の変化
- 効果的/効率的な徴取方法（利用者の利便性）

①受益者負担金の導入に対する理解や賛同の検証

協力金の使途や目的についての理解は、当日実証実験の現地に来て知ったという回答者が過半数を超えており、支笏湖到着前にパンフレットやインターネットで事前に情報を得た利用者よりも協力金への理解が低い可能性がある。

ただし、賛同率については、現地での掲示、および徴収員やアクティビティ事業者による口頭での説明､アンケート調査の趣旨説明などにより情報提供で､賛同する人の割合はは約 8 割と高った。

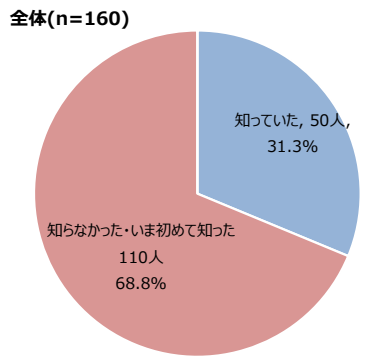

問 8 実証実験の実施を知っていたか

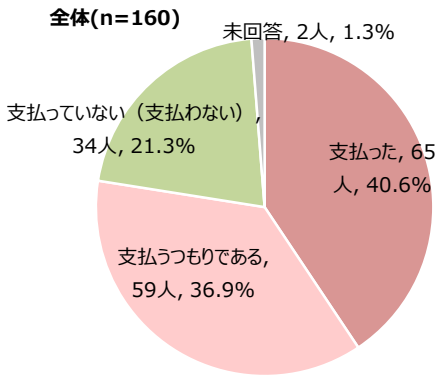

問 10 協力金の支払いの意思

②理解・賛同を得るための条件の抽出

協力金の支払わない理由として、第 5 駐車場の利用しない以外では、使途が分からない、協力金の制度（任意性）に対しての不公平感を感じる理由が挙げられた。自由回答でも使途への疑問や、第 5 駐車場以外の地域での課題提起と徴収範囲の徴収に関しての意見、協力金の使途（会計）の透明性を求める声も出された。

使途に関しては、使途の内容に賛同しないということではなく、使途を明確にすることや会計の透明性が重視されているため、理解賛同を得るために重要なことは、

- 使途の明確化
- 使途（会計報告）の透明性
- 任意の協力金制度を導入する理由

の説明を行っていくことが重要である。

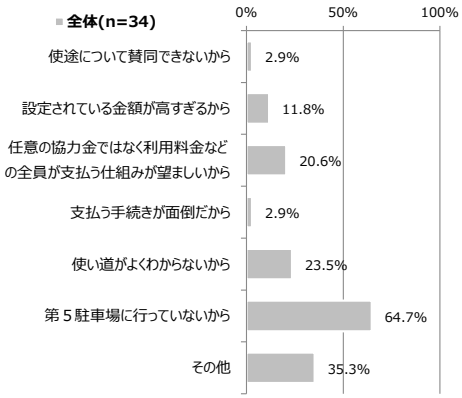

問 11 協力金を支払わない理由

③受益者負担金の導入による利用形態・意識の変化

受益者負担金の導入にあたっての利用形態の変化を聞いた設問では、全体としては、利用頻度は変わらないが 60%。期間中の第 5 駐車場では「利用頻度は変わらない」とした回答は 84%だったが、期間中のポロピナイは「利用頻度を減らす・行かない」は約 36%と第 5 駐車場よりも割合が高く、実際に第 5 駐車場での実証実験の実施を理由にポロピナイの利用に行先を変更した利用数が一定数いることが考えられる。

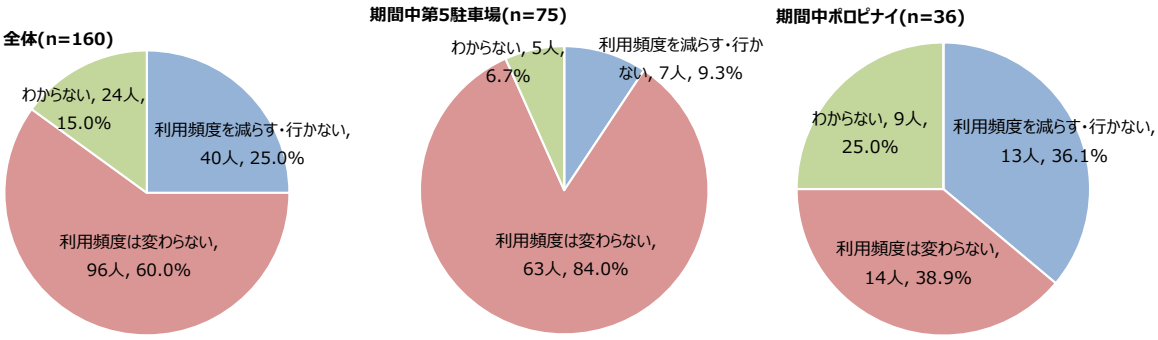

問問 14 協力金が導入された場合の第 5 駐車場の利用頻度の変化

「利用頻度を減らす・行かない」と答えた回答者のどの場所に行くことが増えるかを問うと、支笏湖のその他の地域をあげる回答が約 65%、支笏湖以外の場所に行くことが増えるは約 30%となっており、第 5 駐車場の利用者が支笏湖地域のその他エリアでの利用が増える可能性がある。

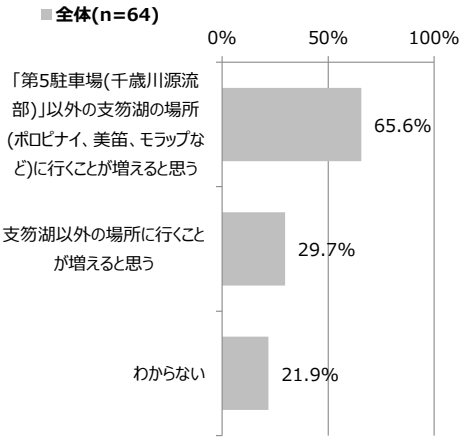

問 15　第 5 駐車場の利用頻度を減らした代わりに行く場所

④効果的/効率的な徴取方法（利用者の利便性）

支払いのタイミングと方法は、当日の現金払いが望ましいという回答が多かった。現金以外、スマートフォン決済や IC クレジットカードを望ましいという回答も 50%程度あり、現金のほかにスマートフォン決済や IC クレジットカード等の決済方法を準備しておくことで、利用者の利便性を高めたり、現地の協力金収受時がスムーズなると考えられる。

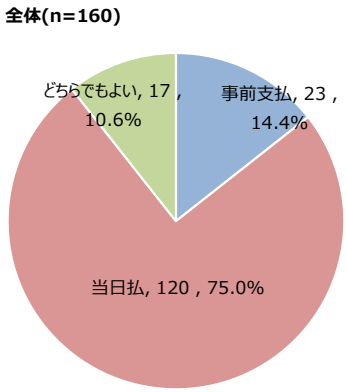

問 16 協力金の支払いのタイミング

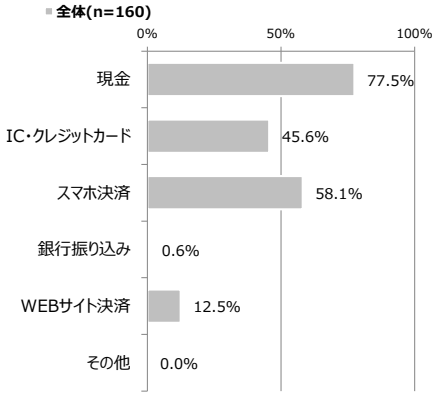

問 17 協力金の支払い方法

4-2. 利用者数カウント調査

1)利用数カウント調査実施方針

受益者負担金の導入による影響や支笏湖環境保全協力金への協力率を確認するため、非動力船の数と利用者数をカウントした。

2)実施概要

利用者数カウント調査は、第 5 駐車場とポロピナイで実施した。第 5 駐車場の利用者数のカウントは令和 4 年度検討業務では非動力船の利用を対象としていたが、今年度は協力金の対象者が水辺利用者全てとなったため、水辺利用も含めて人数をカウントした。

第 5 駐車場とポロピナイでの利用者数カウント調査の実施概要については、以下のとおりである。

①第 5 駐車場

調査実施日	実証実験前 2023 年 8 月 26 日(土) 実証実験中 2023 年 9 月 2 日(土)/9 月 9 日(土)/9 月 16 日(土)/9 月 17 日(日) 計 5 日間　各日 9:00～15:00
調査地点	山線鉄橋上より千歳川下流に向かいカウントした。 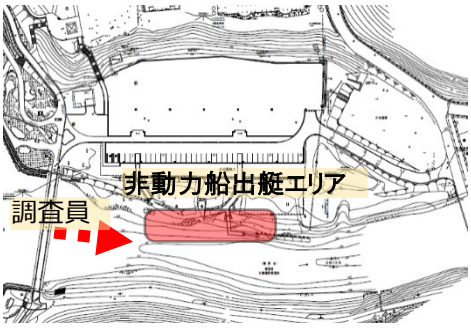
調査方法	調査員が目視により、非動力船数と利用差者数をカウントし、利用形態の記録を行う。
調査項目案	①利用者の利用形態（非動力船の使用の有無・水辺利用など） ②非動力船の種別（カヌー/カヤック/SUP　その他） ③非動力船の数 ④利用者の種別（事業者・一般） ⑤利用者のグループ数 ⑥利用者の人数 ⑦利用開始時刻～利用終了時刻 ⑧その他利用に関する特記　など

②ポロピナイ園地

調査実施日	実証実験前 2023 年 8 月 26 日(土) 9:00～15:00 実証実験前 2023 年 9 月 9 日(土) 9:00～15:00　　計 2 日間
調査方法	国道方向から湖岸をポロピナイ遊覧船の桟橋付近までを踏査。 毎時に目視により水際～湖面にいる人数と利用形態をカウントした。

3)カウント結果

①第 5 駐車場エリア（千歳川源流部）

【利用者数】

調査日の利用者数合計は 1025 人、事業者の人数は 680 人、一般利用者は 345 人と事業者の人数は一般の利用人数の約 2 倍だった。8 月の実証実験前の人数が最も多く 295 名。9 月 10 日（土）は美笛でのブルーキャンプが開催されたため、地域事業者がツアーを催行しておらず調査期間中で最も少ない 135 人だった。

日にち	利用者数（人）
8/26(土)	**295**
9/2(土)	**202**
9/10(土)	**135**
9/16(土)	**174**
9/17(日)	**219**
総計	**1025**

●事業者利用人数			
SUP	カヌー	カヤック	事業者合計
24	39	83	146
37	31	67	135
61	0	0	61
37	37	87	161
54	45	78	177
213	**152**	**315**	**680**

	●一般利用者人数								
	SUP	カヌー	カヤック	SUP＋カヤック	水遊び	水遊び＋SUP	水遊び＋ゴムボート	散歩	一般合計
8/26(土)	51	0	11	8	70	9	0	0	149
9/2(土)	34	4	3	5	12	5	4	0	67
9/10(土)	36	7	11	0	9	11	0	0	74
9/16(土)	13	0	0	0	0	0	0	0	13
9/17(日)	19	5	3	0	13	0	0	2	42
総計	**153**	**16**	**28**	**13**	**104**	**25**	**4**	**2**	**345**

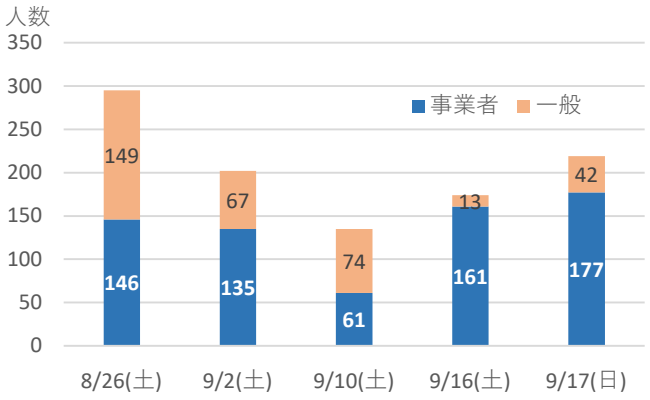

図 4-1　日別利用者人数　事業者と一般の比較

【非動力船の艇数】

非動力船の利用数は、調査実施日の合計 602 艇だった。事業者の非動力船の利用は 445 艇、一般の合計は 157 艇となっており、一般利用者は非動力船を利用しない水辺の利用や、一艇を複数人で利用するなど、非動力船の利用の割合は少なかった。

日にち	利用数（艇）
8/26(土)	126
9/2(土)	125
9/10(土)	102
9/16(土)	108
9/17(日)	141
総計	**602**

●事業者　非動力船数			
SUP	カヌー	カヤック	事業者合計
24	8	48	80
37	8	40	85
61	0	0	61
37	8	50	95
54	14	56	124
213	**38**	**194**	**445**

	●一般利用者　非動力船数						
	SUP	SUP＋カヤック	カヌー	カヤック	水遊び＋SUP	水遊び＋ゴムボート	一般合計
8/26(土)	35	4	0	5	2	0	46
9/2(土)	31	2	1	2	3	1	40
9/10(土)	28	0	2	7	4	0	41
9/16(土)	13	0	0	0	0	0	13
9/17(日)	13	0	2	2	0	0	17
総計	**120**	**6**	**5**	**16**	**9**	**1**	**157**

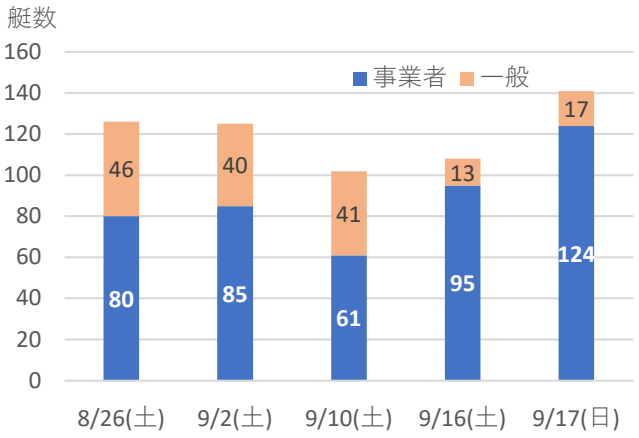

図 4-2　日別利用者人数　事業者と一般の比較

②ポロピナイ

毎時の湖の利用人数（湖の水際～水面利用者。湖岸で休憩を除く）を利用形態別に記録した。

［8 月 26 日（土）の利用人数］

8 月 26 日の利用人数は、14 時まで増加し 168 人が水面～水際を利用していた。利用形態では、午前中は SUP の利用の割合が多かったものの、11 時以降は、水遊び・遊泳が多かった。カヌーなどの利用はどの時間帯でも大きな増減はなかった。

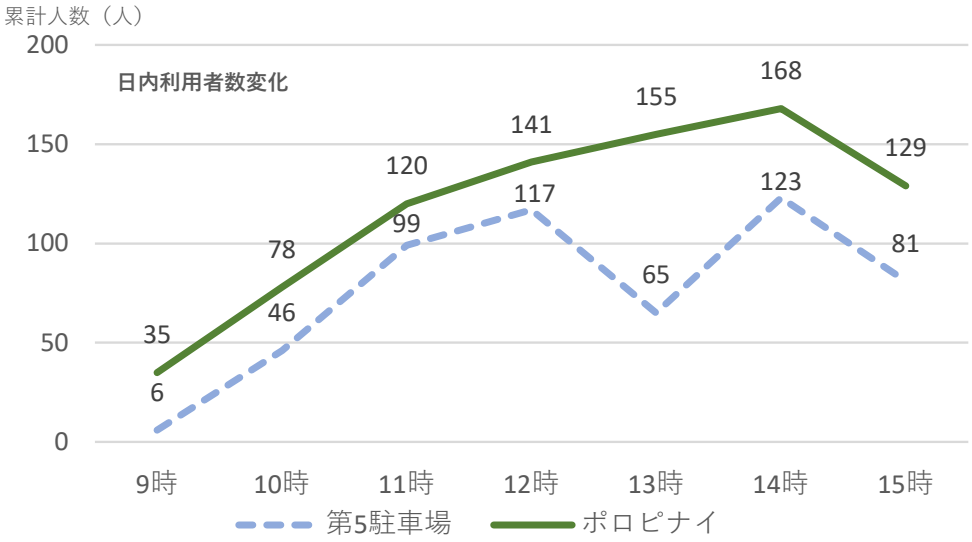

8 月 26 日の毎時の利用者数

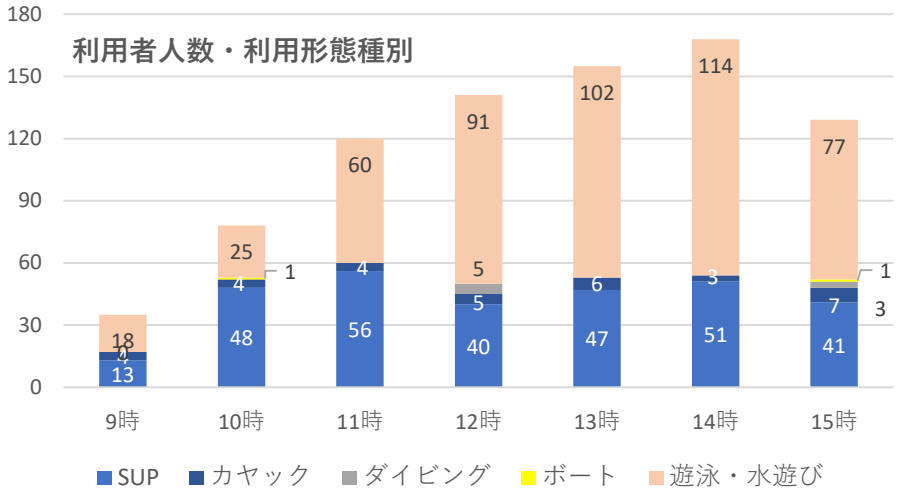

8 月 26 日利用形態別　毎時の利用人数

8 月 26 日(土)の利用人数

時刻	SUP	カヤック	ダイビング	ボート	遊泳・水遊び	総計	状況
9 時	13	4	0	0	18	35	
10 時	48	4	0	1	25	78	
11 時	56	4	0	0	60	120	
12 時	40	5	5	0	91	141	
13 時	47	6	0	0	102	155	
14 時	51	3	0	0	114	168	
15 時	41	7	3	1	77	129	
累計	296	33	8	2	487	826	

［9 月 10 日（土）の利用人数］

9 月 2 日の利用人数は 11 時以降に増え、ピークは 13 時の 127 人だった。11 時から 14 時まで、湖面や水際での利用は 100 名を超えていた。

形態別では、10 時までは SUP の利用の割合が多かったが、11～13 時は水遊び・遊泳の利用の割合が最も多かった。SUP の利用は水遊び・遊泳の利用に比べて、午前中の早い時間帯、午後遅くの利用があった。

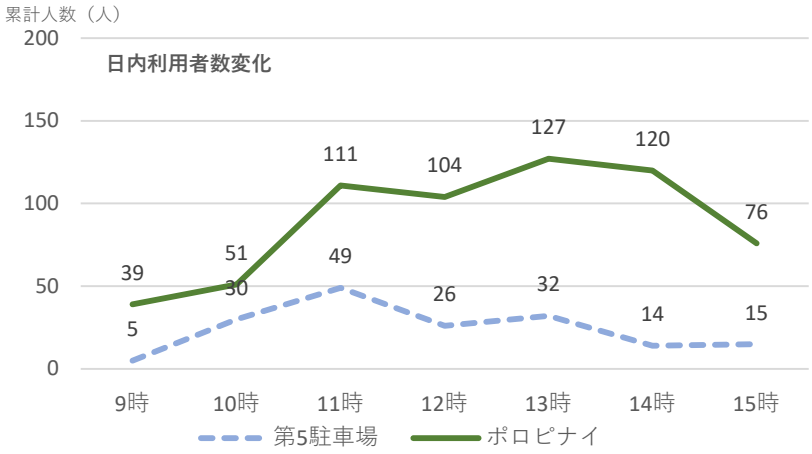

9 月 10 日の毎時の利用者数

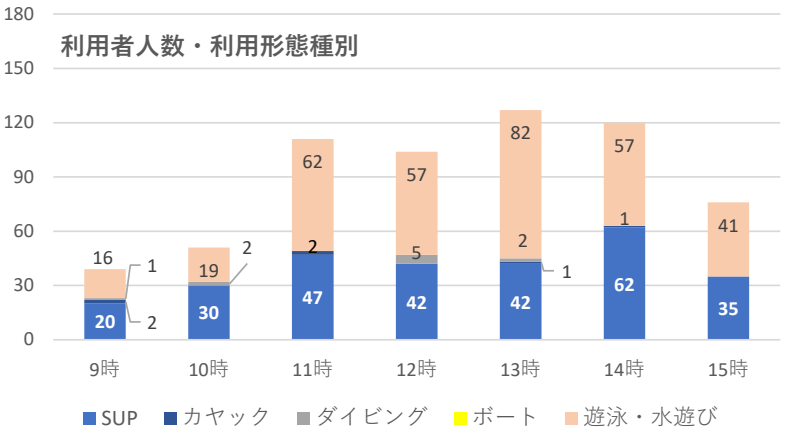

9 月 10 日利用形態別　毎時の利用人数

9 月 10 日(土)

時刻	SUP	カヤック	ダイビング	ボート	遊泳・水遊び	総計	状況
9 時	20	2	1	0	16	39	
10 時	30	0	2	0	19	51	
11 時	47	2	0	0	62	111	
12 時	42	0	5	0	57	104	
13 時	42	1	2	0	82	127	
14 時	62	1	0	0	57	120	
15 時	35	0	0	0	41	76	
累計	278	6	10	0	334	628	

4)結果分析

①利用者数の時間変動

第 5 駐車場の水辺の利用者数の日内変化を到着人数と退場人数に分け、第 5 駐車場エリア付近及び水上の利用している人の累計人数をグラフにあらわした。

①8 月 26 日(土)	
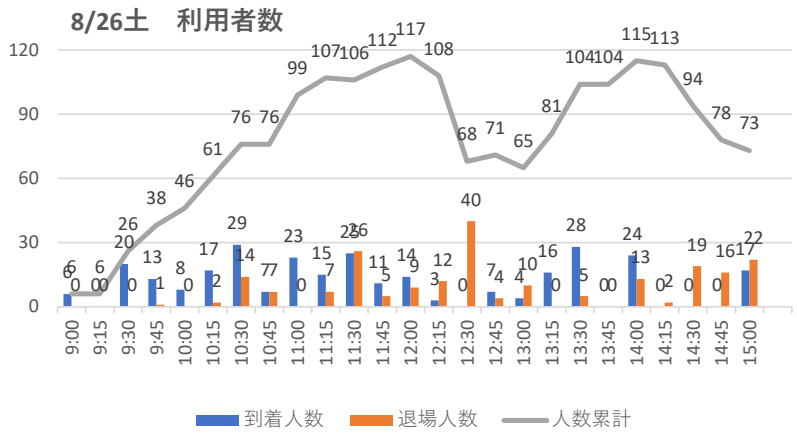	利用者数は午前中は増加、正午の昼食の時間帯に減少し午後増加した。 1 日の利用者数のピークは、午前午後二つあり、午前午後共にピーク時は 110 人以上が利用していた。
②9 月2日(土)	
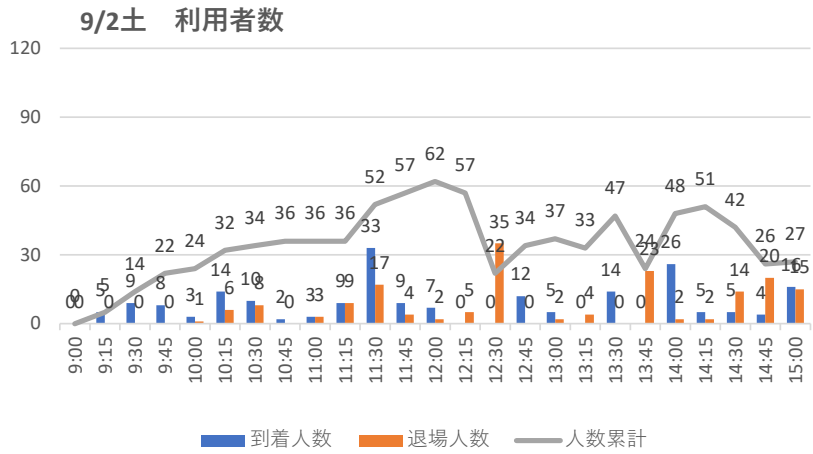	利用者数は午前中増加傾向にあり、ピークは 11 時後半だった。午後の増加は午前中よりも緩やかだった。
③9 月 10 日(土) ●支笏湖ブルーキャンプ	
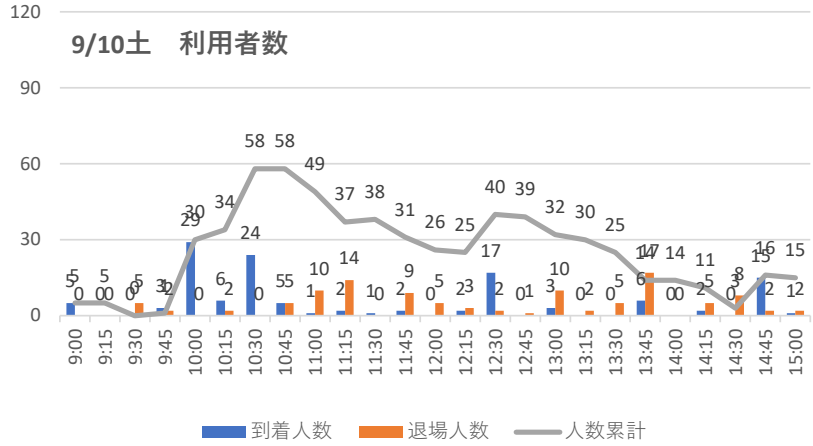	利用者数のピークは 10 時台と午前中の早い時間だった。12 時に向けて減少し、午後にやや増加したが 15 時に向かい減少傾向が続いた。 美笛でイベントブルーキャンプが開催され、地域事業者の利用がなく、ツアー催行の影響を受けなかったためと考えられる。

①9 月 16 日(土)

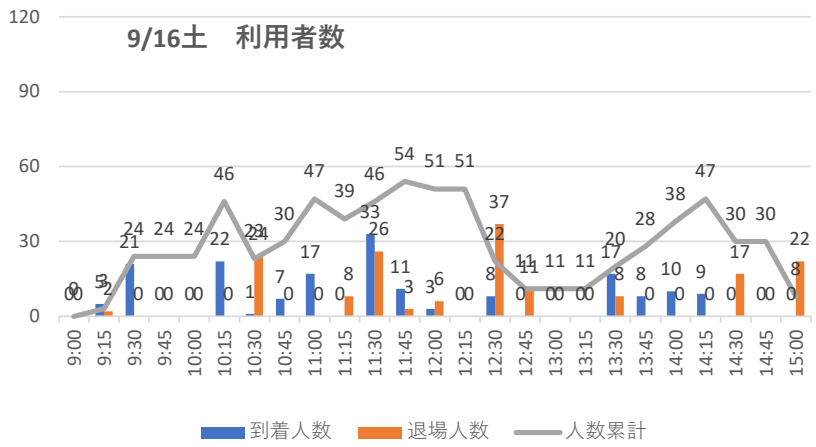

利用者数は、午前中に多く昼食の時間に減少。午後の増加は緩やかで 14 時にピークがあった。

②9 月 17 日(日)

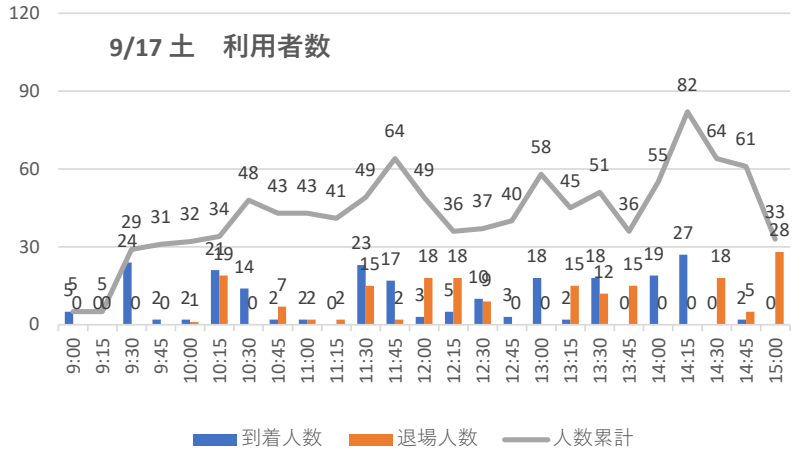

利用者数のピークが午後に合った。午前中から 14 時まで利用者数はほぼ一定に推移していた。

②第 5 駐車場の利用者の滞在時間

第 5 駐車場の利用者の平均滞在時間は、事業者の利用が 1 時間程度、一般利用者は 1 時間半と一般利用者の方が滞在時間が長かった。

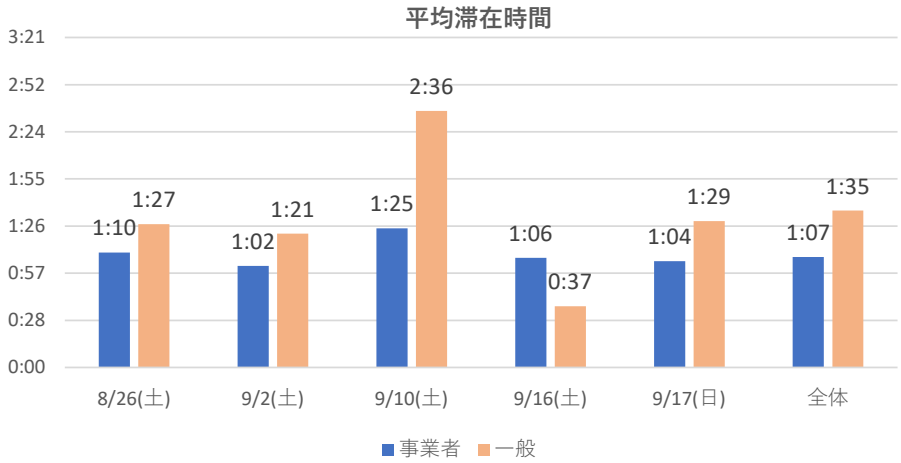

第 5 駐車場利用者の平均滞在時間

事業者については地域事業者のツアーの所要時間が 1 時間程度で大きな違いがないことから、一般利用者の利用形態別の滞在時間を比較した。カヤック・カヌーの平均滞在時間は約 2 時間 30 分、水遊び＋SUP は 2 時間 50 分と長かった。非動力船の利用がない水遊びは 48 分、散歩 10 分と短かった。

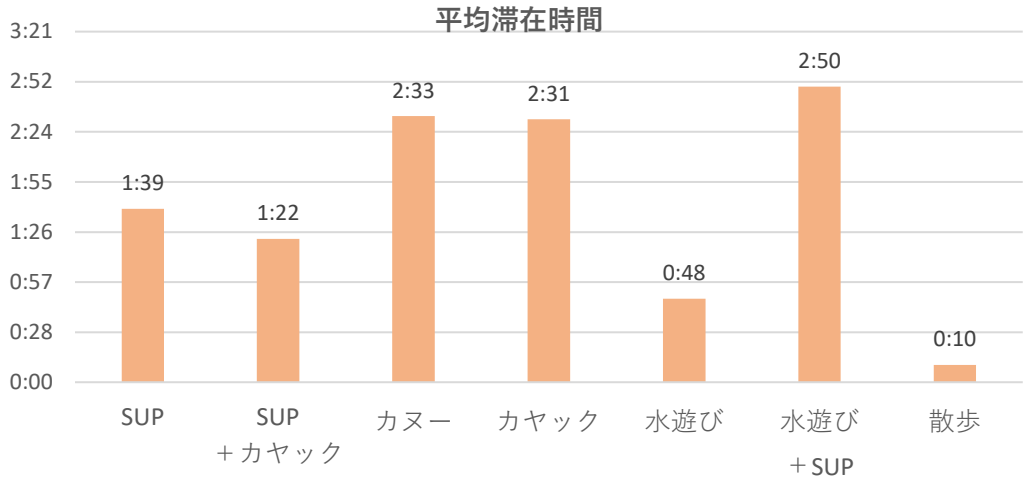

一般利用者　利用形態別平均滞在時間

＜時間別の非動力船の利用のまとめ＞

- 利用者数は午前中に多い傾向がある。
- 昼食の時間帯に一度減り、午後やや増加する傾向がある。
- 調査を開始する 9 時にはすでに非動力船の利用がされているなど 9 時前の利用も確認された。
- 8 月 26 日･9 月 2 日･9 月 10 日までは日没が遅く、日暮れに近い 14:45 以降にも新たな利用があった。
- 平均滞在時間は、事業者は 1 時間程度、一般利用者の方がやや長く 1 時間半。一般利用者は非動力船を利用する場合に滞在時間が長くなっており、水遊びは 1 時間程度だった。

4-3.事業者ヒアリング

第 5 駐車場エリアで定期的にアクティビティツアーを催行しており、実証実験で支笏湖環境保全協力金の協力事業者 3 社に支笏湖環境保全協力金についての意見や提案をヒアリングした。

1)ヒアリング実施概要

ヒアリングの実施方法や内容を以下に示す。

ヒアリングの方法	対面またはオンラインによる聞き取り
ヒアリング対象	第 5 駐車場エリアで実証実験に協力し、協力金を一定期間の利用実績によって精算対応とした事業者 3 社。
ヒアリング項目	1. 協力金徴取についての賛同する/しない。その理由や条件 2. 協力金の使途についての意見 3. 協力金についての利用者の反応 4. 協力金の徴取方法についての改善点や要望 5. 支笏湖の適正利用で取り組むべき内容や考え 6. その他

2)ヒアリング結果

ヒアリング対象：A 社
日時：10 月 31 日 14:00～15:30

1. 協力金徴取についての賛同する/しない。その理由や条件

- 協力金の趣旨は賛同する。
- 第 5 駐車場エリアだけでの協力金だが、支笏湖全体での湖底清掃など行っているため使途の対象は支笏湖全体、また協力金自体も支笏湖全体として取っていくことを目指すのが良いと思う。
- 来年度以降の第 5 駐車場エリアの利用についての不安が大きい。水辺へのアクセスの利便性や利用者間での使いやすさを維持できないと、協力金への賛同意識も減っていくと思う。

2. 協力金の使途についての意見

- 湖底清掃や湖周辺のごみ拾いなど。
- 8～9 月のシーズン中は監視員を置く、ライフジャケット着用の啓発などを新たに行うのはよいと思う。安全管理は責任の所在などを整理して仕組み化するのが難しい印象がある。
- 湖面の状況（波の高さや風など）を把握し一般利用者に状況を伝えるのも必要。

3. 協力金についての利用者の反応

- 店頭でリストバンド手渡した時に、詳しい説明を求められたり、協力を拒むゲストはいなかった。
- 教育旅行などへは使途を明確にしてければ、賛同を得られ、教材として興味を持ってもらえると思う。

4. 協力金の徴取方法についての改善点や要望

- 一定期間ごとの精算や事前にリストバンドを受け取っておく仕組みはよいと思う。繁忙期は精算の期限が長い方が良い。

5. 支笏湖の適正利用で取り組むべき内容や考え

- 安全面では事業者（人）によって基準が異なっているのも問題だと思う。一定の安全の基準を作ってそれを守る仕組みとし、地域の消防団や水難救助に携わる地域が中心となって運用していくのが理想。
- 美笛・モラップなど、釣りの影響が大きいと感じている。水鳥などへの影響も確認しているので、そのような取組みにも利用されるとよいと思う。

6. その他

- 地域の無関心さが課題と感じている。第 5 駐車場だけでなく、支笏湖全域、水辺利用やアクティビティ事業者だけでなく、関心が広がるとよい。

ヒアリング対象：B 社

日時：2023 年 10 月 26 日 10:00～11:00

1. 協力金徴取についての賛同する/しない。その理由や条件

- 協力金の趣旨や制度について賛同する。

2. 協力金の使途についての意見

- ゲストに対しての協力金についての説明は水辺の安全の制度作りのためという理由をメインにした。環境保全についての具体的な使途がない中で、環境保全を目的にした協力金と説明するとそこから根掘り葉掘りの質問になりやすいため、避けた。
- 協力金の趣旨説明については、事業者それぞれの視点からの説明でよいと思う。
- 協力金の使途に関して、毎月活動レポートを提出し協力者へ活動を見せていくなど大切だと思う。

3. 協力金についての利用者の反応

- ゲストから、協力金についての質問や断られたことはなかった。
- 協力金の徴収ブースのところで、実証実験が実施されていることや趣旨などを説明することが多かった。
- ガイディングを求めてくる利用者にとっては、リアルタイムの出来事を伝えるのが伝わりやすく賛同を得やすい。

4. 協力金の徴取方法についての改善点や要望

- 一定期間ごとの精算はよいと思う。繁忙期には 1 か月ごとの方がより負担が少ないと思う。
- リストバンドについては確かにゴミになっていてこれに代わる方法があるとよいと思う。
- 腕章については、ガイドによってはよいようだ。

5. 支笏湖の適正利用で取り組むべき内容や考え

- 日本でこれだけ事故の多いフィールドはなく、管理者がいて安全管理されている場所を作るのは意義深い、第 5 駐車場で仕組みづくりができれば、他のエリアに広げやすい。
- オーシャンデイズの野鳥の取組などある程度まとまった事業として柱を作ってもよいと思う。
- 水に入る前の陸上での管理と、水に入った後では安全について行えることが変わってくる。
- 陸上では水に入る前にライフジャケットの着用のチェックや、安全や自然への配慮について周知することができるのではないか。
- 水辺の利用に関しては、危険なエリアへの立ち入りの注意喚起や危険な行動に関して、事業者同士が連携して注意を促すようなことができるのではないか。

6. その他

- 第 5 駐車場（温泉街）を水辺利用のウェルカムエリアとして、水のアクティビティを初めて行う人の利用も多いため、安全や利用についての情報発信をする場としても意義があると思う。
- 水辺のパトロールを事業者が担うような「セーフティミーティング」などを年に 1~2 回開催するのはよいと思う。

ヒアリング対象：C　社

日時：2023 年 10 月 17 日 13:00～14:30

1.　協力金徴取についての賛同する/しない。その理由や条件

- 協力金の趣旨や使途には理解できるが、実証実験を終えて、協力金徴取が平等にされていないと感じ、賛同できなくなった。
- 事業者・ガイドの中でも、リストバンドを着用してないことも多く声をかけても「腕章があればリストバンド着用は不要との認識。制度の内容についても周知がされていないと感じた。
- 協力金という強制力がないものだと、一般の人は特に「払わなくてもいいもの」とする方に偏っていき、制度が成り立たなくなると思う。

2.　協力金の使途についての意見

- 協力金の使途に関しては金額に関係なく、対外的にもしっかりと報告して「ガラス張り」の状態でないと信頼できない。
- 地域内外ではなく運営に関わる組織には、公表や監査などの義務が必要では。

3.　協力金についての利用者の反応

- ツアーのゲストから、協力金徴取について賛同してもらえなかったことはなかった。予約が以前から入っていた人でも、理解してツアー料金とは別に現地で支払ってもらえた。
- ゲストから協力金の使途の内容について質問されることがあった。今回は実証実験ということで具体的な事業は今後ということでご理解いただいた。今後はパンフレットなど目に見える形で説明できるものが必要だと思う。

4.　協力金の徴取方法についての改善点や要望

- 協力金については、ガイドスタッフは免除して欲しい。ゲストへの協力金の趣旨説明や徴収、とりまとめなどを行っていることも配慮してもらえると嬉しい。
- ある程度まとめて精算する仕組みはよかった。7 月 8 月の繁忙期には支払い手続きもままならないほど忙しいため、精算の期間は長いほど嬉しい。
- 今回のリストバンドは、ゴミになるもので、エコへの配慮が感じられず残念だった。
- 返礼品として少し嬉しくなるような工夫や、ガイドとして進めやすいエコロジカルな配慮がされているものが良いと思う。食べたらなくなるお菓子などもアリでは。

5.　支笏湖の適正利用で取り組むべき内容や考え

- 今回の協力金の説明に上がっていたゴミについてだが、持ち帰る意識のある人への対策ではなく、「持ち帰れない人」への対応としてゴミステーションがあってもよいのでは。
- 安全性に関しては、安全への取組みは①パトロール　②救助　③捜索の段階があると思う。③の捜索の段階になると警察や消防、自衛隊の範囲となるが、①パトロールは、地域が担うところになってくると思う。ただし、①パトロールにも、コミュニケーションスキルや、水難の知識やライセンスも必要となってくるものである。
- 夏休みの週末だけでもよいので、パトロールをする仕組みができるとよいと思う。
- 研修会を行うことがスキルなどの向上の他、意識の向上にも役立つと思う。
- パトロールを行うことで行政などとの連携も必要となり新たな連携の形ができるのでは。
- 使途の中で「安全」への取組は、利用者からも理解や賛同を得やすい。
- ただし、賛同せず協力金の支払いを拒否する人が、そこで受けるサービスを受けられないとい

うことにならないのが不公平感が生まれると思う。

- 安全面はパトロールの他に、利用者に教育をしてから入ってもらうということもできると思う。

6. その他

- 千歳川の入り口は、通路のところで溜まりがちになる。
- 第5駐車場の管理を受託する組織が、利用者へルールを周知し守ってもらうような制度やルールも必要だと思う。（海外の国立公園でのパトロールの権限や罰則などの制度がしっかりしている）

5. 協力金への理解促進と適正な徴収方法に関する提案

5-1. 協力金への理解促進の検討

第５駐車場エリアでは令和６年度より、受益者負担制度を導入し、駐車場や河畔ヤード、公共桟橋の協力金金の支払いと、水辺利用においては支笏湖環境保全協力金の支払い協力を求めていく。

これらの徴収は、利用者が受けるサービス（支笏湖の自然の中での体験や施設利用）に応じて負担する受益者負担に基づくものある。利用者の支笏湖の自然の中での体験やその自然を守るための地域の取組み等によるサービスを受けていることを認識・理解を促進することも、協力金の徴収と合わせて行い、協力率の向上と支笏湖の適正利用と受益者負担が持続可能な制度につなげていく必要がある。

＜協力金への理解促進おいて考慮すべき点＞

①支笏湖での体験は、支笏湖の自然環境の中での活動であること

②支笏湖維持のために地域が取組を進めていること

を認識・理解を促進する普及啓発資料の作成と情報発信と徴収時の活用

上記をふまえ、実証実験の普及啓発資料の作成（6 章）にあたっては、

①支笏湖での体験は、支笏湖の自然環境の中での活動であること

→支笏湖の豊かな自然環境、その中での体験活動の写真

②支笏湖維持のために地域が取組を進めていること

→地域での取り組みの状況写真

を用いて、協力金の目的や使途を直感的に認識させること、説明文章で理解を促進した。

徴収ブースで配布したチラシ（左） 掲示したポスター（右）

また、現地で徴収員の協力金の呼びかけに対して、利用者の反応は、2 章で示した通り、協力金の目的や使途に関する疑問や拒否はほとんどなかったが、徴収場所に来て初めて協力金を知り、支払い手段を持ち合わせておらず、支払えなかったり、第 4 駐車場に取りに戻るというケースが複数あった。

また、地域外のアクティビティ事業者は集合場所にあったポスターを用いてツアー参加者へ協力金の説明を行って理解を得ていた。

2 章実証実験実施結果で次年度以降の課題にも挙げた通り、出発前に支笏湖環境保全協力金について知る機会があることや支笏湖に到着した際にも、協力金の趣旨や協力依頼、支払い方法などの情報提供が必要だと思われる。

実証実験で準備した現地での案内看板（左）　英語での説明資料（右）

5-2.協力金の徴収方法の選定

協力金の徴収方法の検討ついては、管理者・利用者双方が支払い手続きを円滑に進める必要がある。

第 5 駐車場で徴取する予定の受益者負担金は 4 種類、金額は徴取対象によって異なり、駐車場料金は 1 台につき 1,000 円、支笏湖環境保全協力金は原則として 1 回 1 人につき 500 円。河畔ヤードと公共桟橋は期間を定めての徴収となる。

今年度の実証実験では、現地での円滑な協力金の収受の運営と、利用者の利便性を考慮しながら支払い方法を選定、特に水辺でのアクティビティ利用者にとっては、現金以外の支払い方法の利便性も考慮し、各種支払い方法について整理した。

表 5-1 第 5 駐車場における受益者負担金の種類と金額

費 目	単 価
駐車場利用料	1,000 円
支笏湖環境保全協力金	原則 500 円/人
河畔ヤード(管理ヤード)協力金	1500 円/区画 夏季は 1 ヵ月単位･冬季は期間貸し
公共桟橋係留料	15,000 円/年

＜協力金の徴収において考慮すべき点＞

①第 5 駐車場の利用において、受益者負担の対象となる項目が複数である（駐車場協力金・河畔ヤード（管理ヤード）協力金・公共桟橋協力金・支笏湖環境保全協力金）

②新たに導入される制度のため認知度の低さ

③一般利用者の他、アクティビティ事業者の団体利用

協力金徴取方法　比較

	支払い方法	利用できる組織形態 （一般社団法人 OK か）	寄付金収受の 可・不可	申請に必要な項目	申請～承認にかかる 目安期間	特徴など
クレジットカード　支払い代行	**Square** **スクエア**	○利用可能	○可能	アカウント登録 ～アカウントの作成時に必要事項～ ①メールアドレス ②事業内容 ③代表者の情報 ④決済代金の入金先口座情報など	アカウント作成後、決済端末の準備、決済に関する審査が完了次第利用可能。 審査期間はクレジットカードの種類により異なる。 【参考】 Visa, Mastercard, American Express **通常 1～3 営業日程度。**最短の場合、アカウント作成当日から利用可能。 JCB, Diners, Club, Discover **通常 2～3 週間程度** PayPay㈱による審査 **通常 10～30 日**	無料でダウンロードできる **Square POS レジアプリで、スマホやタブレットで POS レジ利用可。** 寄付金レポートの印刷やメールでの送信に対応。 Square で受け付けた寄付金や資金は、最短で翌営業日にご登録の銀行口座に振り込まる。 スマートフォン決済・IC カードでの決算が可能。
	PAY.JP **ペイドットジェイピー**	○利用可能	○可能 業種向け特別プラン 【PAY.JP NPO】 →内閣府公式サイトに掲載されている特定非営利活動法人であること。	アカウント登録 審査の際に書類などの提出は原則必要なし。 HP に商材内容、料金帯、誰に対してサービス、を提供するか、決済や商品の流れなど全体のスキーム、プライバシーポリシー等が必要。 HP に掲載がなければ資料が必要。	カード会社での審査通過後本番環境での決済が可能。 【参考】スムーズに審査が進んだ場合の目安 Visa/Mastercard：**３～４営業日** JCB/Amex/Diners/Discover/Apple Pay：**１ヶ月**	
	Stores 決済 **ストアーズ決済**	○利用可能	**×不可**	《法人の場合》 ①法人呼称 ②法人番号 ③電話番号　④法人住所　⑤法人代表者情報。 ※法人代表者情報は登記簿に記載の情報。 【事業内容がわかる資料】 店舗の実態が確認できる「店舗 URL」または「画像資料」の提出。その他 HP の有無、開業済みかどうかで必要書類が異なる。※業種により別途用意する 情報や書類がある。(許可証など)。口座情報は国内の金融機関、名義は法人の場合「法人名+代表者名」	申し込み完了後、加盟店審査結果まで最短 2 営業日 【参考】 VISA/Mastercard/SAISON：最短 2 営業日 JCB/American Express /Diners Club/Discover：最短 5 営業日（※１） 交通系電子マネー：最短 10 営業日（※１） WeChatpay：申し込み後別途最短 3 営業日（※２） （※１）対象業種のみ審査を実施いたします。 （※２）Wechat 審査および交通系電子マネーは、1 次審査通過後に STORES 決済 管理画面より審査のお申し込みが必要。	◎クレジットカード決済対応ブランド：Visa / MasterCard/JCB / American Express / Diners Club / Discover ※一部対象外業種を除く ◎電子マネー決済で対応している交通系ＩＣカード：Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん ◎QR コード決済：WeChat Pay
QR 決済	**Pay Pay**	○利用可能 ※**実店舗のある法人であれば申し込み可能**	○可能 ※寄付ができるのは PayPay マネーのみ。ただし、店舗以外で支払を受ける非対面決済は規約違反となり不可。	◎法人番号 ◎下記の本人確認書類のいずれか 1 点 運転免許証/在留カードおよび特別永住者証明書/個人番号カード（マイナンバーカード）/日本国パスポート/各種健康保険証	審査は 1～2 週間程度。 ※申込み内容に確認事項や不備があった場合、業種次第でさらにかかる場合もある。	※一般法人については別途定款等の団体の活動内容のわかる資料の提出が必要。(公益/非営利での活動を行っているかの確認。) ※団体の代表者情報（氏名や住所、電話番号等）で、クレジットカード会社へ反社チェックをされる。

	支払い方法	利用できる組織形態 （一般社団法人 OK か）	寄付金収受の 可・不可	申請に必要な項目	申請～承認にかかる 目安期間	特徴など
寄付金プラットフォーム	**Syncable** **シンカブル**	○利用可能 ※一般社団法人（非営利徹底型）	○可能	◎団体代表者情報の審査 反社会的勢力との関わりがないか、決済代行会社を通してデータベースに照合をかける審査 ◎書類審査 一般社団法人の登録の場合、定款の提出 ◎団体へのヒアリング 受益者…特定の者に限られていないか 活動内容…公益性のある目的から外れた活動を行なっていないか 活動状況...継続的に活動が行われているか 資金使途…資金使途や会計(活動)報告が不透明ではないか 活動報告…公に発信されているか 剰余金…分配していないか 残余財産…営利組織や個人に帰属していないか。など	最短 2 日から	クレジットカード対応ブランド：VISA・MASTER・JCB・American Express・Diners・Discover Amazon Pay での寄付に対応。（※寄付金控除対象団体のみ） 寄付者による決済手数料肩代わり機能・ホームページに寄付フォームを簡単設置・銀行振込での寄付に対応。寄付者情報の閲覧・出力、領収書のダウンロードなどに対応した管理画面も、無料で利用できる。寄付者への御礼メール等の機能有。
	Congrant **コングラント**	○利用可能	○可能 ※非営利活動における寄付金募集であること。	団体ホームページを確認し、以下を審査する。 ①非営利活動の寄付金募集のために使用するか ②ホームページに必要事項 ・活動内容 ・実績 ・団体名 ・代表者名 ・団体所在地 ・メールアドレスまたは問い合わせフォームが記載されている	団体審査（法人格ありの場合 3～5 日） ページ審査（1 日） それぞれの審査で特に問題がなければ、最短で即日寄付募集開始することも可能。 ◎登録から寄付募集開始までの流れ ・無料お試し登録 ・審査項目の入力・申請→団体審査 ・プロジェクトページの作成・公開申請→ページ審査 ・寄付募集開始	決済方法：カード決済(VISA、Master Card、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club)、銀行振込、 ※法人格がある団体のみ Apple Pay・Google Pay も利用可能。 プロジェクトの種類：ベーシック(単発・毎月・毎年決済)、クラウドファンディング(単発決済)、マンスリーファンデクング(毎月決済) 料金プラン：フリープラン(月 0 円/クレジットカード手数料 8%/公開募集ページ数 1P)、ライトプラン(月 4,000 円/クレジットカード手数料 3.4%/公開募集ページ数 3P)、スタンダードプラン(月 8,000 円/クレジットカード手数料 3.4%/公開募集ページ数 無制限)
	Yahoo！ **ネット募金**	△**現在利用不可** ※現在、新規団体申込が込み合っているため、受付停止中。再開時期未定。	※受付停止中のため詳細情報の掲載がない	※受付停止中のため詳細情報の掲載がない	※受付停止中のため詳細情報の掲載がない	◎T ポイント(1 ポイント＝1 円)、Yahoo!ウォレットに登録しているクレジットカード（100 円から）で寄付することができる。 ◎利用できるクレジットカード：Visz、Mastercard、JCB、Diners Club、American Express ※プロジェクトによって使用できないクレジットカードがある。 ◎クレジットカードによる寄付は 2 種類ある。 ・1 回限りの寄付：限定した金額を 1 回のみ寄付 ・継続寄付：指定金額を毎月自動的に寄付。※地震で停止しない限り自動更新される。

現金以外の協力金の収受方法として、「Square（スクエア）」は専用端末を使用することにより、クレジットカード決済、IC カード決済、スマートフォン決済に対応できることが分かった。

実証実験の協力金収受を担う一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会が「Square（スクエア）」にアカウントを開設し、クレジットカード決済やスマートフォン決済への対応を準備した。

また、寄付金プラットフォームについては、第 5 駐車場エリアを利用しない人も寄付を行える仕組みであること、現地での支払いの確認の必要が出てくることから利用しなかった。

1)実証実験の収受結果の考察

①一般利用者

実証実験で、実際に収受を行った結果、一般利用者の支払い形態は 98%が現金、クレジットカード決済が 1.6%、5 件と現金での収受が主だった。

実際の収受では、クレジットカード決済による支払いが多かったものの、利用者アンケートで環境保全協力金の支払方法として望ましい方法を聞いたところ、現金の希望が約 78%、次いでスマートフォン決済の希望も半数を超えていた。

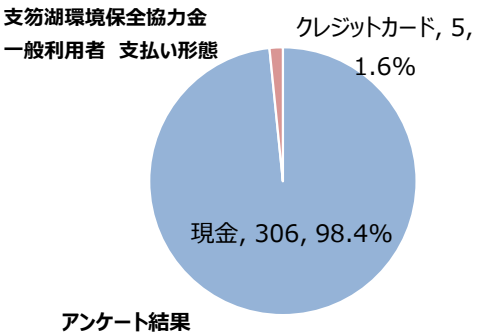

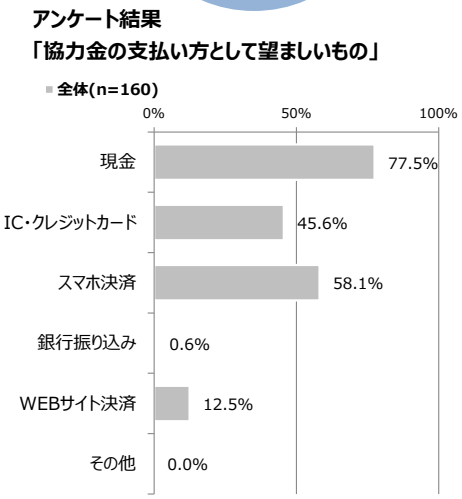

②アクティビティ事業者

アクティビティ事業者の協力金の支払いは、実証実験の中間 1 回と終了時にそれぞれ、利用者数に応じた清算とした。方法は銀行振り込みによるもので、実証実験後のアクティビティ事業者への聞き取り調査では、精算の頻度については少ない方が良いという要望があったものの、支払い方法については銀行振り込みで問題ないとの回答を得た。

③駐車場・河畔ヤード・公共桟橋

駐車場・河畔ヤード・公共桟橋については、整備中のため実証実験での徴取はなかった。

[駐車場]

駐車場の利用は一般利用者が支払う支笏湖環境保全協力金と同じく一般利用者が現地を訪れる度に徴収するものであることから、徴収方法は支笏湖環境保全協力金に準じた方法が望ましいと考えられる。

[河畔ヤード・公共桟橋]

河畔ヤードや公共桟橋は一定期間まとまっての利用となる。アクティビティ事業者が支笏湖環境保全協力金を一定期間分の清算で銀行振り込みでの問題はなかったため銀行振り込み。もしくは、現地で申込み手続きが必要な場合は手続き時に現金またはクレジットカード決済等での支払いも可能と考えられる。

［協力金の徴収方法の提案］

- 協力金の徴収方法は、**現金を主としながら、スマートフォン決済など幅広い方法に対応**する準備をしておくことが望ましい。
  決済システム「Square（スクエア）」は導入が簡易で、対応できる決済の種類が多く実証実験で有効性が確認された。
- 現地での徴収時に協力金についての目的についての説明をするのではなく、事前に協力金についての情報を提供しておくことで、スムーズな徴収オペレーションと利用者の利便性を高めると考えられる。

2)ノベルティの検討

令和 4 年度検討業務第 2 回意見交換会、本業務での第 1 回意見交換会で北海道大学大学院農学研究院花卉・緑地計画学研究室愛甲哲也准教授によれば、協力者に対する返礼品（ノベルティ）は、協力率を高めたり、返礼品が欲しいから支払うという事例もある。また返礼品は協力金を支払った証明としても利用することもある。

一方で、支払った協力金から返礼品にかける金額を考えると、本来の協力金の目的に使われる資金が減ることについて疑問を持つ利用者もいる。

今年度の実証実験では、返礼品としてではなく、協力金の支払ったかどうかを視認しやすくする目的のため、紙製のリストバンド協力者に渡した。このリストバンドに関しては、実証実験後の協力事業者（意見交換会・事業者ヒアリング）より

●環境保全の目的とする協力金でゴミが出る

●ゼロカーボンパークに認定されてる場所にふさわしい素材を選ぶべき

●協力者がもらってうれしい、地域の特産や、例えば食べたらなくなるような工夫があるとよい

等の意見が出された。

次年度以降は、協力金の支払い証明の手法とともに、支笏湖環境保全協力金にふさわしいノベルティの導入の検討や内容について検討する余地がある。

6.受益者負担金導入にむけた実証実験の実施にかかる普及啓発資料の作成及び情報発信

6-1.普及啓発資料作成の目的

第 5 駐車場エリアにおける受益者負担の導入に向け、支笏湖環境保全協力金の実証実験の実施について、利用者へ効果的な告知や受益者負担の仕組みへの理解促進を目的とした普及啓発資料を作成し、情報発信を行った。普及啓発の作成にあたっては、以下の３点に留意し進めた。

＜普及啓発資料の作成方針＞

1. 支笏湖における受益者負担金導入の必要性や使途を説明し、賛同を得る。
2. 実証実験の内容、協力金の支払いについてのシステムをわかりやすく伝え、実施時の混乱を最小限になるように努める。
3. 令和 6 年度に導入される第 5 駐車場での受益者負担制度の認知を高める。

6-2.普及啓発資料の種類

本業務では、利用者が実証実験の実施について、より多くの情報に触れる機会をつくれるよう、紙媒体とインターネット用媒体の２媒体に対応した普及啓発資料を作成した。
作成したのは、①パンフレット、②実証実験 LP ランディングページ（WEB ページ)、③インターネット告知用画像（SNS 等)、④現地掲示用ポスターの 4 種である。
実証実験の実施を伝える情報の内容としては以下を含めて資料を作成した。

＜普及啓発資料に含める内容＞

- 支笏湖の課題、受益者負担金導入の理由
- 受益者負担金の使途
- 実証実験の実施について（場所/対象者/期間/支払い方法など）
- 支笏湖ルール

6-3.誌面構成

各資料に掲載する情報の内容は、それぞれの媒体の使用場面や誌面の大きさなど特性に合わせて掲載する情報の内容や長さを検討し作成した。

①パンフレット
手元にもって情報を読み込むことができるため、説明文章などしっかり盛り込むことができる。

②ポスター
屋内外の比較的広い場所で、実証実験の実施を知らせる視認性が重視される。細かいテキスト情報を読み込むことが難しいため、大きな文字で重要な事項を端的に伝えることが重要
③ランディングページ（LP/Web ページ）
比較的テキスト情報を読んでもらいやすいこと、即時的な情報を発信しやすい。

④インターネット（SNS）発信用画像
テキストでの説明ではなく、「画像」として一目で内容を伝え、関心を持たせるもの。

各媒体の特徴に合わせて、掲載する内容は以下の通りとした。

掲 載 内 容	掲載する資料			
	パンフレット	ポスター	LP ページ	インターネット画像
①支笏湖の課題、受益者負担金導入の理由	○	○	○	○
②受益者負担金の使途	○	○	○	△
③実証実験の実施について ・場所/対象者/期間/支払い方法など	○	○	○	○
④結果報告（評価指標をもとに）	―	―	○	―
⑤支笏湖ルール	△	―	○	―

6-4.普及啓発資料作成結果

【パンフレット】

仕　様	A4 サイズ 2 ページ　両面フルカラー　巻き3つ折り
言　語	日本語
印刷部数	6500 部 （版下 PDF･Ai データ含む）
表紙	タイトル･発行者･呼びかけ
裏表紙	第 5 駐車場エリアの位置図･水辺へのアクセルルートマップ
中面	● 支笏湖環境保全協力金導入の理由 ● 使途（取組み写真） ● 実証実験の概要（実施期間/実証実験の対象/協力金の金額/実施体制） ● 地域からのメッセージ
情報発信	①支笏湖地区（ビジターセンター、観光事業者施設等への設置） **＜アウトドア店舗＞** ● 秀岳荘（北大、白石） ● パドルクラブ（手稲前田、大谷地） ● ICI 札幌 ● サッポロファクトリー関係（好日山荘、A&F、ノースフェイスなど） ● コルソ札幌（釣り具） ● アルペンアウトドアーズ札幌発寒 **＜支笏湖温泉地域＞** ● 支笏湖 VC　第 2・第 3・第 5・中央トイレ ● 第 3 駐車場・第 4 駐車場 ● 商店街各店・宿泊施設 ● 美笛野営場・モラップ野営場・ポロピナイ ②徴収ブースでの配布

【ポスター】

仕　様	A2 サイズ　片面フルカラー
言　語	日本語
印刷部数	50 部 （版下 PDF・Ai データ含む）
表紙	● 第 5 駐車場エリアの位置図・水辺へのアクセルルートマップ ● 使途（取組み写真） ● 実証実験の概要（実施期間/実証実験の対象/協力金の金額/実施体制）
情報発信	パンフレットと同様

【ランディングページ(LP/Web ページ)】

仕　様	Web サイト
言　語	日本語
表紙	タイトル・発行者・呼びかけ
中面	● 第 5 駐車場エリアの位置図・水辺へのアクセルルートマップ支笏湖環境保全協力金導入の理由 ● 使途（取組み写真） ● 実証実験の概要（実施期間/実証実験の対象/協力金の金額/実施体制） ● 地域からのメッセージ ● 支笏湖ルールリンク
情報発信	一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会サイト内ページ https://lake-shikotsu.jp/kyouryokukin.html

【インターネット(SNS)発信用画像】

仕　様	PN 画像
言　語	日本語
表紙	タイトル・発行者・呼びかけ
中面	● 第 5 駐車場エリアの位置図・水辺へのアクセルルートマップ支笏湖環境保全協力金導入の理由 ● 使途（取組み写真） ● 実証実験の概要（実施期間/実証実験の対象/協力金の金額/実施体制）
情報発信	環境省支笏洞爺国立公園　インスタグラム （投稿・ストーリーズ）

支笏湖全体図

支笏湖温泉街図

水辺へのアクセスルートについて

赤線のルートを通って水辺へアクセスしてください。■の位置で協力金をお支払いください。

※駐車場工事により、アクセスルートや協力金徴収場所を変更する場合があります。

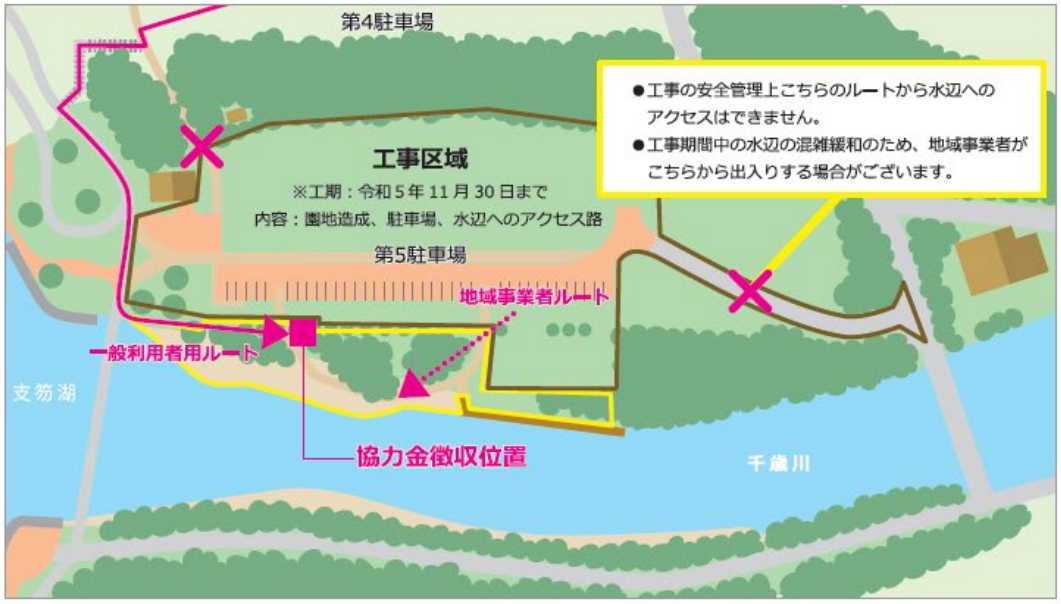

支笏湖環境保全協力金導入の理由

支笏湖では、豊かな自然環境や景観を守りつつ、安全に心地よく自然を満喫していただくため、ローカルルール（支笏湖ルール）を策定し、官民連携による清掃活動、パトロール、湖面利用に関するマナー啓発など多くの活動が行われています。

地域や管理者だけではなく、支笏湖に自然の恵みを享受する皆様方との連携によって、「支笏湖をきれいなまま」に維持しながら、国立公園を利用していただくための仕組みとして、現在、協力金制度のあり方を検討しています。

今年度は、実証実験を実施し、今後の取り組み体制やより良い制度に向けて検討を行います。

本実証実験でいただいた協力金は国立公園支笏湖運営協議会が行う支笏湖の適正利用のための事業に活用します。

実証実験の概要

●実証実験の期間
令和５年９月１日～９月 30 日（9:00~17:00）

●実証実験の対象
第５駐車場に近接する水辺エリアを利用する人

●支笏湖環境保全協力金
500 円 / 人
※お支払いは現金またはクレジットカードにより現地の徴収員にお支払いいただき、協力証明（リストバンド）をお受け取り下さい。

●実証実験の実施体制
一般社団法人　国立公園支笏湖運営協議会
北海道地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所

協力金の使途

協力金は支笏湖の適正利用に活用します。

- ●支笏湖ルール普及啓発活動
- ●エリアパトロール
- ●利用状況・環境モニタリング

活用のイメージはこちらの
動画をご覧ください。

湖底清掃
提供：（株）オーシャンデイズ

カヌーでのごみ拾い
提供：支笏ガイドハウスかのあ

パトロール

支笏湖の適正利用の検討

支笏湖とその周辺の森にはチトセバイカモをはじめとする豊かな動植物が暮らす自然が広がっています。この大自然の中で豊かな体験をこれからも続けていくために、支笏湖の自然を守り適正に利用していく活動をしていきます。

支笏湖第５駐車場前の水辺をご利用のみなさまへ

支笏湖環境保全協力金
実証実験のお知らせ

支笏湖第５駐車場（千歳川エリア）

実証実験の概要

●実証実験の期間
令和5年9月1日～9月30日（9:00~17:00）

●実証実験の対象
第５駐車場に近接する水辺エリアを利用する人

●支笏湖環境保全協力金
500 円 / 人

※お支払いは現金またはクレジットカードにより現地の徴収員にお支払いいただき、協力証明（リストバンド）をお受け取り下さい。

水辺へのアクセスルートについて

赤線のルートを通って水辺へアクセスしてください。■の位置で協力金をお支払いください。

※駐車場工事により、アクセスルートや協力金徴収場所を変更する場合があります。

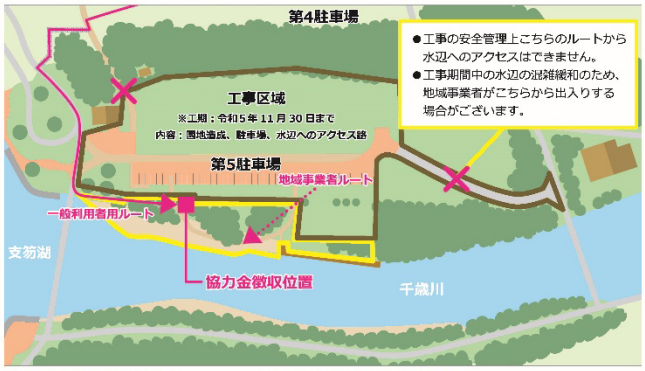

支笏湖全体図

支笏湖温泉街図

支笏湖環境保全協力金導入の理由

支笏湖では、豊かな自然環境や景観を守りつつ、安全に心地よく自然を満喫していただくため、ローカルルール（支笏湖ルール）を策定し、官民連携による清掃活動、パトロール、湖面利用に関するマナー啓発など多くの活動が行われています。

地域や管理者だけではなく、支笏湖に自然の恵みを享受する皆様方との連携によって、「支笏湖をきれいなまま」に維持しながら、国立公園を利用していただくための仕組みとして、現在、協力金制度のあり方を検討しています。

協力金の使途

協力金は支笏湖の適正利用に活用します。

- ●支笏湖ルール普及啓発活動
- ●エリアパトロール
- ●利用状況・環境モニタリング

活用のイメージはこちらの動画をご覧ください。

支笏湖とその周辺の森にはチトセバイカモをはじめとする豊かな動植物が暮らす自然が広がっています。この大自然の中で豊かな体験をこれからも続けていくために、支笏湖の自然を守り適正に利用していく活動をしていきます。

一般社団法人　国立公園支笏湖運営協議会
北海道地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所

ランディングページ（LP/Web ページ）

LAKE SHIKOTSU

支笏湖適正利用協力金にご協力ください

支笏湖では、豊かな自然環境や景観を守りつつ、安全に心地よく自然を満喫していただくため、ローカルルール（支笏湖ルール）を策定し、官民連携による清掃活動、パトロール、湖面利用に関するマナー啓発など多くの活動が行われています。地域や管理者だけではなく、支笏湖の自然の恵みを享受する皆様方との連携によって、「支笏湖をきれいなまま」に維持しながら、国立公園を利用していただくための仕組みとして、現在、協力金制度のあり方を検討しています。今年度は、実証実験を実施し、今後の取り組み体制やより良い制度に向

アクセス　お問い合わせ

実証実験の期間

9月1日～9月30日（9:00~17:00）

実証実験の対象

第5駐車場エリアに近接する水辺エリアを利用する人

支笏湖環境保全協力金

500円/人

※お支払いは現金またはクレジットカードにより現地の徴収員にお支払いいただき、協力証明（リストバンド）をお受け取り下さい。

実証実験の実施体制

一般社団法人 国立公園支笏湖運営協議会
環境省地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所

実証実験の実施場所

●水辺のアクセスルートについて

赤線のルートを通って水辺へアクセスしてください。■の位置で協力金をお支払いください。 ※駐車場工事によりアクセルルートや協力金徴収場所を変更する場合があります。

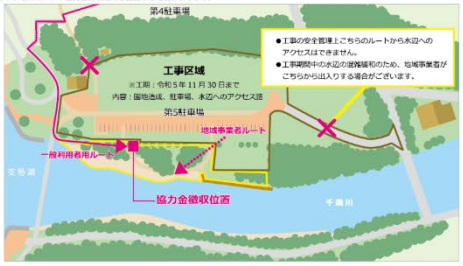

●実証実験実施場所～第5駐車場位置

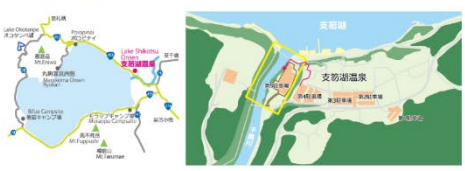

本実証実験に関するパンフレット

●実証実験説明パンフレット

本実証実験の説明パンフレットです。必要に応じてご利用ください。

「支笏湖環境保全協力金の実証実験のお知らせ」パンフレット

●支笏湖ルールについて

支笏湖運営協議会では支笏湖湖面適正利用のためのローカルルール策定のために地域住民及び関係機関と複数回議論を重ね、支笏湖の大自然を安全に楽しくご利用いただくためのローカルルール「支笏湖ルール」を策定しております。 皆様の支笏湖をご利用いただくルールです。こちらについても是非ご一読いただき、ご利用ください。

支笏湖ルール

協力金の使途

カヌーでのごみ拾い

インターネット（SNS）発信用画像

７．受益者負担の導入に向けた準備

令和 6 年度に開始される第 5 駐車場エリアの管理運営の準備として、『令和 4 年度支笏洞爺国立公園支笏湖第 5 駐車場エリアにおける受益者負担による支笏湖適正利用検討調査業務』（以下「令和４年度検討業務」という。）で検討された、管理要領案の内容について、令和５年度の実証実験の結果を踏まえ、必要な修正を行った。

＜実証実験および令和 6 年受益者負担制度導入への移行への準備＞

- 第５駐車場の管理運営者の公募のための条件・資料の整理
- 管理運営者が第５駐車場で環境保全協力金を徴収するために必要な手続き・手順の整理
- 管理運営者による施設使用協力金および環境保全協力金の徴収、会計管理の確実で透明性のある処理・報告の準備

次年度の第５駐車場エリアの管理運営開始時に必要とされる検討項目は下表のとおりである。

受益者負担による管理運営の準備項目

区　分	受益者負担による管理運営の準備項目	
使用ルール	国有財産（支笏湖第５駐車場）使用ルール（使用許可条件）（案）	管理運営の事務手続きに必要な資料
協力金	非動力船・水辺利用協力金算定方法（案）	管理水準書関連項目
	駐車場協力金算定方法(案)	管理水準書関連項目
	河畔ヤード(管理ヤード）協力金料算定方法（案）	管理水準書関連項目
	公共桟橋協力金算定方法(案)	管理水準書関連項目
運用計画	非動力船・水辺利用協力金収入運用計画（案）	管理水準書関連項目
収支決算	非動力船・水辺利用協力金決算資料（案）	管理運営の事務手続きに必要な資料
	駐車場協力金決算資料(案)	管理運営の事務手続きに必要な資料
	河畔ヤード(管理ヤード）協力金・公共桟橋協力金算資料（案）	管理運営の事務手続きに必要な資料
使用許可	河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋使用申請書ひな形(案)	管理運営の事務手続きに必要な資料
	河畔ヤード(管理ヤード）・公共桟橋使用許可事務マニュアル(案)	管理運営の事務手続きに必要な資料
協力金運用の仕組み（内部）	駐車場・非動力船・水辺利用協力金の徴取と運用の仕組み(案)	管理運営の事務手続きに必要な資料
協力金運用の仕組み（外部説明）	駐車場・非動力船・水辺利用協力金の徴収と運用（周知・広報用）資料（案）	第５駐車場の供用開始にあたり利用者向け広報周知資料

なお、「非動力船・水辺利用協力金」は、本業務で開催した第１回意見交換会で「支笏湖環境保全協力金」と呼ぶことが地域の合意となり、実証実験でもこの名称で実施した。本章の「非動力船・水辺利用協力金」は「支笏湖環境保全協力金」と同義とする。

7-1.使用ルール

環境省より第5駐車場の管理を委託される管理者は、各施設の維持管理や非動力船・水辺利用協力金の徴収は国有財産上の活動であることを前提に適切に管理を行うことが求められる。また、施設を使用する一般利用者においても、国有財産の管理に関する規則に則った使用をする必要がある。第5駐車場の管理受託者が遵守すべき使用ルール、一般利用者が河畔ヤード(管理ヤード) 協力金や公共桟橋を使用する上で遵守すべき使用ルールについて、一般的な国有財産使用許可に付される使用条件に準じ検討した。

1)使用ルール（管理者用使用許可条件）

「国有財産使用許可」に付される一般的な使用条件に基づき、第5駐車場の管理受託者が遵守すべき「使用ルール（管理者用)」として内容に適応した結果を以下に示す。

「国有財産使用許可」の一般的な条件条項	管理受託者向けの「使用ルール」への変更
（使用許可物件） 第１条　使用を許可する物件は次のとおりとし使用区域は申請書図面のとおりとする。 所在・　　区分・　　数量	**→管理契約の中での定めとなり不要**
（指定する用途） 第２条　使用を許可された者は前記の物件を　〇〇〇〇〇〇　の用に供しなければならない。	**→管理契約の中での定めとなり不要**
（使用許可期間） 第３条　使用を許可する期間は、令和△△年△△月△△日から令和△△年△△月△△日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了３か月前までに、書面をもって〇〇地方環境事務所長に申請しなければならない。	**→管理契約の中での定めとなり不要**
（使用料）	**→第 5 駐車場の管理委託にあたっては使用料は発生しないため不要**
（物件保全義務等） 第９条　使用を許可した物件は、国有財産法第１８条第６項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。 ２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、**使用を許可された者の負担とし**、その費用は請求しないものとする。	（物件保全義務等） 第９条　使用を許可した物件は、国有財産法第１８条第６項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。 ２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、**駐車場料金、河畔管理ヤード･公共桟橋い協力金、非動力船･水辺利用協力金より充て**、その費用は請求しないものとする。
第 10 条　使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。 ２　使用を許可された者は、**使用を許可された物件を他の者に転貸し、**又は担保に供してはならない。 ３　使用を許可された者は、使用を許可された区域内において新たに建物等の新築、増築又は改築をし、その他物件の利用形態を変更しようとするときは、事前に書面をもって**〇〇地方環境事務所長**の承認を受けなければならない。	【変更なし】(北海道地方環境事務所長)
（立木等の所有） 第 11 条　使用を許可された区域内において、天然に生育した立木その他の産物はすべて国の所有とし、それを除去し、又は移転しよう	**【変更なし】(北海道地方環境事務所長)**

とするときは、事前に書面をもって**〇〇地方環境事務所長**の指示を受けなければならない。	
（温泉の利用） 第 12 条　使用を許可された区域内に温泉が湧出した場合は、その所有は国に属するものとし、その利用に当たっては**〇〇地方環境事務所長**の許可を受けなければならない。	**【変更なし】** **（北海道地方環境事務所長）**
（境界標等の設置） 第 13 条　使用を許可された者は、**〇〇地方環境事務所長**の指示に従い、使用を許可された区域に境界標並びに面積、許可期間及び住所氏名を記載した標識を設置しなければならない。ただし、道路、園地、電柱敷その他これに類するものとして**〇〇地方環境事務所長**の指示するものについては省略することができる。	**→不要**
（災害等の届出及び復旧防止） 第 14 条　使用を許可された者は、使用を許可された区域及びその周辺において土砂の崩壊、流出、火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく**〇〇地方環境事務所長**に届け出るとともに、その指示に従い、使用を許可された区域について災害を復旧又は防止するため必要な措置を講ずるものとする。	**【変更なし】** **（北海道地方環境事務所長）**
（国の一時使用） 第 15 条　使用を許可された者は、使用を許可された区域内の物件を国又は国の許可を受けた者が一時使用することがあっても使用を許可された者の使用目的を妨げない限り、異議を申し立てないものとする。	**【変更なし】**
（使用許可の取消し） 第 16 条　**〇〇地方環境事務所長**は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。 （1）使用を許可された者が許可条件に違背したとき （2）使用を許可された者が第２１条第２項に規定する改善計画書を提出しないとき、又は第２１条第３項の規定により承諾を受けた改善計画書に記載した内容を実施しなかったとき （3）使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき （4）使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき （5）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき （6）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき （7）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき ２　**〇〇地方環境事務所長**は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第１９条で準用する同法第２４条第１項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。 ３　**〇〇地方環境事務所長**が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することを要しない。 ４　使用を許可された者は、**〇〇地方環境事務所長**が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。	**【変更なし】** **（北海道地方環境事務所長）**

（原状回復） 第 17 条　**〇〇地方環境事務所長**が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、**〇〇地方環境事務所長**が特に承認したときは、この限りでない。 ２　使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、〇〇地方環境事務所長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、**〇〇地方環境事務所長**に異議を申し立てることができない。	**【変更なし】** **（北海道地方環境事務所長）**
（使用の廃止届又は終了届） 第 18 条　使用を許可された者は、使用を許可された**期間中に物件の使用を廃止又は終了したとき**は、直ちに**〇〇地方環境事務所長**に届け出るものとする。この場合においては、届出をもって許可期間の満了とみなし、前条第１項及び第２項の規定を準用する。	**→【変更なし】** **（北海道地方環境事務所長）**
（損害賠償） 第 19 条　使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、第１７条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。 ２　前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。	**【変更なし】**
（有益費等の請求権の放棄） 第 20 条　使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。	**【変更なし】**
（実地調査等） 第 21 条　**〇〇地方環境事務所長**は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。 ２　**〇〇地方環境事務所長**は、前項の報告を受け、維持使用の方法に問題があると判断される場合は、使用を許可された者に対して残りの許可期間における維持使用の方法について、改善計画書の提出を指示することができる。 ３　前項の指示があった場合、使用を許可された者は、改善計画書を提出し**〇〇地方環境事務所**の承諾を得なければならない。	**【変更なし】** **（北海道地方環境事務所長）**
（疑義の決定） 第 22 条　本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、**〇〇地方環境事務所長**の決定するところによるものとする。	**【変更なし】** **（北海道地方環境事務所長）**

2)使用ルール（河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋利用者用使用許可条件）

「国有財産使用許可」に付される一般的な使用条件に基づき、河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋の利用に付すべき「使用ルール（河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋利用者用使用許可条件)」を以下に示す。

「国有財産使用許可」の一般的な条件条項	管理者の「使用ルール」への変更
（使用許可物件） 第１条　使用を許可する物件は次のとおりとし使用区域は申請書図面のとおりとする。　**所在・　区分・　数量**	**→申請書に記すため不要**
（指定する用途） 第２条　使用を許可された者は前記の物件を　**〇〇〇〇〇〇**　の用に供しなければならない。	**→申請書に記すため不要**
（使用許可期間） 第３条　**使用を許可する期間は、令和△△年△△月△△日から令和△△年△△月△△日までとする**。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了**３か月前**までに、書面をもって**〇〇地方環境事務所長**に申請しなければならない。	（使用許可期間） 第３条　**使用を許可する期間は申請書に記された期間までとする。**ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了**１ヵ月前まで**に、書面をもって**管理者**に申請しなければならない
（使用料） 第４条　**令和　年　月　日から令和　年　月　日までの使用料は、　円とする。** **２　前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて〇〇地方環境事務所長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を〇〇地方環境事務所長から通知する。**	**→申請書に記すため不要**
（使用料の納付） 第５条　前条第１項に定める使用料は、**別途歳入徴収官の発する納入告知書**により、指定期日までに納入しなければならない。	（協力金の納付） 第５条　前条第１項に定める協力金は、**管理者の指定する**、指定期日までに納入しなければならない。
（使用料の還付） 第６条　**国**に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、第１６条第２項の規定により、**〇〇地方環境事務所長**が許可を取り消した場合は、取り消した日までの日数に応じ日割りによって計算するものとし、超過分を還付するものとする。	**【変更なし】** **国→管理者** **〇〇地方環境事務所長→管理者**
（使用料の改定） 第７条　**〇〇地方環境事務所長**は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。	（協力金の改定） 第７条　**管理者は、経済情勢の変動、施設管理上予期せぬ支障の発生その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、協力金料の改定をすることができる。**
（延滞金） 第８条　指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第２項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。 ２　前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和３２年大蔵省告示第８号）に定める率とする。	**事前払い（支払いを持って使用を許可）を原則とし、遅延金は発生しないため【不要】**
（物件保全義務等） 第９条　使用を許可した物件は、国有財産法第１８条第６項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。 **２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。**	**使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。**
第 10 条　使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第２条に指定する用途以外に供してはならな	第 10 条　使用を許可された者は、使用を許可された物件を第２条に指定する用途

い。 ２　使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。 ３　使用を許可された者は、使用を許可された区域内において新たに**建物等の新築、増築又は改築をし、その他物件の利用形態を変更しようとするときは、事前に書面をもって〇〇地方環境事務所長の承認を受けなければならない。**	以外に使用してはならない。 ２　使用を許可された者は、使用を許可された区域内において新たに建物等の新築、増築又は改築をしたりその他物件の利用形態を**変更してはいけない。**
（立木等の所有） 第 11 条　使用を許可された区域内において、天然に生育した立木その他の産物はすべて国の所有とし、それを除去し、又は移転しようとするときは、事前に書面をもって**〇〇地方環境事務所長**の指示を受けなければならない。	**【不要】**
（温泉の利用） 第 12 条　使用を許可された区域内に温泉が湧出した場合は、その所有は国に属するものとし、その利用に当たっては**〇〇地方環境事務所長**の許可を受けなければならない。	**【不要】**
（境界標等の設置） 第 13 条　使用を許可された者は、**〇〇地方環境事務所長**の指示に従い、使用を許可された区域に境界標並びに面積、許可期間及び住所氏名を記載した標識を設置しなければならない。ただし、道路、園地、電柱敷その他これに類するものとして**〇〇地方環境事務所長**の指示するものについては省略することができる。	**→不要**
（災害等の届出及び復旧防止） 第 14 条　使用を許可された者は、使用を許可された区域及びその周辺において土砂の崩壊、流出、火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく**〇〇地方環境事務所長**に届け出るとともに、その指示に従い、使用を許可された区域について災害を復旧又は防止するため必要な措置を講ずるものとする。	（災害等の届出及び復旧防止） 第 14 条　使用を許可された者は、使用を許可された区域及びその周辺において土砂の崩壊、流出、火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく**管理者に届け出る。** →普及・防止に必要な措置を講じる必要はない。
（国の一時使用） 第 15 条　使用を許可された者は、使用を許可された区域内の物件を**国又は国の許可を受けた者**が一時使用することがあっても使用を許可された者の使用目的を妨げない限り、異議を申し立てないものとする。	（国の一時使用） 第 15 条　使用を許可された者は、使用を許可された区域内の物件を**国又は管理者**が一時使用することがあっても使用を許可された者の使用目的を妨げない限り、異議を申し立てないものとする。
（使用許可の取消し） 第 16 条　**〇〇地方環境事務所長**は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。 （1）使用を許可された者が許可条件に違背したとき （2）使用を許可された者が第２１条第２項に規定する改善計画書を提出しないとき、又は第２１条第３項の規定により承諾を受けた改善計画書に記載した内容を実施しなかったとき （3）使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき （4）使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき （5）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき （6）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき （7）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会	**〇〇地方環境事務所長** **→管理者**

的に非難されるべき関係を有しているとき ２　**〇〇地方環境事務所長**は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第１９条で準用する同法第２４条第１項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。 ３　**〇〇地方環境事務所長**が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することを要しない。 ４　使用を許可された者は、**〇〇地方環境事務所長**が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。	
（原状回復） 第 17 条　**〇〇地方環境事務所長**が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、**〇〇地方環境事務所長**が特に承認したときは、この限りでない。 ２　使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、**〇〇地方環境事務所長**は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、**〇〇地方環境事務所長**に異議を申し立てることができない。	**【変更なし】** **〇〇地方環境事務所長** **→管理者**
（使用の廃止届又は終了届） 第 18 条　使用を許可された者は、使用を許可された**期間中に物件の使用を廃止又は終了したとき**は、直ちに**〇〇地方環境事務所長**に届け出るものとする。この場合においては、届出をもって許可期間の満了とみなし、前条第１項及び第２項の規定を準用する。	**→不要**
（損害賠償） 第 19 条　使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、第１７条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。 ２　前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。	**【変更なし】**
（有益費等の請求権の放棄） 第 20 条　使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。	**【変更なし】**
（実地調査等） 第 21 条　**〇〇地方環境事務所長**は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。 ２　**〇〇地方環境事務所長**は、前項の報告を受け、維持使用の方法に問題があると判断される場合は、使用を許可された者に対して残りの許可期間における維持使用の方法について、**改善計画書の提出を指示する**ことができる。 ３　前項の指示があった場合、使用を許可された者は、改善計画書を提出し**〇〇地方環境事務所**の承諾を得なければならない。	（実地調査等） 第 21 条　**管理者**は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。 ２　**管理者**は、前項の報告を受け、維持使用の方法に問題があると判断される場合は、使用を許可された者に対して残りの許可期間における維持使用の方法について**説明を求める**ことができる。 ３　前項の指示があった場合、使用を許可された者は、誠意ある**説明をもって管理者**より残りの許可期間における使用の承諾を得なければならない。
（疑義の決定） 第 22 条　本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、**〇〇地方環境事務所長**の決定するところによるものとする。	**【変更なし】** **〇〇地方環境事務所長→管理者**

7-2. 協力金

第 5 駐車場エリアで徴収する協力金は以下の 4 種である。

第 5 駐車場エリアでの受益者負担の種別

項　目	説明
水辺利用協力金	水辺を利用する利用者の支笏湖環境保全への協力金
駐車場料金	整備した施設の維持管理としての受益者負担の考え
河畔ヤード（管理ヤード）	
公共桟橋	

令和 4 度検討業務において、協力金の金額の設定を、第 5 駐車場エリアの管理運営を受益者負担から捻出していくことを念頭に利用者カウント調査や地域関係者との意見交換を行いながら検討した。

今年度の実証実験では、令和 4 年度検討業務で検討された金額をもとに、地域関係者の意見を取り入れつつ、支笏湖環境保全協力金の金額を設定し、実証実験を実施した。その結果をもって、令和 6 年度より受益者負担（支笏湖環境保全協力金・河畔ヤード(管理ヤード）協力金・桟橋協力金）の金額設定について再検討を行った。再検討にあたっては実証実験の

- 支笏湖環境保全協力金の徴収結果（人数・徴収金額）
- 利用者アンケート調査結果

の２つの結果より、支笏湖適正利用にかかる事業を適正に実行するために必要十分な収入額の妥当性をし、算定の考え方を整理した。

［施設利用協力金・非動力船水辺利用協力金算定方法の算定の考え方］

『令和 4 年度支笏洞爺国立公園支笏湖第 5 駐車場エリアにおける受益者負担による支笏湖適正利用検討調査業務』での支出概算の考え方の妥当性を実証実験で得られた徴収実績で検証。検証の視点は下記の 3 点である。

①想定利用者数の妥当性
②利用者の金額への納得感
③実証実験での協力金決算と令和 4 年度検討業務における収支概算との比較

1)非動力船・水辺利用協力金算定方法（案）

①想定利用者数の妥当性

「令和 4 度検討業務」において実施した利用数カウント調査の結果と今年度実施した実証実験 30 日間の実証実験の協力者人数を比較したものが、以下の表である。

今年度の実証実験中の協力者数の 1 日の平均人数は、令和 4 年度の収支概算の人数根拠となる令和 4 年度の利用者数カウント調査と比べて、事業者は 24 人少なく、一般利用者は 12 人少なかった。合計では 38 人少なく、令和 5 年度の利用者数は令和 4 年度よりも約 25%減となった。

令和 4 年度のカウント調査と令和 5 年度の実証実験協力者数の比較

		事業者	一般利用者	合計
令和 4 年度 利用者数 カウント調査	10 日間の 合計人数	1,218 人	225 人	1443 人
	1 日平均人数	**122 人**	**22 人**	**144 人**
令和 5 年度 実証実験	9 月（30 日間）の合計人数	2,874 人	310 人	3,184 人
	1 日平均人数	**95 人**	**10 人**	**106 人**

②利用者の金額への納得感

令和 4 年度検討業務の第 3 回意見交換会にて、千歳川源流部における協力金の対象者と金額を以下の 2 通りと設定した。

（令和 4 年度第 3 回意見交換会での方針）

- 一般利用者は非動力船 1 艇につき 1,000 円
- アクティビティ事業者は、事業者・ツアー参加者一人につき 500 円

今年度の実証実験での協力金の金額設定を検討する際、地域関係者からの意見により、協力金徴取の目的である支笏湖の環境保全にかかる費用の捻出を考えると、非動力船を利用せずに水辺で遊ぶ利用者についても、

- **非動力船の利用の有無にかかわらず 1 人 500 円**

とし実証実験を実施した。（第 2 回意見交換会「実証実験説明会」議事概要参照）

この協力金の金額設定について、利用者アンケートの結果では、「妥当である」が最も多く約 63%、「高い（もっと低額が良い）」は約 19%だった。実証実験中に第 5 駐車場エリアを訪問した利用者の回答では、「妥当である」の回答が 74%。「高い（もっと低額が良い）」は約 12%だった。

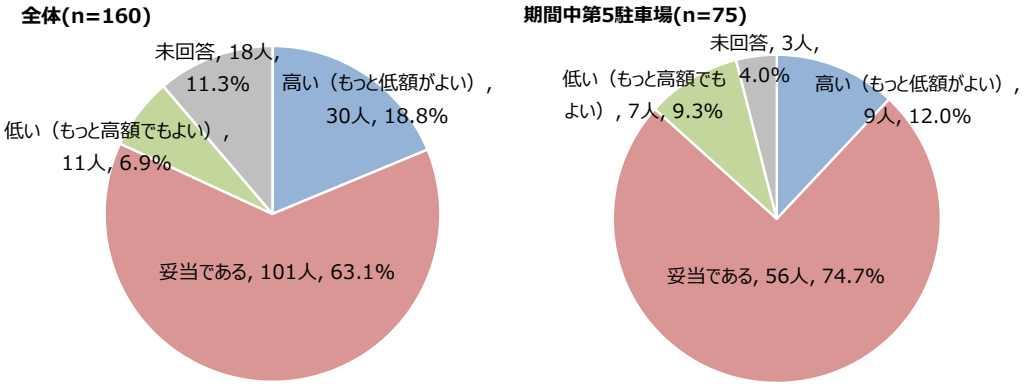

利用者アンケート結果―協力金の妥当性について

【協力金徴収対象者の設定】

実証実験では、協力金の対象者は子どもを含め水辺を利用するすべての利用者としていた。非動力船に限らない徴収範囲についての意見はなかったが、子どもも大人と同じ金額を徴収にすることについては、意見交換会や利用者アンケートで疑問視する声が挙がった。環境保全協力金については子ども層への優遇（自然とのふれあいの推進の主旨）、施設利用料については身障者や高齢者への配慮について、地域や利用者の意見取り入れながらさらなる検討が行われ、合意が図られることが望ましい。

●地域・利用者の意見

第 1 回意見交換会・第 2 回意見交換会（実証実験説明会）

- 支笏湖は利用者様に楽しい思い出を持ち帰ってもらう場所。子供や乳児からも協力金を徴収するのはどうか。
- 【環境省としての意見】ベースの考え方は平等負担である。環境省は求められる役割から収入のない子どもたちが自然にふれあう機会を失わないよう配慮する必要があり、経済的弱者の側面もある子どもに配慮することで公共スペースの利用機会の平等化をすべきとの論拠に立った整理が考えられる。この場合、子どもとは社会的無収入層を意味し、義務教育機関までとするのが妥当となる可能性がある。

利用者アンケート結果での自由回答

- 例)協力金 500 円×5 人＝2500 円は家計的につらい
- 例)1 人 500 円とるのか、家族 500 円なのかでは協力するかしないかの 判断は変わってくると感じました。
- 例）家族で利用の場合、多子家庭において 子供も料金にカウントされるとやはりハードルは上がってしまいます 世帯での協力金だと助かります。

③実証実験での協力金決算と令和 4 年度検討業務における収支概算との比較

実証実験の協力金の徴収の収支決算により、『令和 4 年度検討業務』で試算された第 5 駐車場エリアの管理運営の支出概算の妥当性を確認した。

今年度の実証実験での協力金の決算は下表のとおりである。収入は 9 月の 30 日間で 1,592,150

円、支出は 679,058 円、収支差額は 913,092 円となっており、収支差額は支笏湖適正利用にかかる事業費に充てられる。

令和 5 年度実証実験の決算表

収　入		
費目	内訳	金額
協力金（一般）	協力金（現金）	152,650
	協力金（クレジットカード Square）	2,500
	小計	155,150
協力金（事業者）	協力金（A 社）	700,000
	協力金（B 社）	457,500
	協力金（C 社）	129,500
	協力金（D 社）	150,000
	小計	1,437,000
合計		1,592,150

支出		
費目	内訳	金額
消耗品費	PC ケース・バッグ・コピー用紙等	20,352
備品費	テント・椅子・カードリーダー	27,308
手数料		1,062
人件費	徴収員給与（@15000×30 日）	450,000
	事務局人件費(@2000×3h×30 日)	180,000
通信費		336
合計		679,058

収支差額	913,092

令和 4 年度検討業務における協力金の 1 カ年概算は、利用者が増加する 5～10 月の 6 か月間、1 ヵ月 20 日稼働として計算され、1 年で 9,180,000 円、1 ヶ月あたり 1,530,000 円としていた。一方、実証実験での協力金実績は 1,592,150 円で令和 4 年度検討業務での概算よりも 62,150 円多かった。

したがって、今年度の利用者数は昨年度実績よりも減っていたが、支笏湖環境保全協力金の設定を 1 人につき 500 円とすると収入金額は減ることなく、この金額設定が運営収支を検討する上で有効であると考えられる。

「令和 4 年度業務」における協力金の徴収試算

項目	金額	数	金額	算定の考え方
②非動力船水辺利用協力金（一般）	1,000	1,920 艇	1,920,000 円	16 艇/日×120 日
③非動力船水辺利用協力金（事業者）	500	14,520 人	7,260,000 円	121 人/日×120 日
合計			9,180,000 円	
1 ヶ月の概算			1,530,000 円	5～10 月 1 ヶ月あたり 20 日稼働換算

2)駐車場協力金算定方法(案)

①想定利用者数の妥当性

「令和 4 年度検討業務」では、施設利用料と環境保全協力金とを分けずに検討し、駐車場の協力金の金額設定と試算は下記のとおりだった。

> “駐車場については、整備される 35 区画を利用者が増加する 5～10 月の 6 か月間、1 ヵ月 20 日稼働とし、120 日とした。1 日 35 台のスペース 0.5 回転として、6 か月で 2,100 台の利用。1 台につき駐車場協力金を 1,000 円と設定し算出した。駐車場は水辺に近接し非動力船の上げ下ろしなどの利便性も高いことから料金を 1,000 円と設定した。”
>
> 『令和4年度支笏洞爺国立公園支笏湖第5駐車場エリアにおける受益者負担による支笏湖適正利用検討調査業務』

「令和 4 年度検討業務」の試算では、駐車場を利用台数は、35 台分を、1 日 0.5 回転として、1 ヶ月 20 日稼働するとした。1 ヵ月の利用台数は、35 台×0.5 回転×20 日は 350 台とした。

「令和 4 年度検討業務」における駐車場料金の徴収試算

費　目	単価	数量	合計(円)	備　考
駐車場協力金	1,000	2,100 台	2,100,000 円	35 台 1 日 0.5 回転

今年度、第 5 駐車場は整備中だったため、駐車場の入込台数についての検証は行えなかった。

第 5 駐車場の利用は千歳川に近接しているため、SUP 等の非動力船を利用する一般利用者が利用することが多いと考えられるため、実証実験の利用者数 3184 名の自動車利用率と同乗者率により、1 日の駐車場利用台数を計算した。

- 自動車利用率※　国営公園 83.4%
- 同乗者率※　3.2 人/台

実証実験期間の 9 月の自家用車利用台数の見込みは、

3184（人）×0.834÷3.2 人/台＝829 台

1 日平均　27.661 台

※自動車利用率出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課, 令和 4 年 3 月, 令和 3 年度都市公園利用実態調査報告書　(抄)
※同乗者率出典：平成 25 年度都市公園事業設計要領（北海道建設部まちづくり局都市環境下公園緑地グループ「駐車場台数の算定」平成 6 年度北海道こどもの国利用実態調査）

なお、同乗者率については、利用者アンケートでは、第 5 駐車場の利用に同行人数で多かったのが「2 人(約 40%)」と「3～5 人（約 20%)」だった。

実証実験の利用者数からの予想利用台数は 27.7 台、令和 4 年度検討業務における試算で設定された台数 17.5 台を上回る利用が予測され、駐車場協力金 1 台 1,000 円の設定の調整の必要はないと考えられる。

3)河畔ヤード（管理ヤード）協力金料算定方法（案）

今年度、第 5 駐車場は整備中だったため、駐車場の入込台数についての検証は行わなかった。事業者の利用状況については、主に利用する事業者の数や稼働日数に大きな変化がなかったため下記の試算の見直しは必要ないと考えられる。

「令和 4 年度業務」における河畔ヤード(管理ヤード)料金の徴収試算

費　目	単価	数量	合計	備　考
河畔ヤード(管理ヤード)協力金	1,500	62 区画（延べ）	93,000	1 区画 5.0m×2.5m 夏季 1,500 円/月 冬季 1,500 円/期間 夏季(6 カ月)2 事業者(2 区画)→24 区画 4事業者(1 区画)→24 区画 ※夏季最大 8 区画貸出 冬季(6 ヵ月)利用 3 事業者 14 区画

河畔ヤード（管理ヤード）は芝の管理が必要なエリアである。河畔ヤード（管理ヤード）の年間維持管理費用を想定した料金設定とする。河畔ヤード（管理ヤード）の張芝の面積は約 700 ㎡である。

令和 4 年度の検討業務では、第 5 駐車場エリアの芝の部分（6000 ㎡）の管理費を約 90 万円と試算しており、河畔ヤード(管理ヤード)が全体の約 10 分の 1 の面積であることから、試算で設定した金額での収入年 93,000 円で維持管理費と見合い、設定金額の変更は不要である。

「令和 4 年度検討業務」における河畔ヤード(管理ヤード)料金の維持管理費の試算

費　目	単価	数量	金　額	備　考
芝の管理費	900,000	1 式	900,000	面積×単価×経費×税 ＝約 6000 ㎡×15.5 円×1.80×1.10≒18 万円/回 年間:18 万円/回×5 回/年＝90 万円

国有財産法による金額設定の考え方

河畔ヤード(管理ヤード)の使用については非動力船の一時置きを想定している。非動力船の利用で最も多い SUP やカヤックを置いた時に占める面積はおおよそ駐車場 1 台分（2.5m×5.0m）として、占有面積の単位とした。

国有財産法に基づく環境省から管理受託者への使用許可はでは、管理受託者が環境省に対して国有財産使用料を支払い、これに加えて当然のことながら対象エリアの施設等維持管理にかかる費用が支出となることから、国有財産使用許可に基づく使用料を下回らない、かつ過度に収益を上げない料金設定（清掃その他管理に必要な経費を上乗せし、徴収することは当然に可能）が基本である。

4)公共桟橋協力金算定方法(案)

停泊する船の長さに桟橋の横幅を乗じた面積を使用面積とし、国有財産使用許可料（建物）を適用し、協力金の金額の算定根拠とした。

国有財産使用許可料（建物）：7,000 円/㎡/年

公共桟橋を使用する船舶は 2 艇と考えており、各船約 7m 程度である。したがって、令和 4 年検討業務で設定した金額の見直しの必要はないと考えられる。

「令和 4 年度検討業務」における公共桟橋協力金の維持管理費の試算

費　目	単価	数量	合計	備　考
公共桟橋協力金	15,000	4 事業者	60,000	15,000 円/年/事業者

5)管理水準書(案)への反映

実証実験の結果より、令和 4 年度検討業務で積算した協力金の基準となった利用者数は令和 5 年度はやや少なくなったが、協力金の金額を一般利用者も非動力船一艇 1000 円ではなく、水辺を利用するすべての利用者 1 人につき 500 円と設定したことで、収支試算の金額を上回っていた。

したがって、令和 4 年度検討業務で設定していた非動力船水辺利用協力金の対象者と金額は以下とする。

子ども等の金額設定については、令和 4 年度管理水準書(案)にも示されている通り、今後、環境省が地域や利用者の意見を取り入れながら設定・調整していくものとする。

> “金額の設定にあたっては、利用者に対するサービスの向上、支笏洞爺国立公園支笏湖エリアの自然環境保全への貢献、利用者負担による国費の削減等、国民に対する適切な説明理由が必要であるため、過度な利益を上げない範囲で、事業者が環境省と協議して設定するものとする。”
>
> 『令和4年度支笏洞爺国立公園支笏湖第5駐車場エリアにおける受益者負担による支笏湖適正利用検討調査業務』

＜実証実験による対象と金額設定＞

対象者：第 5 駐車場付近の千歳川源流部の水辺を利用するすべての利用者

金　額：1 人につき 500 円

管理水準書(案)変更　該当項目

<table>
<tr><td>管理水準書(案)該当項目</td><td>６．費用負担及び料金設定等
（１）基本的な考え方
＜受益者負担金＞
<table>
<tr><th>費　目</th><th>単　価</th></tr>
<tr><td>駐車場利用料</td><td>1,000 円</td></tr>
<tr><td>非動力船水辺利用料</td><td>1,000 円/艇(一般利用者)
500 円/人(事業者)</td></tr>
<tr><td>河畔ヤード(管理ヤード) 協力金</td><td>1500 円/区画
夏季は 1 ヵ月単位･冬季は期間貸し</td></tr>
<tr><td>浮桟橋係留料</td><td>15,000 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>管理水準書（案）への反映の有無</td><td>有</td></tr>
<tr><td>反映内容</td><td>＜受益者負担金＞
<table>
<tr><th>費　目</th><th>単　価</th></tr>
<tr><td>駐車場協力金</td><td>1,000 円</td></tr>
<tr><td>支笏湖環境保全協力金</td><td>原則 500 円/人</td></tr>
<tr><td>河畔ヤード(管理ヤード)協力金</td><td>1500 円/区画
夏季は 1 ヵ月単位･冬季は期間貸し</td></tr>
<tr><td>浮桟橋係留料</td><td>15,000 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

7-3.非動力船・水辺利用協力金収入運用方針

非動力船・水辺利用協力金の収入の運用は、第 5 駐車場エリアの施設の　第 5 駐車場の管理業務として、維持管理費及び、支笏湖の適正利用にかかる事業へ運用され、支出項目としては下記の 5 つとしていた。

①駐車場ゲート維持費
②芝の管理費
③受益者負担金の徴取及び施設維持管理人件費
④第 5 駐車場エリア管理経費及び適正利用運営人件費
⑤支笏湖適正利用事業費

1）支笏湖適正利用事業の内容と優先度

令和 4 年度検討業務で検討された、第 5 駐車場の管理業務の内容のうち、表中の①～④は第 5 駐車場エリアの管理維持にかかる費用として運用され、令和 4 年度検討業務からの大きな変更予定されていない。

「⑤支笏湖適正利用事業費」の運用に関しては、支笏湖環境保全協力金の使途として主たる費目となるため実証実験で得られた地域や利用者の意見を取り入れながら、非動力船・水辺利用協力金収入運用計画を検討した。

費　目	単価	数量	金　額	備　考
①駐車場ゲート維持費	142,000	1 式	142,000	現在のゲートシステムの年間維持費
②芝の管理費	900,000	1 式	900,000	面積×単価×経費×税 ＝約 6000 ㎡×15.5 円×1.80×1.10 ≒18 万円/回年間:18 万円/回×5 回/年＝90 万円
③受益者負担金の徴取及び施設維持管理人件費	3,600,000	2 人	7,200,000	4～11 月(稼働日数 240 日) @1.5 万円/日(交通費込み) 業務…1.5 人管理…0.5 人計 2 人
④第 5 駐車場エリア管理経費及び適正利用運営人件費	160,000	12 ヵ月	1,920,000	1 人 12 カ月　16 万円/月
⑤支笏湖適正利用事業費	1,271,000	1 式	1,271,000	適正利用に係る直接経費･繰り越し金等
合　計			**11,433,000**	

①地域の意向

＜令和 4 年度業務意見交換の内容＞

令和 4 年度業務の管理要領(案)では支笏湖適正利用事業の内容は地域との意見交換会より下記の事業を挙げていた。

- 支笏湖ルール普及啓発活動
- エリアパトロール（安全・ルールの啓発）
- 支笏湖周辺の清掃
- 利用者・環境モニタリング調査

今年度の実証実験の実施においては、協力金の使途は環境省のグリーワーカー事業で清掃活動を行っているため、「支笏湖周辺の清掃」を除いた「支笏湖ルール普及啓発活動」「エリアパトロール（安全・ルールの啓発)」「利用者・環境モニタリング調査」を使途とした。環境保全協力金を清掃活動に活用する場合は、行政より発注されている清掃事業との分担を明確化する必要がある。

＜実証実験での協力金の使途について（地域関連団体の意向）＞

実証実験で徴収した協力金は、(一社) 国立公園支笏湖運営協議会と環境省との覚書の基、国立公園支笏湖運営協議会が支笏湖適正利用にかかる事業を実施することとなった。

令和 6 年のシーズンイン前に実施し、協力金を拠出いただいた方々に対し、効果を十分に説明できる内容として主に以下の事業の実施が検討された。

・第 5 駐車場の残置された船舶の撤去
・千歳川の危険な流木や沈んだドラム缶の撤去
・救命用の浮き輪やライフジャケットの購入　　など

この他に、すでに地域で取組みが進められている「湖底・支笏湖周辺の清掃活動」や、利用調査、湖底で釣り糸の絡まり等、水鳥への影響調査などの充実も取組みのアイディアとして挙げられていた。

②利用者アンケートの意向

実証実験と合わせて行われた利用者アンケートで、支笏湖環境保全協力金の使途にかかる質問として協力金を支払ったもしくは支払うつもりと答えた回答者に対して、支笏湖環境保全協力金の支払い理由について尋ねた設問では、図のとおり「利用マナーの悪化問題の改善が期待できるから」「ゴミ放置問題の改善が期待できるから」が半数を超えて最も多かった。次いで「水草などの自然環境の保全が期待できるから」「安全面の確保が期待できるから」の順で多かった。

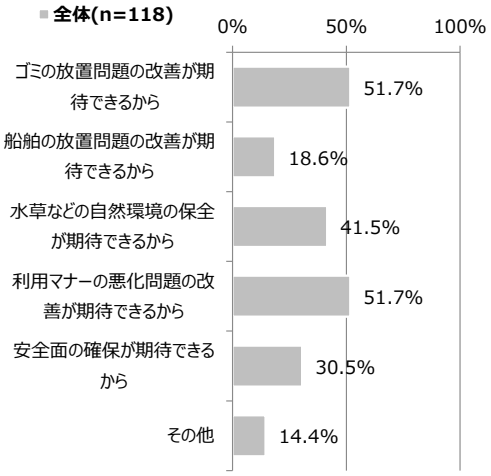

利用者アンケート-支笏湖環境保全協力金の支払い理由

アンケートの結果から一般利用者の協力金の使途として期待されているのは、「支笏湖ルールの普及啓発」「エリアパトロール（安全・ルールの啓発）」となっており、ルールやパトロールの内容にこれらの期待を取り入れながら行う優先度が高いと考えられる。

利用者アンケートの回答で多かった項目と支笏湖適正利用にかかる業務の対応

回答割合順	アンケート回答内容	対応する支笏湖適正利用に係る業務の項目（使途として掲げている項目）
1	**利用マナーの悪化問題の改善が期待できるから**	・支笏湖ルールの普及啓発 ・「エリアパトロール（安全・ルールの啓発）」
1	**ゴミ放置問題の改善が期待できるから**	・支笏湖ルールの普及啓発 ・支笏湖周辺の清掃 ・「エリアパトロール（安全・ルールの啓発）」
3	**水草などの自然環境の保全が期待できるから**	・利用者・環境モニタリング調査 ・「エリアパトロール（安全・ルールの啓発）」
4	**安全面の確保が期待できるから**	・「エリアパトロール（安全・ルールの啓発）」

③利用者（実証実験報告会）の意見

第 3 回意見交換会（実証実験報告会）で、協力金の使途に対する意見を聞いたところ、事業者より支笏湖全体としての安全管理についての意見が出された。意見の要旨として以下の 3 つが述べられた。

- 第 5 駐車場だけではなく、他の水辺利用地点（エントリーポイント）でも安全面への配慮・対策が必要
- 今後アドベンチャートラベルの利用も増えてくると想定される
- 現在は、支笏湖を利用する事業者が目を光らせている状態である、誰がどのように安全管理を実施していくかの検討が必要。パトロールにも、一定のスキルが必要で人を育てるのは時間がかかる。パトロール内容や方法の検討や、人を育てることに協力金を活用して欲しい。

以上の地域･利用者アンケート･報告会での意見交換の内容より、令和４年度業務の管理要領(案)に挙げられた項目について、優先順位高いのが特に支笏湖ルールの普及啓発活動とエリアパトロールだった。優先度が高いと考えられる「パトロール」は、パトロールの目的の名閣下、内容の検討や実施体制の構築を行う必要がある。

また、今年度実施した利用者アンケートは支笏湖適正利用における課題や利用者の意見を収集する手段として、利用者モニタリング調査としての定期的な実施が望ましい。

管理水準書(案)の項目の優先度	事業に含める具体的な取組み例
優先度１ 支笏湖ルール普及啓発活動	● マナー啓発の強化
優先度２ エリアパトロール（安全・ルールの啓発）	● エリアパトロールの内容や実施体制、安全管理に必要なスキル・知識基準の検討 ● パトロールの実施
優先度３ 支笏湖周辺の清掃	● 支笏湖周辺のごみ拾い ● 湖底清掃
優先度４ 利用者・環境モニタリング調査	● 利用者アンケートなど （利用者の意識の変化のモニタリング）

④支笏湖適正利用事業の運営体制の構築

第５駐車場は、支笏湖適正利用の拠点として位置づけられており、管理運営にあたっては施設の維持管理業務の他に、支笏湖適正利用にかかる事業においては、地域内外の利用者・関係者からの意見をふまえた事業計画が必要となる。

さらに、支笏湖適正利用にかかる事業の実行にあたっては、地域の関係者との連携が必要となることや、現地の状況や社会的な課題の変化に合わせて、支笏湖ルールのブラッシュアップが必要となるため、支笏湖適正利用事業の計画運営を協議する体制づくりとその運営も第５駐車場の管理運営事業の一つとして取組む必要がある。

2）管理水準書(案)への反映

管理水準書(案)該当項目	5. 業務内容 （5）支笏湖適正利用にかかる業務 支笏湖適正利用に係る事業として以下の項目を実施する。 ・ 支笏湖ルール普及啓発活動 ・ エリアパトロール（安全・ルールの啓発） ・ 支笏湖周辺の清掃 ・ 利用者・環境モニタリング調査
管理水準書（案）への反映の有無	有
反映内容	5. 業務内容 （5）支笏湖適正利用にかかる業務 支笏湖適正利用に係る事業として以下の項目を実施する。 ● 支笏湖適正利用にかかる事業を検討する地域内外との協議体制の設置と運営 ● 支笏湖ルール普及啓発活動 ● エリアパトロール（安全・ルールの啓発） ● 支笏湖周辺の清掃 ● 利用者・環境モニタリング調査 （優先順）

7-4.収支決算

第5駐車場の管理運営の中で利用者から徴収する協力金についての収支は環境省に報告することとする。

・非動力船・水辺利用協力金
・駐車場協力金
・河畔ヤード(管理ヤード)
・公共桟橋協力金

の4つの収入項目に関わる収支決算資料（案）の作成においては、管理事業・収益事業の各費目に基づき、徴取単位（人数・期間）ごとに集計を行えるように記録する。

支出に関しては、令和4年度の収支概算の費目を、業務内容のうち「施設等の維持管理」について関連する内訳を整理した。支出報告には外注・直接経費の内訳を記録する。

［収入］

事業種別	費目	内訳	集計区分
管理事業	非動力船･水辺利用協力金（支笏湖環境保全協力金）	事業者	・ 事業者数 ・ 人数 ・ 月別集計
		一般利用者	・ 日別人数 ・ 支払い種別
	駐車場料金	—	・ 日別台数
	河畔ヤード(管理ヤード)利用料	夏季	・ 月別利用区画数 ・ 月別利用者数
		冬期	・ 利用区画数 ・ 利用者数
	公共桟橋利用料	—	・ 利用事業者数
収益事業	収益事業名	—	事業の内容による

［支出］

	費　目	内訳
管理事業	第5駐車場エリア施設管理費	点検及び修繕費（排水施設含む）
		駐車場ゲート維持費（リース・補修等）
		刈り払い・芝の管理
		樹木点検
		廃棄物の回収及び廃棄
		電気料金（必要時）
	支笏湖適正利用費	会議運営
		支笏湖ルール普及啓発
		支笏湖周辺の清掃活動
		エリアパトロール
		利用者・環境モニタリング（利用者アンケート）
	受益者負担金の徴取及び施設維持管理・人件費	人件費
収益事業	収益事業ごと	

7-5.使用許可

1）河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋使用申請書ひな形(案)

河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋は、一定期間所定の場所を占有することを許可する。利用者は第5駐車場の管理受託者に対して使用申請書を提出、協力金を支払って使用する。　使用申請書に含める項目を整理し、使用申請書のひな形(案)を作成した。

申請書に含む内容一覧

申請者記入欄	
申請日	
使用申請者の情報	氏名
	住所
	電話（連絡先）
使用内容	使用期間
	使用する区画
保管するものの内容 **（複数ある場合は全て記入）**	種類
	大きさ
	色など特徴 （公共桟橋利用については使用する船舶の写真を提出） （河畔ヤード(管理ヤード)について、保管する艇、ラック等の写真を提出　※華美な色彩、景観を阻害する高さと判断される場合には、シート等の使用や使用物品の変更を求める場合がある）
	その他保管のために使用する物品 保管ラックなどの使用の有無
	動力船の場合（乗り入れ許可書番号）
事務局使用欄	
申請受理日	
協力金	協力金合計 協力金領収日

2）河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋使用許可事務マニュアル(案)

河畔ヤード(管理ヤード)・公共桟橋使用許可にあたっては管理受託者が申請書を受理し内容を確認、協力金の徴取と使用の許可を行う。使用許可にあたっては、申請者が適切に河畔ヤード(管理ヤード)や公共桟橋を使用し、国、管理受託者、他の施設利用者への不利益が生じないよう留意する。

河畔ヤード(管理ヤード)･公共桟橋使用許可事務マニュアル(案)

オンライン決済により、メールでの申請&許可も検討

①申請者から使用申し込み

- 使用を希望するものへ申請書を配布。申請書の提出を求める。

＜申請時に必要書類＞

1. 申請書
2. 身分証明書
3. 非動力船乗り入れ許可書

②申請内容を確認

③協力金の徴取

- 現金またはクレジットカード決済・スマートフォン決済などで徴収する。
- ※現金による支払いの場合のみ領収書を発行。

④使用許可

- 使用許可として許可印を捺印、複写を申請者に渡す。
- 原本は管理者が保管する（使用期限の月ごとに保管する）

⑤使用開始～使用期間中

- 申請書と実際に保管されているものや数量が合っているか確認

⑥使用期間終了前

- 使用期間の終了を知らせる。

⑦使用期間の終了移行

- 撤去の確認
- 撤去がされなければ申請者へ連絡

7-6.協力金運用の仕組み（内部）

駐車場・非動力船・水辺利用協力金の徴取と運用の仕組み(案)として第５駐車場エリア現地での協力金の徴収について検討した。

実証実験中は、第５駐車場の整備中だったため、工事区間には立ち入れないように柵が設置してあり、利用者の動線が赤い矢印のルートのみとなっており、必ず協力金の徴収テント前を通りアクセスしていたため、利用者ほぼ全員への呼びかけが可能だった。

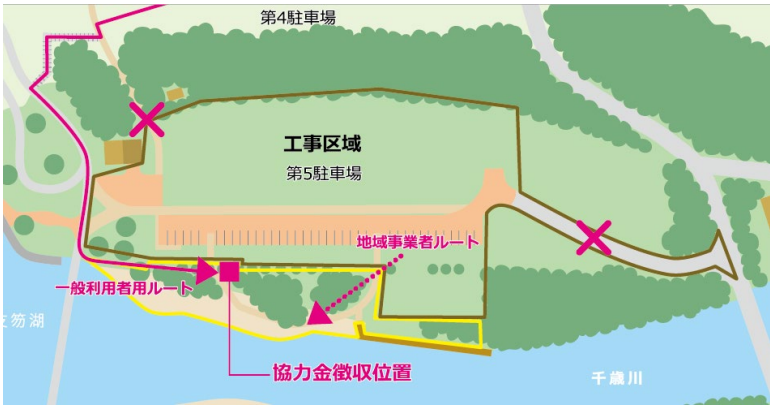

実証実験での協力金徴取位置

第５駐車場の供用開始後の利用者の水辺へのアクセス動線は、

- 第５駐車場利用者
- 第４駐車場から支笏湖神社を通過する階段からのアクセス
- 山線鉄橋方面からのアクセス

など３つが考えられる。非動力船・水辺利用協力金の徴収方法として現段階で最も多いと想定されるのは当日の現金での徴収になるため、管理運営者は、水辺利用者の利便性や運用効率を考えた協力金及び駐車場協力金の徴取位置や方法の検討及び、水辺利用の入退場ルートの設定が必要である。

なお、第５駐車場の供用開始後の水辺利用車両のアクセス動線は東側の道路からの進入１か所のみである。

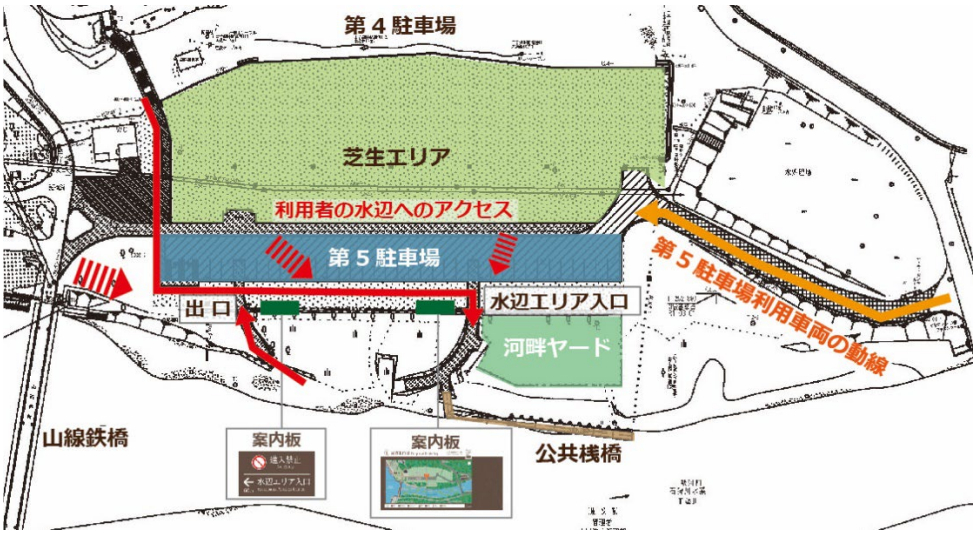

令和６年度以降の第５駐車場の水辺へのアクセス

7-7.協力金運用の仕組み（外部説明）

1) 周知・広報資料（案）のコンテンツの検討

駐車場・非動力船・水辺利用協力金の徴収と運用（周知・広報用）資料（案）を、実証実験の結果をもとに検討した。実証実験のアンケートからは認知度の向上や事前情報の提供、使途の透明性などが、課題に挙げられており、周知広報用の資料には、

- 協力金の認知を向上させること
- 理解賛同を得ること
- 協力金の徴収、第5駐車場の利用についての情報を提供し運営をスムーズにすること（利便性の向上）

の3つを利用者にわかりやすく伝えることを目的として作成した。

周知広報用資料に含めるコンテンツを整理(下表)し、今年度作成したポスターとパンフレットの改定案を作成した。

周知･広報用資料(案)に含めるコンテンツの整理

目　的	コンテンツ	来年度の更新
協力金の認知を向上	①　名称・タイトル	変更なし
	②　運営者名称・連絡先	運営体制を明記 （環境省・一般社団法人運営協議会・管理受託者）
	③　実施場所地図	変更なし
理解賛同を得る	④　導入の目的（支笏湖の課題や地域の思い）	変更なし
	⑤　支笏湖環境協力金によって実施される取組みの紹介	あり （今年度に加えて実証実験の結果を記入）
	⑥　支笏湖環境協力金の過去の徴収結果･収支報告	あり （実証実験の結果を報告）
利便性の向上	⑦　協力金の金額	変更なし
	⑧　支払い場所	あり （管理受託者の提案による）
	⑨　支払い方法	
	⑩　支払った人のマーキング	

2）ポスター・チラシの誌面改定の提案

①ポスター案

実証実験で作成したポスターを改定した。

●A2 サイズ　片面　カラー

②チラシ案

実証実験のチラシを改定した。

●A4 サイズ　両面　カラー

チラシ表面

①名称・タイトル

②運営者名称・連絡先

③実施場所地図

チラシ中面

④導入の目的（支笏湖の課題や地域の思い）

⑦協力金の金額　⑧支払い場所
⑨支払い方法
⑩支払った人のマーキング説明

⑤支笏湖環境協力金によって実施される取組みの紹介

⑥支笏湖環境協力金の過去の徴収結果・収支報告

8.実証実験の実施にかかる意見交換会等の実施

実証実験の実施の前後で 3 回の意見交換会を設けた。第 1 回意見交換会は、地域関係者からの意見交換、第 2 回、第 3 回はそれぞれ地域外の利用者も対象を広げた実証実験の説明会と報告会として開催した。

8-1.意見交換会開催概要

意見交換会の実施日や内容など概要を以下に示す。

第 1 回意見交換会		
開催日	2023 年 7 月 26 日 10:00～12:00	
開催場所	支笏湖ビジターセンターレクチャールーム	
議題	●今年度の事業についての説明･確認 ･第 5 駐車場整備について ･実証実験のスケジュール ･環境省、地域の役割分担 ●意見交換 ・　受益者負担制度導入の理由説明 ・　実証実験の実施概要 ・　協力金の使途 ●アンケート･カウント調査の概要説明と協力のお願い	
地域関係者 **呼びかけ先** **（意見交換会共通）**	**アクティビティ観光**	株式会社オーシャンデイズ 支笏ガイドハウスかのあ 株式会社ポロピナイカンパニー 有限会社アラマチ 支笏湖ボートハウス株式会社 支笏湖観光運輸株式会社 L&L Boat House
	湖畔観光事業者	休暇村支笏湖 丸駒温泉 美笛キャンプ場指定管理者（一般社団法人千歳観光連盟
	地域関係団体	支笏湖自治振興会 一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会 支笏湖漁業協同組合 一般社団法人千歳観光連盟 一般財団法人自然公園財団　支笏湖支部
	行政	北海道森林管理局　石狩森林管理署 千歳市市民環境部支笏支所 千歳市観光スポーツ部観光課
	大学	北海道大学大学院農学研究院 庄子教授　愛甲准教授

第 2 回意見交換会（説明会）	
開催日	2023 年 8 月 21 日 16:30～18:00
開催場所	支笏湖ビジターセンターレクチャールーム
議題	1.これまでの流れ ・近年の湖面・湖岸の利用における地域が感じる課題 ・支笏湖での取り組み ・第 5 駐車場の再整備 2.支笏湖環境保全協力金・実証実験の説明 ・実証実験の概要～支笏湖環境保全協力金 ・水辺へのアクセスについて ・実証実験のスケジュール 3.質疑応答
呼びかけ先	● 地域関係者（第 1 回意見交換会参照） ● 地域事業者・住民 ● 地域外アクティビティ事業者 ● 報道各社 ※プレスリリースにより広く開催を告知

第3回意見交換会（報告会）	
開催日	2023 年 11 月 28 日 13:30～15:00
開催場所	支笏湖ビジターセンターレクチャールーム
議題	1. 実証実験の実施概要 ・実施期間 ・実施方法 など 2. 実証実験実施結果 ・協力金の収受結果 ・アンケート調査結果概要 3. 実証実験の成果と課題 4. その他
呼びかけ先	● 地域関係者（第 1 回意見交換会参照） ● 地域事業者・住民 ● 地域外アクティビティ事業者 ● 報道各社 ※プレスリリースにより広く開催を告知

8-2.意見交換会開催結果

1)第 1 回意見交換会

第 1 回意見交換会では、第 5 駐車場での実証実験についての実施概要を説明した。また、実証実験の実施に関して、協力金の協力を対外的に呼びかけるために改めて協力金の地域の認識を確認し協力金の金額設定や使途などについて意見を交換した。

①開催概要

［開催日］ 2023 年 7 月 26 日 10:00～12:00

［場　所］ 支笏湖ビジターセンターレクチャールーム

［出席者］ 16 団体 17 名の参加があった。

アクティビティ観光事業者	株式会社オーシャンデイズ	板谷氏
	支笏ガイドハウスかのあ	松澤氏
	株式会社ポロピナイカンパニー	小林氏
	支笏湖ボートハウス株式会社	飛山氏
	支笏湖観光運輸株式会社	今野氏
湖畔観光事業者	丸駒温泉	日生下氏
	美笛キャンプ場指定管理者	堤氏 （千歳観光連盟観光部と兼務）
地域関係団体	支笏湖自治振興会	佐々木氏
	一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会	山田氏 白石氏 佐藤氏（支笏湖漁業組合と兼務）
	支笏湖漁業協同組合	佐藤氏
	一般社団法人千歳観光連盟観光部　地域連携課	堤氏
	一般財団法人自然公園財団　支笏湖支部	木林氏
行政	北海道森林管理局　石狩森林管理署	浅野氏
	千歳市市民環境部支笏支所	荒川氏
	千歳市観光スポーツ部　観光課	吉村氏　中津川氏
大学	北海道大学大学院　森林政策学研究室	庄子教授
	北海道大学大学院	愛甲准教授
	北海道大学大学院　森林政策学研究室	深津氏

［第 1 回意見交換会次第］

１．開会

２．今日の意見交換会の流れと目的

３．今年度の事業についての説明・確認

・第 5 駐車場整備について

・実証実験のスケジュール

・環境省、地域の役割分担

４．意見交換

1.受益者負担制度導入の理由説明

2.実証実験の実施概要

3.協力金の使途

５．アンケート・カウント調査の概要説明と協力のお願い

６．閉会

第 1 回意見交換会開催状況

②開催結果

［会議資料］

第１回意見交換会で使用した説明資料は以下である。

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験

第１回意見交換会

2023年7月26日10:00～12:00
支笏湖ビジターセンターレクチャールーム

1

今日の意見交換会の流れと目的

今日の意見交換会の流れと目的

実証実験についての説明・確認
・第5駐車場の整備について
・実証実験のスケジュール
・環境省・地域の役割分担

意見交換＆確認
1.受益者負担制度導入の理由説明
2.実証実験の実施概要
3.協力金の使途

アンケート・カウント調査の概要説明と協力のお願い

2

今年度の事業についての説明・確認

第５駐車場整備について

3

実証実験のスケジュール

- 第１回意見交換会（地域関係者内での実施に向けた調整&準備）
- 調査設計（大学との連携）
- 第２回意見交換会・広報（地域内外への説明・周知）
- 実証実験
- 支笏湖適正利用の取組実施（清掃活動等）
- 第３回意見交換会 実証実験実施報告
- 令和６年度 運用開始に向けた取りまとめ

4

今年度の実証実験の環境省･地域の役割分担

	準　備	実証実験中	実証実験後
	1. 徴収方法の準備 2. 実施告知 3. 調査準備	1. 実証実験の実施 2. 調査の実施 3. 事務手続き関連	1. 手続き&オペレーションの見直し 2. 結果報告
環境省	• 徴取方法の可能性の整理（事例収集等） • 広報ツールの作成・告知 LP作成・チラシ作成 • アンケート利用者数調査 調査設計/実施準備 • 第2回意見交換会の開催 資料・参加呼びかけ	• 告知・問合せ対応 • 調査の実施 • 会計決算の準備	• 申請等事務手続きの見直し • 管理マニュアル取りまとめ • 第3回勉強会の開催
運営協議会	• 人員配置の検討 • 徴取方法の検討 • 会計準備 • 協力金の活用計画 • 告知協力（HPへの掲載） • チラシ配布など • 第2回意見交換会の開催 • （参加呼びかけ）	• 協力金の徴取 • 会計管理 • 告知・問合せ対応 • 一般利用客などからの質問や意見などあればメモを • 収支決算	• 収支決算 • 協力金会計・徴取におけるオペレーション振返り • 第3回勉強会の開催

5

意見交換&確認

実証実験についての情報発信

実証実験の実施概要（情報発信の内容）

1.受益者負担制度導入の理由説明

2.実証実験の実施概要
- 実証実験の期間
- 実験の対象地域、対象者
- 実験の実施体制
- 協力金の金額
- 協力金の支払い方法

3.協力金の使途

4.第５駐車場の整備について
～スケジュールと整備後の利用イメージ

5.支笏湖ルール

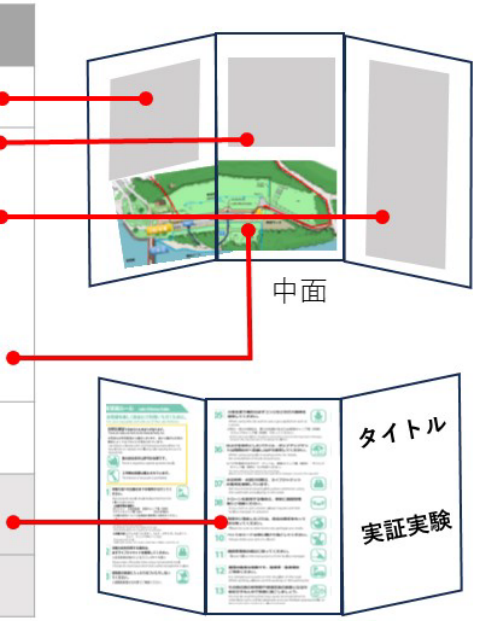

6

実証実験の実施概要
1.受益者負担制度導入の理由説明
2.実証実験の実施概要 ・実証実験の期間 ・実験の対象地域、対象者 ・実験の実施体制 ・協力金の金額 ・協力金の支払い方法
3.協力金の使途
4.第５駐車場の整備について ～スケジュールと整備後の利用イメージ
5.支笏湖ルール

~R４年パンフレットより~

支笏湖では、豊かな自然環境や景観を守りつつ、安全に心地よく自然を満喫していただくため、ローカルルール（支笏湖ルール）を策定し、官民連携による清掃活動、パトロール、湖面利用に関するマナー啓発など多くの活動が行われています。

地域や管理者だけではなく、支笏湖の自然の恵みを享受する皆様方との連携によって、「支笏湖をきれいなまま」で維持しながら、国立公園を利用していただくための仕組みとして、現在、受益者負担金の導入を検討して
います。

今年度は、実証実験を実施し、今後の取り組み体制やより良い制度に向けて検討を行います。

実証実験の実施概要
1.受益者負担制度導入の理由説明
2.実証実験の実施概要 ・実証実験の期間 ・実験の対象地域、対象者 ・実験の実施体制 ・協力金の金額 ・協力金の支払い方法
3.協力金の使途（今年度含めて）
4.第５駐車場の整備について ～スケジュールと整備後の利用イメージ
5.支笏湖ルール

実証実験の期間

2023年9月1日～9月30日

対象地域・対象者

第5駐車場エリアの水辺エリアを利用する人

実施体制

いただいた協力金は国立公園支笏湖運営協議会が行う
支笏湖の適正利用のための事業の資金として活用します。

協力金の金額

1人500円

支払い方法

徴収員による現金払い
クレジットカード、銀行振込みなど　検討中

実証実験の実施概要
1.受益者負担制度導入の理由説明
2.実証実験の実施概要 ・実証実験の期間 ・実験の対象地域、対象者 ・実験の実施体制 ・協力金の金額 ・協力金の支払い方法
3.協力金の使途
4.第５駐車場の整備について ～スケジュールと整備後の利用イメージ
5.支笏湖ルール

徴収した協力金は、
国立公園支笏湖運営協議会が支笏湖適正利用のための活動を実施。

令和４年度第１回意見交換会での意見
～支笏湖適正利用にかかる事業～
（優先順）

- ●支笏湖ルール普及啓発活動
- ●エリアパトロール（安全・ルールの啓発）
- ●支笏湖周辺の清掃
- ●利用者環境モニタリング調査

実証実験余剰金の活用

アンケート・カウント調査の概要説明と協力のお願い

<アンケート>
非動力船の利用者に対してアンケートを実施以下の課題を抽出。
① 受益者負担金の導入に対する理解や賛同の検証
② 理解・賛同を得るための条件の抽出
③ 受益者負担金の導入による利用形態・意識の変化
④ 効果的/効率的な徴取方法（利用者の利便性）

<カウント調査>
受益者負担金の導入による影響や受益者負担金への協力率を確認するため、非動力船の数と利用者数をカウント。

●**調査場所**　2か所　【第5駐車場エリア】【ポロピナイ】
●**調査回数**
実証実験前　第5駐車場エリア/ポロピナイ　…各1日
実証実験中　第5駐車場エリア…4日間　/ポロピナイ…1日

	対象者	実施方法
一般利用者	①　非動力船を利用する一般利用者 ②　アクティビティに参加するツアー客 ③　水辺の一般利用者	調査員による調査依頼と調査票の配布・回収
アクティビティ事業者	支笏湖で非動力船ツアーを販売している事業者、非動力船の販売を行う事業者	協力依頼をEメール（郵送）等にて配布。 回答はWebアンケートより回収。

【カウント調査】
○第5駐車場エリア：非動力船の利用数・水辺利用一般→山線鉄橋より総数カウント
○ポロピナイ　　：非動力船（総数カウント）　水辺利用一般：30分毎定点写真によるカウント

11

［議事概要］

①今年度の事業についての説明・確認

質問

- 令和 6 年度の第 5 駐車場の管理者の公募のスケジュールについて、管理者決定までの期間は短い気がする。

（環境省）
環境省ではあまり例がないのだが、他とはそれほど機関に差はないと思う。ただし、指定管理の場合はもう少し時間をかけることがあるかもしれない。

②意見交換

質　問

- このパンフレットの発行（実証実験の運営）はどの名前で出すのか。

（環境省）
環境省・一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会の連名で発行することを考えている。

意　見

協力金の対象・金額について

- 昨年度は非動力船の利用する人を対象としていたが、協力金の目的としている環境保全を考えると非動力船以外で水辺を利用する人も水辺の環境に影響を与えていると考えられる。
- 同じエリアを利用する人の中で、非動力船の利用とすると声掛けや説明も複雑になり運営を考えても水辺を利用する一人につき 500 円が良いと考えた。
- 協力金の意味を考えると、細かな金額設定をするのではなく任意で支払ってもらうのがよいのではないか。
- 過去の調査からは利用者は「協力金」といわれても「払うものだ」と認識していることが多い。金額が決まっていないと困ってしまうということが多い。金額がある程度設定されているとスムーズに払うかどうかということに関しては、その方がスムーズだと思う。

協力金の子どもの金額設定について

- 子どもも一律で同じ金額ではなく、中学生以下は取らないことにしてはどうか
- 実証実験では、徴収の運営にかかる負担も減らしたい。金額設定についても利用者からの意見や反応をみて今後検討していくのが良いと思う。
- 協力金は任意のものであるから、子どもも支払うかどうかは個人に任せる余地もあるが、任意性を全面にうたってしまうと、協力金制度自体が成り立たないので注意が必要である。

（環境省）
徴収にかかる負担や任意性を考えて、協力金は一律 500 円とし、子どもについては利用者に判断を任せる。その反応を次年度以降の検討の材料とするということで、実施したいと思う。

協力金の任意性について

- 協力金自体は任意のものだが、不公平感や支払わない人が多くなる懸念があり制度の持続性を考えると強制的に近く、しっかり徴収する必要があると思う。
- 協力金は地域の事業者は必ず 500 円払うことになると考えると、全員から取ることができれば不公平感はないが、一般の人への協力金は強制ではないから取れない、でも事業者は払わざるを得ない弱者となると不公平感がある。
- 10 年氷濤祭りをやってきたが、今後のことを考えても任意ではなく強制で入場料とすべきと考える。今回は実証実験なので協力金としても良いと思うが来年から実際に動く時には強制で一律に取ってそれを運用していくのが良いと考えている。

協力金の認知や賛同向上のために

- 500 円払う一般の人たちに、協力金が何に使われているかを具体的にみられるようにするのが良いと思う。動画やホームページなどに紹介していても水辺で遊ぶだけの方はなかなか自分でそこまで情報を取りに行かないので、その場で QR コードを読み取ってもらうなど、運営の手間にならないような説明を補足するシンプルなものがあるとよいと思う。

（環境省）
令和 4 年度のグリーンワーカーの清掃活動を映像で取りまとめたものが環境省の YouTube にあるのですぐに活用できると思う。もちろん今後取組が進んだ時には新たに作ってそれを使っていくのが良いと思う。

- 支払い方法になるが、SUP などを持ってくる人は水辺に来る時にお財布など持ってこない可能性がある。上の駐車場に車を止めて歩いてくるだろうから、そのルートに告知する看板を仮設でつけたほうがいいのでは。

（環境省）
SUP やカヌーを使う人は第 4 駐車場を利用すると思うので、第 4 駐車場に看板を置くことは考えていた。駐車場の入り口付近にも実施中のパネルなど設置したいと思う。

［協力金徴取の運営について］

協力金の徴収場所や利用者の動線について

- 水辺のエリアの入口出口はクローズするのか。

（環境省）
運営協議会と進めているのは、徴収は不公平感につながるところだと思うが、協力金の声かけ漏れみたいなのが出ないようにするために、入り口は設定しておく必要があると考えている。物理的な境界はないため、モラル的な理解が前提となる。

- どのような利用、どこからが協力金の対象になるか明確ではない。

- 取りやすい体制を作ることが必要。どこからでも入れる状態をどうするか、柵をつけるなどの議論もしていくべき。
- 徴収場所となるところは、混雑が予測される。おそらく事業者はその都度支払うことにはならないので、混雑回避の動線を検討して欲しい。

（環境省）
実証実験期間の 9 月は、第 5 駐車場の工事が入りバリケード設置もあるので、工事の関係と利用者の動線を検討する。

- 今年は右岸側でのエビ捕りをしている人を見かける。ライフジャケットを着用していないことも見かけるため注意が必要である。危険を注意しても、利用者からどこで採ったらいいか聞かれるので、禁止の場所・良い場所を設定するとよいのでは。

（環境省）
危険個所については対処を検討する。

［実証実験での協力金徴取の運営について］

支払った人・支払ってない人の区別

- 支払った人を明確に分かるようにするマーキングや支払った人に対する返礼の品などの仕組みは必要だと思う。協力金の徴収率を上げるためにも大切である。

（環境省）
運営協議会と対応方法を検討したいと思う。

協力金の徴収の時間について

- 徴収の時間は何時からなど時間が決まっているか。美笛キャンプ場でも利用者から質問されることがあると思う。すべて運営協議会に聞いてもらうことにすると大変だと思う。財団の駐車場も時間が決まっている。
- 来年度からは時期によって変わってくるのだと思うが、9 月だと 9 時より早くから来る人もいるように思う。
- 徴収する時間帯が実証実験ということになる。9 時～5 時に決めてしまう。その時間の前後に入った人に関しては、今日の議論としては切り分けてよいと思う。
- 一定の 9 時～17 時で財団の駐車場の時間帯と整合もとれてよい。実証実験の周知の際には、時間に加えて**徴収実施時間 9 時～17 時**を加えたいと思う。

［実証実験の使途について］

- ここで難しいのは、美ら海協力金は、サンゴの保全だけに使われているのでとても分かりやすい。支笏湖の場合はどうするかが大切。
- エリアパトロールなら船でパトロールして焚火をしている人がいたら中止するような感じになるのか。焚火の跡があっても見つけられないこと多いだろうしすごく難しいと思う。何が一番良いのか、色々やってみてもよいと思う。
- エリアパロールに関しては、今後やり方を考えていく必要がある。

- 地域がパトロールしたとしてもどうしてこの人に言われるのか？ということも想定される。腕章など作るのもよいと思う。
- 今回は黄色い線のラインの中に入ってきた方から協力金をとるという認識をしえている。支笏湖ルールで書いているとはいえ、ライフジャケットの着用をお願いする一言は必要ではないか。
- エリアパロールに関しては、今後やり方を考えていく必要がある。地域がパトロールしたとしてもどうしてこの人に言われるのか？ということも想定される。腕章など作るのもよいと思う。
- 優先順位を書いてしまうと、それに縛られてしまうので、余剰金が少なければ、支笏湖普及啓発活動だけかもしれないため、優先順位は書かなくてよいと思う。

（環境省）
昨年度検討した支笏湖適正利用にかかる業務として挙げている取組みを優先順位をつけずに書いておき、収受結果の金額によって内容が変わるということにしたい。

［協力金の名称について］

- 昨年度は「第 5 駐車場エリアにおける受益者負担」となっていたが、やはり一般にはなかなか伝わらない。他の地域でも「環境保全協力金」などつけて、わかりやすい名称をつけており、皆さんも説明しやすく、利用される方にも分かりやすい名称が必要だと思う。また「第 5 駐車場」といわれても伝わらないと思う。
- 使途を考えると協力金を取るところは第 5 駐車場だが使途としては支笏湖全体を対象とするので「支笏湖」が良いと考える。
- **『支笏湖環境保全協力金』**がよいと思う。**⇒決定**

［アンケート調査について］

- アンケートを取るならば、協力金の徴取を理由に利用せずに帰る人や、協力金を支払わず利用する人もいると思う。そのような人にもその理由を聞くことができたらよいと思う。

［第 5 駐車場の協力金制度について］

- 利用頻度の高い利用客にとっては負担になる。支笏湖の利用者が減るのではないか。
- 協力金は任意のものであるのに、強制的な印象になり締め出しになるのではないか。他の地域への影響を心配している。。
- 第 5 駐車場で協力金を取ることになっているが、使途は支笏湖の他のエリアにも及ぶものである。協力金の対象も例えば、釣りも釣り糸などが湖底に残り、野生生物に影響を与えている事例も確認されていることから、第 5 駐車場の利用者だけでなく、釣りなど他の地域や利用形態の人たちにも、支笏湖の自然保護について考えていってほしいところである。
- 環境に意識していなかった人で遊びに来ただけの人でも第 5 駐車場に来ることで、環境への意識を持ってもらう、そのような場所にするというのも意味があることだと思う。

2)第２回意見交換会（実証実験説明会）

第２回意見交換会は実証実験の実施を地域内外に広く告知し内容を説明する「実証実験説明会」として開催した。実証実験への協力を求めるとともに実証実験の実施概要を説明し、参加者からの質問に回答した。

①開催概要

［開催日］2023 年 8 月 21 日 16:00～17:30

［場　所］支笏湖ビジターセンターレクチャールーム

［出席者］22 団体 29 名の参加があった。

内　訳	人　数
地域団体	6
水辺事業者	8
行政	3
観光事業者	7
報道	2
その他（地域住民･学生）	3
合　計	**29**

［第 2 回意見交換会（実証実験説明会）次第］

開　会

1.これまでの流れ

・　近年の湖面・湖岸の利用における地域が感じる課題

・　支笏湖での取り組み

・　第 5 駐車場の再整備

2.支笏湖環境保全協力金・実証実験の説明

・　実証実験の概要～支笏湖環境保全協力金

・　水辺へのアクセスについて

・　実証実験のスケジュール

3.質疑応答

閉　会

第 2 回意見交換会（実証実験説明会）開催状況

［会議資料］
第２回意見交換会（実証実験説明会）の説明資料は以下である。

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験

実証実験説明会

2023年８月21日16:30～18:00
支笏湖ビジターセンターレクチャールーム

北海道地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所

説明会の内容

1.これまでの流れ
- 近年の湖面・湖岸の利用における地域が感じる課題
- 支笏湖での取り組み
- 第5駐車場の再整備

2.支笏湖環境保全協力金・実証実験の説明
- 実証実験の概要～支笏湖環境保全協力金
- 水辺へのアクセスについて
- 実証実験のスケジュール

3.質疑応答

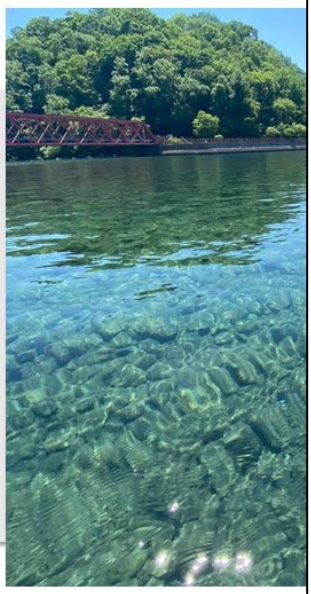

1.これまでの流れ

支笏湖の変化

湖面や支笏湖周辺の利用の増加
利用形態の多様化

▶コロナ禍でのアウトドアブーム

▶手軽なウォーターアクティビティーの流行

近年の湖面・湖岸の利用における地域が感じる課題

1

危険行為や安全への懸念

- 危険な遊泳行為（ライフジャケットなし）
- 水難事故の増加

2

マナー・利用ルール

- タープ・テント・キャンプ・サウナなどの増加
- 利用者間の軋轢・SUP等の放置
- ゴミ・トイレのキャパシティーオーバー
- ペットの放し飼い
- 迷惑行為を注意しても聞き入れない人が目立ってきた。

3

交通についての課題

- 登山者・釣り人の駐車の増加
- 旧有料道路区間の危険
- 駐車や人が多すぎで緊急時に救助の妨げになる。

4

自然環境（景観）への影響

- 動物への餌やり
- 焚火（直火）

1.これまでの流れ

支笏湖での取り組み

R元年

支笏湖温泉街ローカルルールの策定
▶利用者への注意喚起やマナー意識の啓発

R３年

課題共有の会の開催
▶支笏湖ローカルルール（仮称）議論スタート

支笏湖ローカルルール（仮称）勉強会の開催
▶地域内外で支笏湖ローカルルール（仮称）議論スタート

支笏湖ルールの策定
▶支笏湖の全域の支笏湖ルール（仮称）を策定

R４年

第５駐車場での受益者負担制度導入の検討
▶支笏湖適正利用の促進のための受益者負担制度
▶第５駐車場への導入を検討

R5年

第５駐車場支笏湖保全協力金実証実験の実施
▶第5駐車場における協力金導入実証実験
▶利用者へのアンケート調査

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験　説明会

1.これまでの流れ

第5駐車場の再整備

●再整備の内容●
～令和5年度実施中～
・園地造成・電線地中化（駐車場部分）
・水辺のアプローチ路（2箇所）
・河畔ヤード
～令和4年度実施済～
・公共桟橋

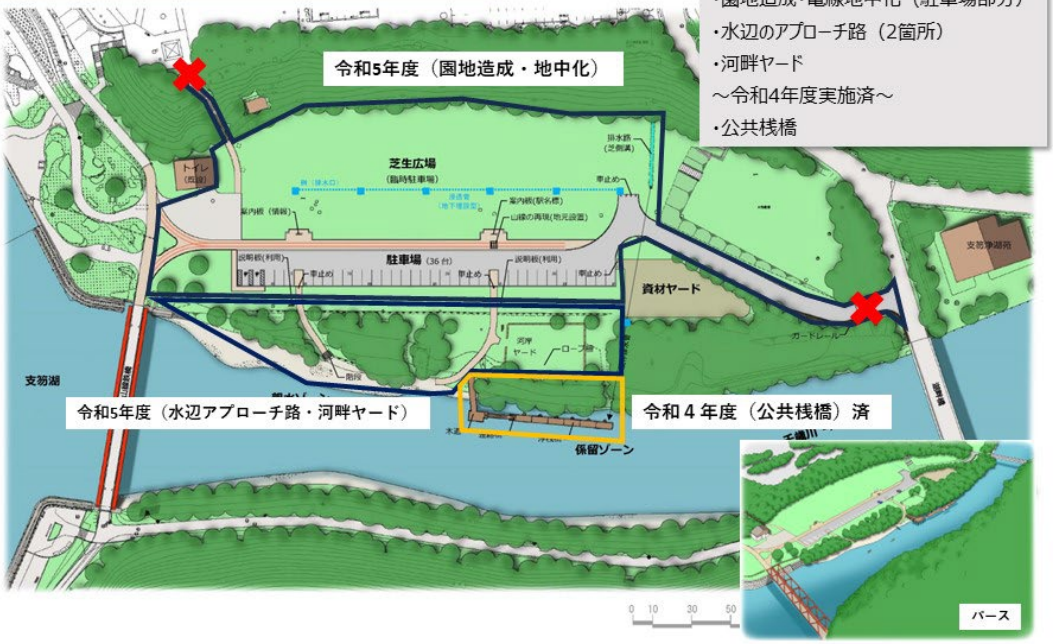

2.支笏湖環境保全協力金・実証実験の説明

これからの支笏湖…『静かな佇まいの支笏湖』

- ”利用するため”のルールをつくり、一般の利用者と支笏湖を作っていく
- 公平・平等な利用
- 環境保全と利用バランスを取っていく

支笏湖環境保全協力金の導入の検討

協力金の主な使途

●支笏湖ルール普及啓発活動
●エリアパトロール
●利用状況・環境モニタリング
など
支笏湖の適正利用に活用していきます。

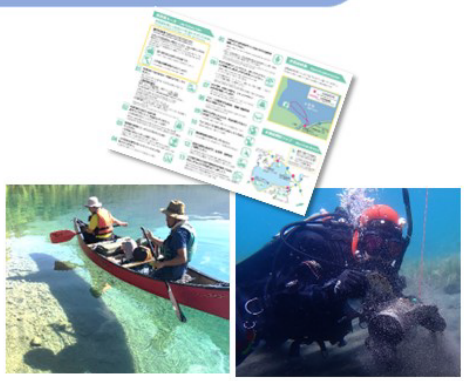

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験　説明会
2.支笏湖環境保全協力金・実証実験の説明

実証実験の概要～支笏湖環境保全協力金

実証実験の期間

2023年9月1日～9月30日

対象地域・対象者

第5駐車場エリアの水辺エリアを利用する人

実施体制

一般社団法人　国立公園支笏湖運営協議会
北海道地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所

協力金の金額

1人500円

支払い方法

徴収員による現金払い・クレジットカードを予定

利用者用リストバンド

協力事業者用　腕章

徴収員用　腕章

水辺へのアクセスについて

赤線のルートを通って水辺へアクセスしてください。■の位置で協力金をお支払いください。
※駐車場工事により、アクセスルートや協力金徴収場所を変更する場合があります。

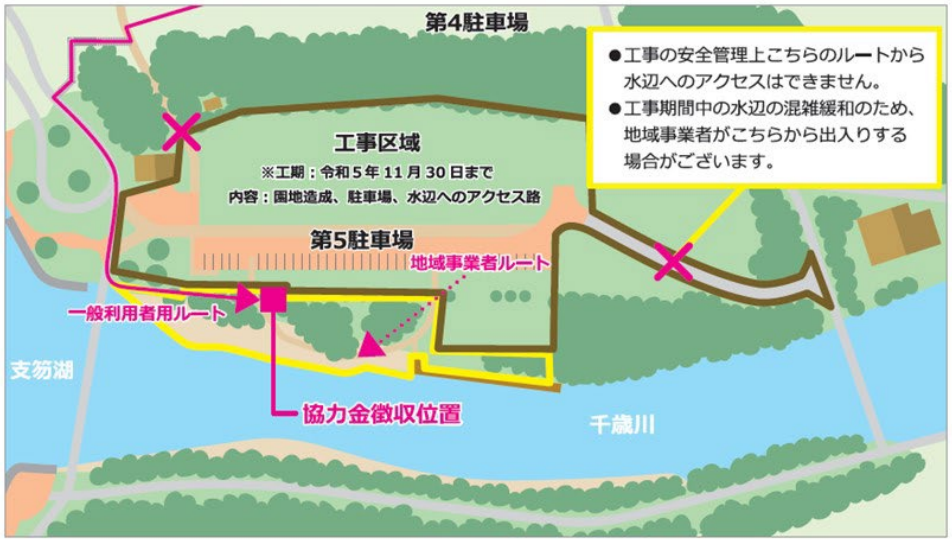

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験　説明会
2.支笏湖環境保全協力金・実証実験の説明

実証実験のスケジュール

- 7月 第１回意見交換会（地域関係者内での実施に向けた調整準備）
- 調査設計（北海道大学との連携）
- 8月 実証実験説明会（地域内外への説明・周知）
- 9月 実証実験の実施
- 11月 第３回意見交換会 実証実験実施報告
- 12月 R６年度運用開始に向けた取りまとめ

3. 質疑応答

［議事概要］

質　問

実証実験の実施内容について

- 実証実験での協力金は一人 500 円となっているが来年度以降の金額はまだ決まっていないという理解でよいか。

（環境省）
その通りである。現時点では一人 500 円とは決まっていない。ただし、この金額は昨年の調査の結果をもとに、第5駐車場の管理等にかかる費用を試算したうえの金額に設定にしている。

- 徴収の時間設定 9:00～17:00 となっているが時間設定は次年度以降もこの設定か。
- 9:00 以前、17:00 以降の利用者からは取らないとなるとあえてその時間帯に来る方もいるのではないか。

（環境省）
時間設定は、駐車場の時間に合わせて設定している。
財団では、9 時以前に入った利用者からは出る時に聴取するなど対処されているようなのでそのような形も想定している。

- 腕章は腕につけるものか、ピンなどがついているものか。

（環境省）
協力事業者は腕や見えるところに是非つけて欲しい。ピンなどで止められる仕様になっている。

水遊びなども含め年齢を問わず、非動力船の利用がなくても対象となるのか。親水公園は対象にならないのか。

（環境省）
これまでは、非動力船の利用者を対象すると検討していたが、水遊びについても環境に与える影響や安全への周知が必要となると考えて、対象を水遊びを含めた水辺利用者と広げて実証実験を行うこととした。親水公園の利用者は対象としていない。
子どもの金額設定については、実証実験中の利用者の声などを聴いて来年度からの検討に活かしていきたい。

- 今年は SUP が水際に乱雑に置かれている状況が目だつ。現在工事が進められていると思うが、SUP などを置いておく場所などはほかにないのか。

（環境省）
「河畔ヤード」を整備している。来年度からは水際に置かず河畔ヤードに置くような管理を考えている。

- 今回の実証実験では、利用者や事業者の意見を聞くなど、効果測定などはするか。

（環境省）
利用者アンケートは北海道大学と連携して実施を予定している。実証実験の結果などは改めて報告する会を設けること予定している。

協力金の使途について

- 協力金の使途について、「パトロール」が入っているが、このパトロールについては、どのような内容と範囲のパトロールなのか。安全管理やパトロールについての規定があれば教えて欲しい。

（環境省）
パトロールは現在環境省発注により実施している、利用状況を確認し不適切な利用があれば注意をするようなものを想定している。支笏湖ルールの普及啓発が十分とは言えずそれも含めて今後充実したいと考えている。

- ツアーに参加している客だけではなく事業者自身も対象となるのか。

（環境省）
事業者自身を含めて水辺を利用する全ての人を対象とする。

意　見

［協力金の制度について］

- 協力金は任意で支払うもの、制度をすり抜ける人も出てくると思うが、協力金をしっかりと支笏湖の適正利用に活かす制度にして回していくことで、利用者が払いたくなるような仕組みにしていくのが大切だと考えている。
- 子どもの料金設定については、公平性の観点は理解できるが、観光地として地域ではその方針でよいか考えていく必要がある。利用者には支笏湖に訪れて良い思い出を持ち帰ってもらいたいという思いもあり、その思いと相反するものにならないようにする必要があるのではないか。

［実証実験への提案］

- 一般の利用者は情報が伝わってない人も多いと思う。当日現地に来て実証実験を知った場合、戸惑ったり、現金を持っておらず戸惑いや混乱も想定される。
- 宿泊施設に荷物を置いて来る方もいるので、宿泊施設での周知や駐車場を利用するタイミングで周知することはできないか。情報を事前に提供することで不快感もなくなると思う。
- 事前の情報が大切とのことそのように思う。丸駒温泉では、先日、日帰り温泉の利用時間を変更したが、その際にグーグルマップで変更を告知した。丸駒温泉とは別のピンで“丸駒温泉日帰り温泉”を設定。そこに利用時間の変更を投稿したところ閲覧数が 3 万ほどあり、効果があると感じている。
- 利用者は「支笏湖周辺の日帰り温泉」を探して情報を見るため、検索で上位表示されることを意識して「支笏湖」「日帰り温泉」の単語を入れて設定するとよいと思う。第5駐車場でもそのような方法で、現在のインターネットによる情報発信を生かしてはどうか。
- パトロールは徴収員が行うのか。支笏湖地域は、他の地域に比べて死亡事故が多いと感じてい

る。ライフジャケット着用の啓発などどのように伝えていくかがとても大切だと考える。

- 地域やアクティティビティ事業者が一緒になって真剣に「死亡事故を無くす」と取り組むべきことではないか。この実証実験でその取り組みにつなげていってほしい。

3)第 3 回意見交換会（実証実験報告会）

第 3 回意見交換会は実証実験の実施後、実証実験での協力金の収受結果やアンケート調査の結果などを地域内外に報告する「実証実験報告会」として開催した。主催は、環境省と一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会とした。

①開催概要

［開催日］ 2023 年 11 月 28 日 13:30～15:30

［場　所］ 支笏湖ビジターセンターレクチャールーム

［出席者］ 23 団体 31 名の参加があった。

内　訳	人　数
地域団体	5
水辺事業者	9
行政	6
観光事業者	5
報道	3
その他	3
合　計	**31**

［第 3 回意見交換会(実証実験説明会)次第］

開　会

1. 実証実験の実施概要

・　実施期間

・　実施方法（支払い方法）

2. 実証実験実施結果

・　実証実験期間の協力者数

・　アンケートの結果概要

3. 今後の課題

4. その他

閉　会

第 3 回意見交換会(実証実験報告会)開催状況

［会議資料］
第２回意見交換会（実証実験報告会）の説明資料は以下である。

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験

実証実験報告会

2023年11月28日13:30～15:00
支笏湖ビジターセンターレクチャールーム

一般社団法人　国立公園支笏湖運営協議会
北海道地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所

報告会の内容

～ 次 第 ～

1.実証実験の実施概要

2.実施結果
- 協力金の収受結果
- アンケート調査結果

3.実証実験の成果と課題

4.その他

1.実証実験実施概要

実証実験の概要

実証実験の期間

2023年9月1日～9月30日

対象地域・対象者

第5駐車場エリアの水辺エリアを利用する人

実施体制

一般社団法人　国立公園支笏湖運営協議会
北海道地方環境事務所　支笏洞爺国立公園管理事務所

協力金の金額

1人500円

支払い方法

一般利用者：徴収員による現金払い・ICクレジットカード決済・スマホ決済
協力事業者：銀行振り込み

利用者用リストバンド

協力事業者用　腕章

徴収員用　腕章

1.実証実験実施概要

実証実験の周知

新聞・テレビ

北海道新聞（千歳版・道央圏版）
苫小牧民放
HTBニュース

パンフレット

A4三つ折り…6500部

▼パンフレット

ポスター

A２…50部

▼ポスター

インターネット

環境省HP
一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会HP

SNS

環境省支笏洞爺国立公園インスタグラム

▼インスタグラム投稿

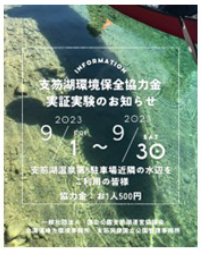

1.実証実験実施概要

協力金の収受方法

一般利用者

- 毎日9:00~17:00
- 徴収員１名が徴収テントに常駐
- 一般利用者へ協力金支払いの呼びかけ
- 支払った人はリストバンドを装着

協力事業者

- 事前に一定数のリストバンドを渡す。
- ツアーゲストへの協力金の収受を行う事業者は事前に渡した腕章を装着。
- 2週間ごとに利用数の申告→利用数分の協力金を支払う。
- 支払い方法は後日銀行振り込み対応

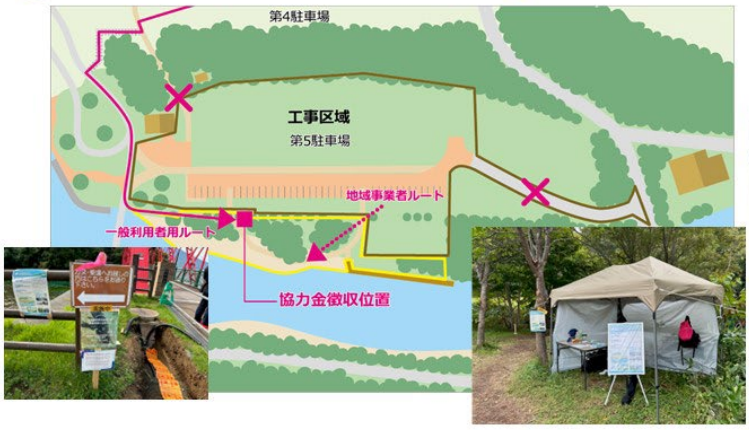

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験　説明会

2.実証実験実施　結果

協力金の収受結果

種　別	人　数	金　額
一般利用者	311人	155,150円 ※150円寄付含む
協力事業者	2,873人	1,437,000円
合　計	**3,184人**	**1,592,150円**

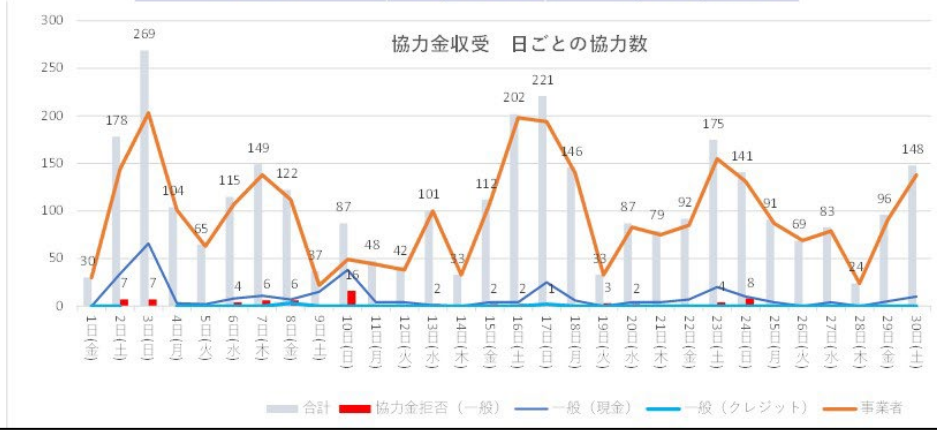

2.実証実験実施　結果

協力金の使途

支出総額：913,092円

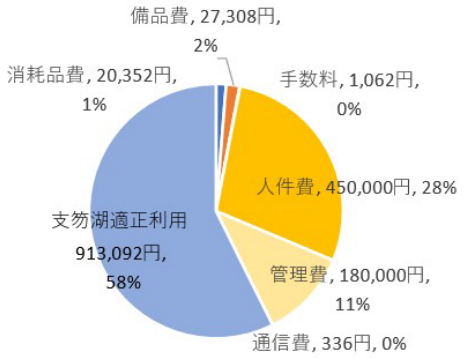

【補足】

●今年度のその他の経費（環境省で負担）

協力事業者用腕章・徴収員腕章(20個…37,200円)
リストバンド　(4500枚…133,320円)

●次年度以降の支出項目

次年度は、園地（第５駐車場）が供用開始となるため、園地の管理運営にかかる費用の支出項目が追加される。

●支笏湖適正利用事業内容の予定

・第5駐車場の残置された船舶の撤去
・千歳川の危険な流木や沈んだドラム缶の撤去
・救命用の浮き輪やライフジャケットの購入
など

●実施時期の目安

・5月下旬

●実施主体

・一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会
※環境省と協力金の使途に係る覚書を取り交わして実施

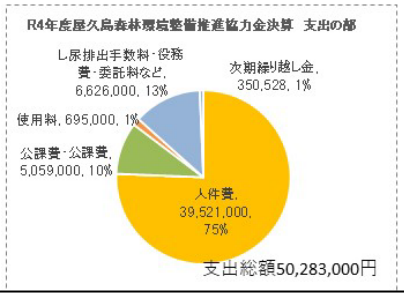

3.アンケート調査

対象者

	対象者	実施方法
一般利用者	非動力船・水辺を利用する一般利用者	調査員による調査票の配布。回収は郵送による
アクティビティ利用者	支笏湖で非動力船ツアーに参加した利用者	

実施日

実証実験前…1日　（第5駐車場/ポロピナイ）
実証実験中…4日（第5駐車場…5日/ポロピナイ…1日）

	調査日	第5駐車場	ポロピナイ
実証実験期間前	8月26日(土)	○	○
実証実験期間中	9月2日(土)	○	なし
	9月9日(土)	○	○
	9月16日(土)	○	なし
	9月17日(日)	○	なし
	9月22～30日	○	なし

２.実証実験実施　結果

回答数

	第5駐車場	ポロピナイ	親水公園	合計
回収数	100 実証実験期間前…25 期間中…75	60 実証実験期間前…24 期間中…36	4	164

※アンケートの取りまとめには親水公園の回答を除外

支笏湖の訪問目的

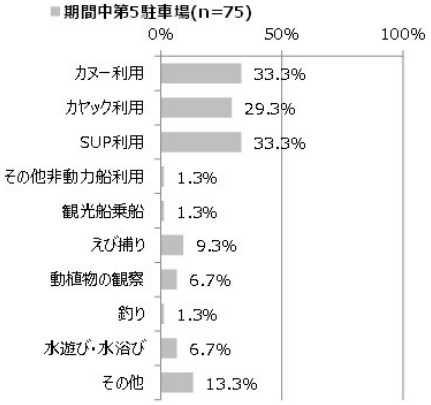

利用中に感じる課題や不安

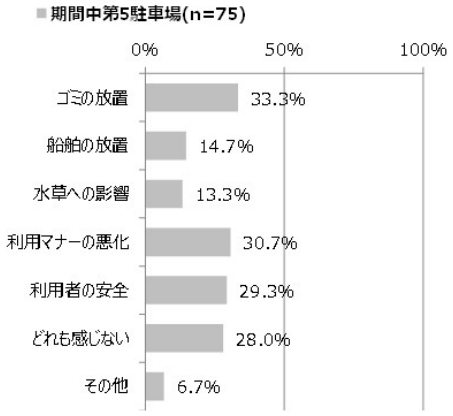

２.実証実験実施　結果

実証実験の認知度

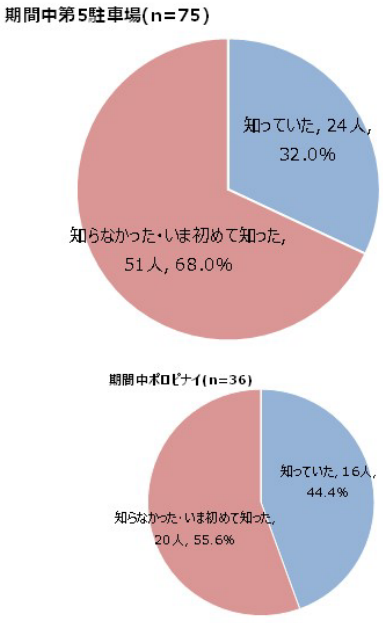

協力金の支払いの意思

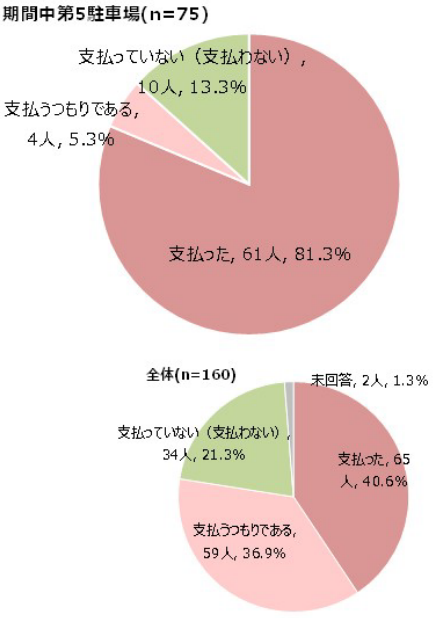

２.実証実験実施　結果

支払う理由・期待

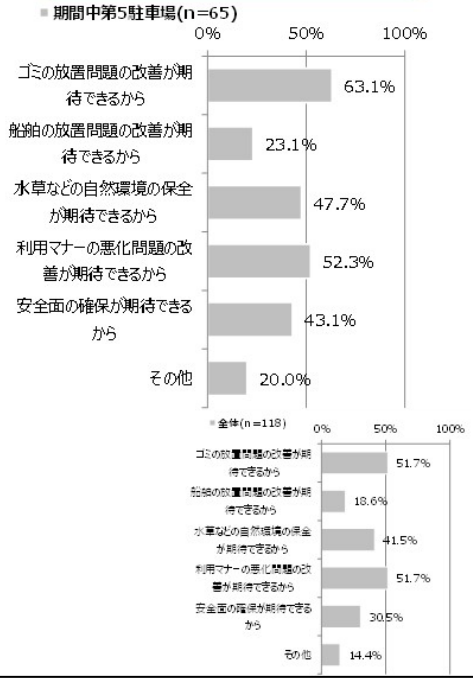

協力金を支払わない理由

<第5駐車場エリアでの支払い拒否(n=10）理由>
・現金を持っていなかった。
・どこに協力金を集める場所があるか分からなかった。
・説明がなかったので支払っていない。申し込みの時に一緒に支払いを選択できるようにしてくれるとよい。
・知らなかった。
・徴収方法がよくわからない。
・見学のみだった。
・駐車場料金以外、求められなかった。
・どこで支払うのか何につかうにか案内がなくわからない。
・支払う手続きが面倒。
・第５駐車場にいっていない。

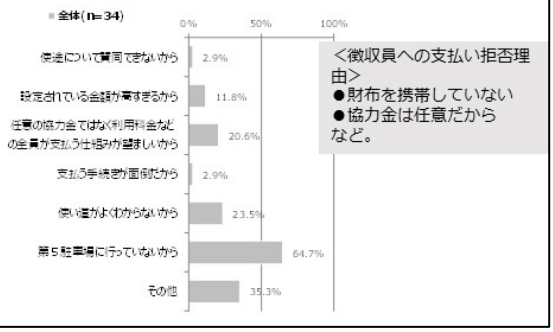

<徴収員への支払い拒否理由>
●財布を携帯していない
●協力金は任意だからなど。

２.実証実験実施　結果

協力金の金額について

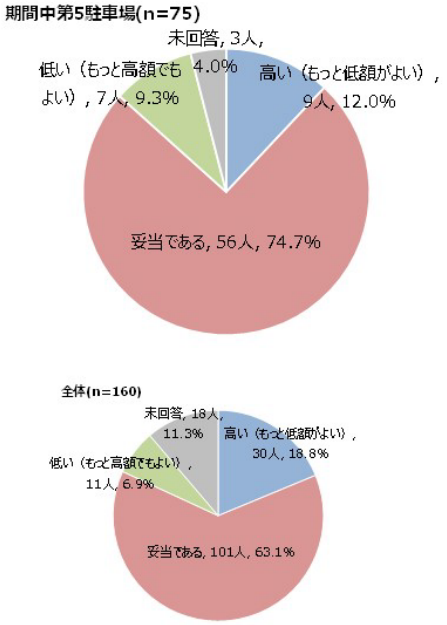

第5駐車場の利用頻度の変化

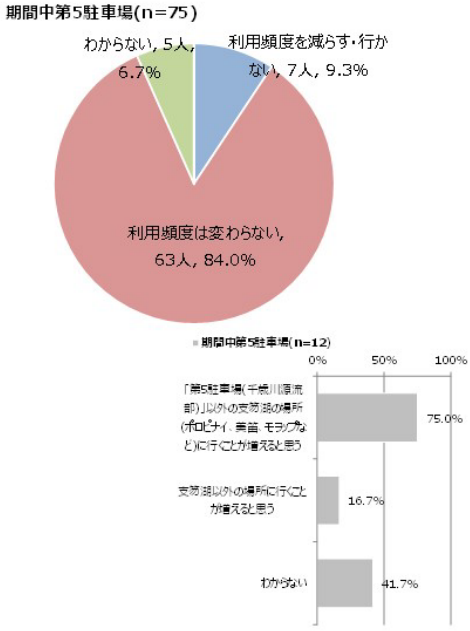

２.実証実験実施　結果

協力金の支払いのタイミング

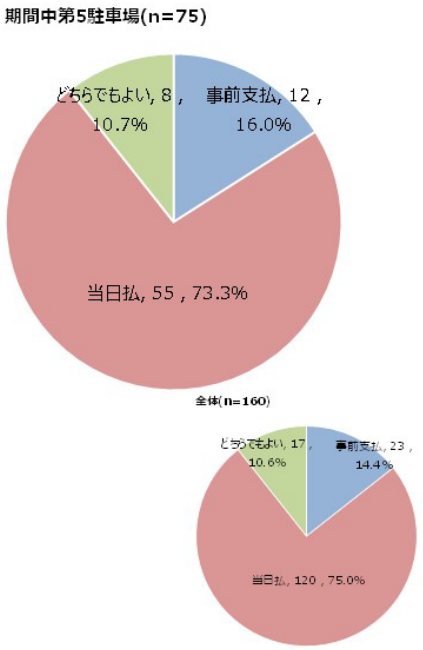

協力金の支払い方法

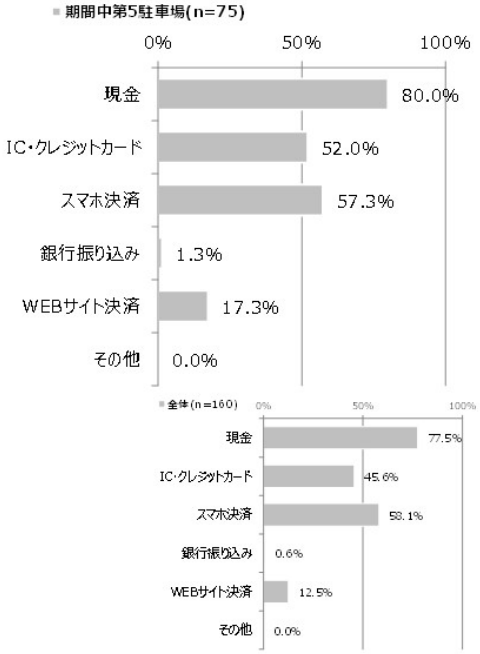

令和５年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験 説明会

２.実証実験実施　結果

協力金についての自由記述

環境保全・地域環境に配慮した利用への期待
例）環境保護に関する働きかけをしてくれてどうもありがとうございます。元々あった自然に遊びに来させてもらっているので、動物と自然が大切です。 第5駐車場に行くことがあれば、利用料金の使用用途を知った上で支払いに協力するつもりです。

協力金への賛同
例）湖を利用する人がみんな払うようになるとよいと思います。使うだけ使わせてもらって、なんだかなぁと思っていたので、せめて協力金を支払わせてほしいと個人的に思います。

ごみ問題の改善への期待
例）千歳川の清掃をボランティアで行っているとお聞きしました。かなりお金がかかってしまうということなので協力金はしょうがないと思います。

マナー啓発・向上への期待
例）観光客のマナーが改善され自然が守られながら、人々の自然や環境への理解につながるとよいなと思いました。

安全の向上への期待
例）今まで感心がなかったサップやボートを見学しましたが、おだやかに見える湖でも、安全面にはどのくらい配慮があるのかについて心配はあります。

協力金の任意性・徴収範囲への意見
例）任意であれば支払う人は少ないと思います

使途の透明性への要望
例）観光資源を保全できるのであればよいと思います。（ただし、透明性は必要）商業目的は賛同を得られない現状における問題点(課題)を日本語/英語/韓国語などで 掲示の上、一年ごとに協力金の収支と使用用途、さらに効果など発表してほしい。

協力金制度の仕組みや運営方法への意見
協力金がいつとられたのか分からない 500円くらい回収するのは妥当だと思うので、駐車場で回収して問題ないと思う。 駐車場代として回収して「環境保全に使います」と書いておけば 良いのでは? 別途回収とすると抵抗感がある人もいそうキレイな場所だと思うので、保全がうまくいくことを願っています

第5駐車場や支笏湖地域の課題
利用者の事故も毎年あるので、支笏湖に入る際は必ずライフジャケットの着用や保護者の管理を徹底するよう呼び掛けてほしい。

3.実証実験の成果と課題

実証実験の成果

1. **協力金の収受金額の概算の確認**
2. **協力金導入に対する利用者の意向・協力率向上のための課題の抽出**
3. **来年度からの導入時の円滑な収受オペレーションの確認と課題抽出**

次年度以降の課題

1. **協力金の導入・実施についての認知の向上**
   - ▶協力金の制度への理解を促進
   - ▶情報発信の充実や方法検討
2. **協力金への協力率の向上**
   - ▶協力金の収支の透明性の確保
   - ▶協力金を活用した適正利用の事業の推進と効果測定や情報発信
3. **支笏湖適正利用の拠点としての第5駐車場の管理運営**
   - ▶支笏湖適正利用を推進する拠点としての機能・場づくり
   - ▶地域内外の関係者利用者による事業の実施状況と支笏湖の状況に合わせた事業計画の見直しを行える仕組みづくり

支笏湖環境保全協力金による第5駐車場の管理運営開始の流れ

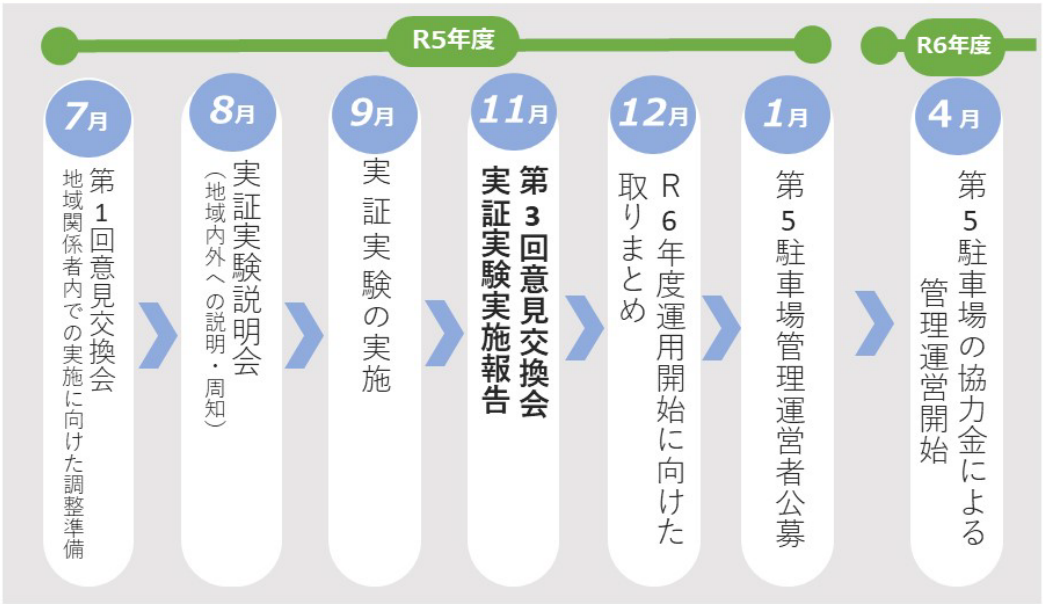

［議事概要］

第 5 駐車場エリアの来年度以降の運用について

- 来年度以降の流れについて、来年度の協力金の設定、スタートの日などは 12 月の取りまとめの段階で正式に決まるイメージか。

（環境省）
具体的な日づけについては、年度の区切りもあるので 1 月に公募をして 4 月ということで考えている。公募の状況によっては、開始の時期が変わる可能性があり、来年度スタートとしている。

- 第 5 駐車場エリアの利用は、通年なのか、それとも夏シーズンだけか。

（環境省）
決定しているわけではないが、基本的には通年で考えている。水辺の利用者からいただく協力金は、冬場にも利用もあるが、数がかなり少ないこともあり、環境省の中で制度を公募でオープンにする際にはもう少し検討する必要があると考えている。

協力金の徴収の運営についての意見

- 今回、支払った人につけてもらったリストバンドについて。リストバンドは、カーボンゼロパークになっているのにゴミが目立っていて、リストバンドを止める両面テープのはがした小さな紙も風で飛んで目立っていた。今後通年で使うのであれば、別の形、スタンプのようなものを使った方がよいのではと感じた。

（環境省）
今回リストバンドは、フェスで使われている紙製のものを目印として用意した。ご意見のように、そういった点も踏まえたのだが、今回実証実験の対応で支払い実績の判別で混乱を防ぐための整理の方法として、すぐ準備できるもので準備をした。
また、協力事業者様については腕章などをつけて、支払っていない方との明確な区分ができるいう意味で使用した。
仰るとおり、支笏湖はゼロカーボンパークとして登録されていて、廃棄が出ることについては今後の制度の中で公募の中で提案をいただきながら、いただいた意見に準じるような内容にしていきたいと考えている。

- 今回、1 か月間の管理をしてみた実証実験だと思うが、認識が違うかもしれないが、腕章をつけるのは事業者も含めてリストバンドを毎回つけてください、という認識だった。実際ふたを開けてみると、腕章をつけてリストバンドをつけていないという方は、拒否したということなのか。ガイドの中でも、リストバンドをつけていなかったり、腕章だけつけているという方がいたのだが、そのような事実関係を確認して、どのようなコミュニケーションや対応をしていたのか聞きたい。

（環境省）
協力事業者には、腕章をつけていて本来なら事業者もリストバンドをつけるべきところをつけていなかったということだと思う。
今回、ガイドの負担を考慮して、支払い方法はリストバンドを事前にお渡しするという方法を取っていたため、どの日に誰が付けていなかったというのは、調査では追えていない。
ご質問のような、状況があったようだというのは報告を受けている。実際どの日に何人つけていなかったというのは把握できないのが事実である。
今回ご意見をいただいた中で、実証実験として行っていて課題の洗い出しも目的の一つである。
今後このような不公平感が出てこないように環境省として公募など、今後の制度の中で調整できることがあれば反映していきたい。例えば、具体的な策やアイディアがあれば聞かせて欲しい。

- スタートラインがそろわないというのは、やっている方も気持ちよくない。泣き寝入りのような気分で終わるというのは、人間なのでお金の関わることは、ある程度スタートラインの足並みをそろえるということが大事。再確認の意味も込めて確認して欲しい。来年度以降も、お金が関わることに対しての意識。毎日顔を合わせるメンバー同士、ぎくしゃくするような関係を作りたくないという気持ちである。

協力金への賛同や協力率について

- 今回に協力をいただいている事業者に聞きたい。お客様に提示している料金が例えば 7000 円だった時に、ツアーの料金の他の 500 円の協力金を説明して支払いの選択をお客様がしていたのか、それとも、提示が 7,000 円でその中から業者さんが協力金を支払ったということなのかを業者に聞きたいと思った。

（事業者 A）
実証実験に当たって、基本的に当社はカヤックが特に多かった。協力金はツアー料金の 7,000 円に含む形としていた。お客様にはその部分は基本的には選択してもらうことはない。ガイドからは実証実験の実施についての説明をレセプションでカウンター越しに 500 円の協力金が入っていることを伝えていた。
修学旅行の受入もやっているのだが、9 月に何校かきたのだが、修学旅行は 1 年くらいまでに決まっていて、その時点では実証実験の実施は予定されていなかったため、今から 500 円支払うのは厳しいと言われた。来年のこのプログラムがスタートすることを学校へは伝えており、了承を得ている。

（事業者 B）
最初から払っている 7,700 円に 500 円の協力金分が入っていて、それを運営協議会に支払った。現場で支払うというよりは参加者は自分の財布から出ているという印象は薄いと思う。支払い方によって支払っている人の感覚が違うのでは、と思っている。

（事業者 C）
予約をいただいた時点で、ツアー料金とは別に協力金をいただくというご案内をさせていただき、当日 500 円を徴収するようにしていた。今後については金額が出てくると思うが、金額を含めて検討していきたいと思っている。

（事業者 D）
申し込みがあったお客様にはツアー料金に別途 500 円がかかるという伝えていて、当日は、受付場所が神社のところになっていてちょうど協力金の案内のポスターがあったためそれを見ていただいて、協力金の目的を話して私たちも協力金に協力したいと思っているのでお支払いをお願いしていると案内をした。拒否はなくすべての方にいただいた。

- 補足的にお伺いしたいのだが、事業者 C と事業者 D はツアー料金とは別に協力金をいただいたとのこと、その時のお客様の反応はどうだったか

（事業者 C）
事前にお伝えしてあったので拒否される方はいなかった。割と気持ちよく支払っていただけた。

- 当初始まる時に子どもがどうするかという問題が出ていた。赤ん坊はどうするということがあって、基本的には一律で 500 円をお願いすることとなったと思うが、今後の課題となっていくところだと思う。この調査中に、「なぜ子どもも払わなくてはいけないのか」とか「まだ 2 歳 3 歳なのに」などの意見はあったのか。

（環境省）
今回冒頭でも説明したが、オペレーションを考えて例外条件を設けると徴収員 1 名だけの中で難しくなること、協力金という性質上、例外規定を設けないでまずやってみようというところで実証実験を実施した。質問いただいた内容については、そのようなご意見はあった。子どもはもう少し安くしてほしいという意見はあった。
おっしゃる通り、皆が皆幼児までとるのか、という話に関しては、逃げ道、逃げ道といっても別の場所から入れば良いということではなくて、支払わなくても楽しんで帰ってもらえることがあってもよいのではないか、と考えている。アンケートの中には意見があった。

- 実証実験の結果でアンケートの支払わない意見があったが、実際に協力金を支払わない、拒否した人数は実際どのくらいいたか。

（環境省）
ゲートがあって一対一の対応をしていたわけではなく、拒否して帰った人数を全て確認することが難しい。現場で徴収員が声をかけて拒否されたと記録してもらった結果は、スライドの協力金の収受の結果にグラフに表示されており合計 70 名だった。

- この 70 人の中には、そのまま水辺を使っている人もいるし、帰った人も含まれているということか。

（環境省）
その理解で間違いない。

協力金の使途に関しての意見や要望

- 支笏湖全体を考えた場合は、支笏湖のどの地域で事故が起きても支笏湖としてみなされて報道されると思う。第 5 駐車場エリアでの協力金制度が、他の地域にしわ寄せがいって事故が誘発されるであれば本末転倒である。他のエリアに増えたところをどのようにコントロールするのかはその地域の人の仕事が増えてしまう課題になるのでは。全体として中長期で考えると温泉街はクリアになったけれど他のエリアではどんどん人が増えて、お金がかからないから、ということになったら問題だ。
- パトロールを行うなら、誰かが管理しなければならない。理想はパークレンジャーのような公のレンジャーがいてしっかり管理をしていることだが、なかなか難しいというのは十分理解している。毎日現場を利用している事業者が目を光らせている。そのような時にこの協力金の使途の中でどういう形でどういう人が管理できるようにしていくのか、体制づくりやそれを担う役割にも協力金を使っていってほしい。
- 9 月の 1 ヶ月で収入が 150 万。7 月 8 月に比べると少ない時期。トータルで考えると 2,000 万いってしまうのでは。屋久島では人件費だけで 3,000 万支出があり、世界遺産だからだと思うが、ここは匹敵するエリアだと感じている。今後 AT を考えて人が入ってくることを想定した場合、人を育てるのは大変なので、人を育てることにこのお金を使うのは急務であると感じている。

（環境省）
今環境省で委託しているパトロールはあくまで見回りをして、不適切な行為があれば声をかけてもらうという部分までをパトロールと認識している。協力金の使途として、責任の範囲など、いろいろ検討すべきことがある。是非、今後もご意見等いただきながら、安全面が急務であるという認識は同じなので相談しながら進めていきたい。
温泉地区で実証試験を行い、今後、実走をしてくのだが、これがこれで終わりではないと

我々としても思っている。
大きく言えば、ポロピナイ、モラップ、美笛の 3 か所がエントリーポイントして大きなところ。
そこをどのようにコントロールしていくのかを考えていかなければならない。
特にモラップは第 5 駐車場と同じように環境省所管する土地からのエントリーになる。そういったところで、第 5 駐車場エリアに準じたどのような取組みができるかを我々の引き続いての検討課題である。
ポロピナイ、美笛に関しては千歳市の管理しているエリアになっているので、千歳市とも相談しながらどのようにコントロールの在り方があるか引き続き検討していきたいと思っている。

令和5年度
支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験及び検討支援業務
報　告　書

令和5年12月
環境省北海道地方環境事務所

受託者
株式会社ライヴ環境計画
〒060-0002
札幌市中央区北2条西13丁目1－10札幌第一会計ビル3階
TEL:011-213-1955